

第十二條 神社ニ神職ノ缺員アルキハ北海道廳長官府縣知事ハ十五日以内ニ氏子氏子ナキハ信徒ニ候補者ノ推薦ヲ命ズベシ

第十三條 前條ノ場合ニ於テ氏子氏子ナキハ信徒ニ總代ハ命令ヲ受ケタル日ヨリ一ヶ月以内ニ其ノ候補者ノ履歷書及資格證明書ヲ具シ北海道廳長官府縣知事ニ推薦スベシ

第十四條 北海道廳長官府縣知事ハ候補者其ノ任ニ適セバト認ムルトキハ更ニ第十二條ノ規定ニヨリ候補者ヲ推薦ヲ命ズベシ

附 則

第十五條 本令ハ明治卅五年二月廿日ヨリ施行ス

第十六條 本令施行前ヨリ現ニ府社縣社以下神社ノ神職タル者ハ本令ノ施行ニヨリ神職タルノ資格ヲ失フコトナシ

第十七條 明治二十八年內務省令第十號同年內務省訓第六五六號及同年內務省訓令第十六號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

問題 右規則第二條の各項を説明せよ、

答案 第一項、重罪(即ち死刑、無期徒刑、有期徒刑、無期流刑、有期流刑、重懲役、輕懲役、重禁獄、輕禁獄の刑に相當する罪)を犯したる者の中に於ても、國事犯は政事犯即ち特別なる犯罪なれば、復權せられたるものは、人格を認め、受験資格を與へられたるものなり。

第二項、定役に服すべき輕罪とは、罰金以上の刑を受けたるものを云ふ、(輕罪とは重禁錮、輕禁錮並に罰金を云ひ、罰金の最低格は二圓にして、刑の種類に從ひ輕重あるものとす、)即ち重禁錮、并輕禁錮の刑に相當する罪を犯したるものは、受験資格を有せず、

第三項、身代限の處分を受け、債務の辨償を終へざる者、若は破産の宣告を受け、若くは家資分産の宣告を受けたる者は、權利能力なき者、即ち公權を停止せられたる者なれば、受験の資格なしと、然れども、債務の辨償を終へ、又は家資分産若くは破産の宣告を取消されたる者は、公權を復權せらるゝ者なるに付き、其復權が確定すれば、更に受験資格を有するなり。

第四項、禁治産者とは、精神の異狀に基きたる無能力者を云ふ、即ち心神喪失の狀況にあ



るが爲めに、禁治産の宣告を受くる者是れなり、人は不幸にして、生れながら心神を喪失する者、又は疾病により心神を喪失するものなきにわらず、故に是等の者が、心神の喪失中になしたる法律行為は、全然無功なり、故に何時にても、其行為を取消すことを得、又禁治産者も禁治産者と等しく精神の異状に在る者にして、精神の作用甚だ不完全にして、稀には心神の喪失までには陥らざるも、著しく智能に缺くる所ありて、遙かに普通人の能力に及ばざるものあり、即ち心神耗弱者、聾者、啞者、盲者及浪費者は是れなり。

第五項、官吏が懲戒、免官及び免職の處分を受くるは、官吏としての制裁を受くる者にして、職務上の義務に違背し、又は職務を怠り、若くは官職上の威厳、又は信用を失ふ可き行為ありたる者の内、免官は其の責重きものにして二年間、再び他の官職に就くを禁じられたりと雖も、満二年間を経過すれば、再び官職に就くことを得る權は、文官懲戒令に記載せられたり。

問題 右規則第十一條第三項を説明せよ。

答案 本則に判任待遇とあるは、神職、教導職は勿論、舊戸長並に副戸長並に區長、副

區長の如きは、包含せざる義にして、巡查、看守、小學校教員等の判任待遇の職にありしものを云ふ、舊戸長副戸長等は、明治七年三月太政官達廿八號により官吏に準ずる資格を與へられ、又教導職は、明治五年三月太教正を二等官に準じ、以下毎階級之れに準じ、從て大講義ハ、八等官即ち判任に準ずる旨規定せられたるも、明治十七年八月教導職を廢されしものにして、是等は只一時其待遇を與へられたるに止り、此處に云ふ判任待遇以上の職にありしものと云ふ能はず、而して此等判任待遇以上の職にありし者にして、祝詞、作文、祭式を修めたるものは、社司社掌試験委員の銓衡を経て、社司社掌に補せらるゝことを得るものなり、

問題 右規則第十六條を解釋せよ。

答案 本令即ち、省令第四號施行前より、現に府縣社以下神社の神職たるものは、本令の施行により、神職たるの資格を失ふことなし、即ち本條項により、神職となりたるものは、自由に他神社に轉勤若は兼務等差支なし、即ち社掌の職にあるものが、社司を兼務するも、或は社司に轉任するも差支なし、故に例へば村社の社司にして、其神社が郷



社に昇格せる際は、其の郷社の社司に補せらるゝも差支なし、即ち本條項は神職たるの資格を保障せられたるものにして、現職を保障せられたるものにあらず。

然れども内務省令第十號（明治廿八年八月七日）第二條第一項及び同則第三條第一項に該當するものは、本條項に包含せざるものとす、即ち

内務省令第十號（明治廿八年八月七日）

第二、三條左項ノ一ニ當ルモノニシテ直接國稅年額二圓以上ヲ納ムル者ハ試験ヲ經ズシテ社司社掌ニ補スルコトヲ得

一、明治元年以前ニ於テ五代以上引續キ其ノ神社ニ奉仕シタルモノ、子孫

二、神宮皇學館本科及専科ヲ卒業シタル者

三、皇典講究所六等以上ノ學階證書ヲ有スル者

三、滿二年以上判任待遇ノ職ニアリシ者

即ち二條及三條の一項に云ふ明治元年以前に於て五代以上引續き奉仕したる者の子孫と云ふ廉を以て社司社掌の職にあるものは轉任兼任等をなすことを得ず

問題 府縣社以下神社の神職の種類及員數を擧げよ

答案 府縣社及郷社にありては、神職の種類は社司、社掌にして、其内社司は一人に

限り、社掌ハ若干名を置くことを得るものとす、社掌の員數は、社司と氏子（氏子ナキト）

總代と協議の上定めたるものに付、地方長官の認可を受くべきものとす、而して村社

無格社にありては、神職は社掌のみにして、其員數も亦一定せず、事務の繁閑により、

氏子（氏子ナキト）總代に於て、協議の上員數を定めて、地方長官の認可を受くべきこと

府縣郷社の場合と同じ、

問題 府、縣、郷社に於て神社の管理者は、社司なりや若くは社掌なりや。

答案 府、縣、郷社に於て神社の管理者は、社司にして、社掌にあらざる、社掌は社司不

在中と雖も、特に地方長官より代理を命ぜられたる場合の外、當然其神社の管理權を

有すべきものにあらず、明治二十七年二月勅令第二十二號第三條を見るに、社司は社

掌を指揮して神明に奉仕し祭祀を掌り、處務を管理すとあるを以て見ても、社掌は社司

の命令に服従し、社司を補佐して、社務を行ふべきものたるや明なり、

備考



臺灣總督府  
勅令第廿二號  
明治廿七年二月廿七日

神 社 法 令

(一〇)

○府縣社以下神社ノ神職ニ關スル件

明治廿七年二月廿七日  
勅令第廿二號

第一條 府社縣社及郷社ニ左ノ神職ヲ置ク

社司 一人

社掌 若干人

社掌ノ員數ハ社司及氏子氏子ナキト總代之ヲ議定シ臺灣總督北海道廳長官府縣知事ノ認可ヲ受ク可シ

第二條 村社以下神社ニ左ノ神職ヲ置ク

社掌 若干人

社掌ノ員數ハ氏子氏子ナキト總代之ヲ議定シ臺灣總督北海道廳長官府縣知事ノ認可ヲ受ク可シ

第三條 社司ハ社掌ヲ指揮シテ神明ニ奉仕シ祭祀ヲ掌リ庶務ヲ管理ス

第六條 臺灣總督北海道廳長官府縣知事ハ氏子氏子ナキト總代ヲシテ社司及社掌ノ候補者ヲ推薦セシメ其中ヨリ之ヲ補ス但氏子信徒總代ニ於テ候補者ヲ推薦セザルカ若ハ推薦再

回ニ及ブモ候補者其ノ任ニ適セズト認メタルトキハ北海道廳長官府縣知事ニ於テ適任者ヲ舉ケテ其職ニ補スベシ

候補者ノ資格及推薦ニ關スル規則ハ內務大臣之ヲ定ム但シ臺灣ニ在リテハ臺灣總督之ヲ定ム

第七條 社司及社掌ハ判任官ノ待遇トス

第八條 社司社掌ノ服務及懲戒ニ關スル規則ハ內務大臣之ヲ定ム但シ臺灣ニ在リテハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

第九條 本令施行ノ際祠官タル者ハ社司ニ祠掌タル者ハ社掌ニ補セラレタル者ト看做ス、

神宮神官は純然たる官吏なるが故に、一般官吏の服務紀律（二十年勅令第三十九號）に依るものなりと雖も、爾餘の神職は官吏の待遇を受くるに止まるものなるが故に、官國幣社官司は奏任待遇、爾餘の神職は盡く判任待遇とす、服務紀律に付ては、別に規定せらるるものとす、而して官國幣社神職に對しては明治二十四年八月十四日內務省訓令第十七

制 法 史

(一)



號、官國幣社神職奉務規則なるものあり又府縣社以下の神職に對する服務紀律は左の如し

○府縣鄉村社神官奉務規則

明治廿四年七月六日  
內務省訓令第十二號

第一條 神官ハ神明ニ對シ尊崇悃誠ヲ主トシ典例ニ從ヒ各本務ヲ盡スベシ

第二條 神官ハ祭祀ノ典則舊來ノ儀式ヲ遵守シ決シテ紛亂スベカラズ其社ノ例祭民俗因襲ノ神賑等ハ適宜行フコトヲ得

但シ臨時祭ヲ行ハントスルトキハ所轄警察署又ハ分署へ届出ヘシ

第三條 神官ハ人民ノ請求ニ應ジ神符神像ヲ授クルハ妨ゲナシト雖ドモ苟モ貪汚ノ所爲アルベカラズ

第四條 神官ハ社殿及其ノ境内ヲ清潔ニシ修造取締等當ニ意ヲ注ギ舊觀ヲ失墜セズ汚穢破損ニ至ラシム可ラズ

第五條 神官ハ神社所藏ノ寶物什器及古文書類ヲ鑑護シテ散逸セシム可ラズ如何ナル場合ト雖トモ賣却讓與又ハ質入書入ス可ラズ

第六條 神官ハ神社所有ノ財産ヲ管理シ金穀ヲ出納スベシ

第七條 神官ハ其ノ管理ニ係ル不動産積立金穀ヲ濫リニ賣却讓與又ハ質入書入スベカラズ若シ不得止必要アルトキハ氏子又ハ信徒ノ協議ヲ經地方廳ノ許可ヲ受クベシ

第八條 神社ニ依託山林アルトキハ其栽植伐採其他山林ノ保護ニ注意シ損害ヲ來タヌガ如キコトナカラシムルヲ要ス

問題 右規則の大意を説明すべし、

答案 本規則は、府縣社以下神職の、服務規則とも稱すべきものにして、實に神職にと

りては、樞要なる法規の一なり、總て神職は神に仕て忠實を旨とし、敬禮を怠らず、故

典作法に従ひ、神職たる本務を盡すべきものにして、祭祀に用ふる典例は、舊來より其

神社にある儀式を遵奉し、自儘に變更すべからず、而して其社の例祭及び古來因襲の神

賑等は、適宜に行ひ差支なし、然れども臨時祭を行はんとするときは、所轄警察署又は

分署へ届出るを要す、第三條を看るに、神官は人民の請求に應じて、其奉仕せる神社の

神符、守札及神像を授與するは差支なきと雖も、其れが爲めに多くの金錢を費する可らず、



又神職は、神社の境内並に建物を清潔にし、修造取繕等に常に注意して、齋戒を失はしめずして、不潔破損等なからしむる様、常に注意するを要す、又神職は、神社の寶物及古文書類は申送もなく、什器等に至る迄大切に保護し、賣買讓與又は質入書入等の所爲あるべからず、以上は動産のみに付ての訓戒なるが、其他一般神社の財産を管理して、金穀の出納を正直になすを要す、因て其の管理に係る不動産、及び積立金穀を、自儘に賣却讓與又は質入書入等をなす可らず、若神社の爲め止を得ざる必要あるときは、氏子又は信徒と協議を経たる上、地方廳の許可を受くべきものなり、また若神社に於て、政府より依託を受けたる山林あるときは(明治廿四年四月八日 農商務省令第五號)社寺上地官林委託規則を云ふ其栽植其他山林の保護に注意して、損害を來たすが如きことなからしむるを要す、依て境内林境外所有林等ある場合は、右等同様に取扱ふべきは云ふ迄もなき次第なり、

○神官神職政治に關與することを得ず  
明治廿八年五月十五日 社寺局社甲第一一五號通牒

神宮神官官國幣社以下神社神職ハ國家ノ宗祀ニ從事スル職ニアルヲ以テ齋肅恭敬神事ニ奉

祀シ苟モ輕躁暴ノ行爲アルベカラズ國政ニ容喙シ政事ヲ論議スル如キ固ト其職分ト相反ス然ルニ近頃神官神職中其本分ヲ忘レ政事ニ奔走シ時事ニ關與スルモノアリ殊ニ對清戰爭漸ク其局ヲ結ビ五月十三日詔勅及勅令ノ公布セラレタルニ當リ私ニ其條款ニ不滿ヲ抱キ猥リニ言ヲ敬神ニ籍リテ排外的觀念ヲ挑發セシメ以テ講和事件ノ進行ヲ妨害セントスルモノアルヤニ相聞ユ右ハ愛國ノ衷情措ク能ハサルニ出ツルモノナルヘシト雖トモ神官神職ハ日常神明ニ奉仕スルノ職分アリ斯ノ如キハ當ニ神明ニ對シテ齋肅恭敬ヲ缺クノミナラズ敵愾教唆ノ餘兇徒ヲ出ス如キコトアラバ實ニ容易ナラザル儀ニシテ國家ノ體面ニ關シ治安ヲ妨害スルコト甚ナカラス四月二十一日及五月十三日詔勅ノ御趣旨ニ反戾シ曠職ノ責等閑ニ附スヘカラサル次第ニ付此際神官神職ヲシテ一層反省自警其ノ職務ニ精勵シ毫モ不都合ノ行爲無之様嚴重御訓示有之度命ニヨリ此段申進候也

問題 右通牒の精神を説明せよ、

答案 本通牒は、兼て神職服務紀律の上にて示されたることを、尙細密に、日清戰爭事件に對し布演し、神職に訓示せられたるものにして、神職中往々其の職分を忘れ、政



事に關與し、人心を教唆するものあるに至るに由り、特に訓戒を施されたる通牒なりとす、茲を以て見ても、神職は政治に關與す可き者にあらずして、誠意神明に奉仕すれば可なることを知るに足る。

### ○神官神職は衆議院議員選舉競争に

關與す可らず 明治二十七年二月六日  
内務省訓令第五號

衆議院議員ノ選舉ニ際シ神官神職ハ自己享有ノ選舉權ヲ行フノ外直接ト間接トヲ論セス總テ政論ニ容喙シ明黨ニ加盟シ選舉ノ競争ニ關與スベカラズ專心一意本務ニ従事セシムベシ  
問題 右訓令の解釋を求む、

答案 衆議院議員の選舉に際し、神官神職中、衆議院議員の選舉資格を有するものは、普通人と同様に、衆議院議員を選舉することを得、而して其議員選舉資格とは、衆議院議員選舉法第八條に示さる、如く、滿廿五歳以上の男子にして、選舉人名簿調製の期日前、滿一年以上其選舉區内に住所を有し、尙引續き住所を有するものが、選舉人名簿調

### 備考

製の期日前、滿一年以上土地租拾圓以上、又は滿二年以上土地租以外の直接國稅、拾圓以上若くは地租と其他の直接國稅とを通算して、拾圓以上を納め、仍引續き納むるものは、選舉資格を有するものとす、神職は此の選舉資格を有する外、直接と間接とを問はず、總て政論に容喙し、若くは政黨に加盟し、議員選舉の競争に關與する等のことなく、誠意精心、神官神職たるの本務に従事せよとの訓令なり、神官神職は右列載の選舉資格を有するものは、唯選舉權を有するのみにして、被選舉權は、神職は如何なる場合と雖も有せざるものとす、然れども、其職は罷めたる後、三ヶ月を経過したる場合は、被選舉權を有するものとす、府縣會議員の選舉、若くは郡、市町村議員の選舉に於ても、同様の理に基づき、選舉資格あるものは、選舉權は有すれども、被選舉權は有せざる者とす、又選舉競争に關與すべからざるは、當然のことなり、

### ○衆議院議員選舉法

明治三十三年三月廿八日  
法律第七十三號



第拾參條 神官神職僧侶其他諸宗教師、小學校教員ハ被選舉權ヲ有セズ其ノ之ヲ罷メタル  
後三月ヲ經過セザル者亦同ヲ

問題 神職服務紀律は、一般官吏と異なり、別に設けらるゝと雖ども、懲戒令に至りては如何、

答案 懲戒令に至りては、神職も一般官吏同様の懲戒上の規則に従ふものと規定せらる、(明治卅五年二月勅令第廿九號參照) 蓋し其服務には輕重精粗ありと雖ども非行を戒むるに別なければなり、然れども分限令は、實際に於て未だ神職には適用せられざる様覺ゆ、神職にして高等官と同一の待遇を受くる者(官國幣社官司の如し)は、懲戒令中高等官に關する規定、判任官と同一の待遇を受くる者(社司社掌及官國幣社禰宜主典の如き者を云ふ)判任官同一の待遇を受くる者は、文官懲戒令中、判任官に關する規定を準用す、

問題 文官懲戒令の大略を説明せよ、

答案 官吏の懲戒を受くべき場合は、職務上の義務に違反し、又は職務を怠りたることを、

及び職務の内外を問はず、官職上の威嚴、又は信用を失ふ可き行ありたる時に加ふる、一種の制裁なりとす、而して懲戒は、免官、減俸、譴責の三種にして、其所爲の輕重により、適用する上に於て差異あるものにして、免官は最重なる懲戒法にして、免官の後二年間は、官職に就くこと能はざるは勿論、其情重きものは、位記を返上せしめらるゝことあり、減俸は一月以上一年以上以下、年俸月割額、若は月俸四ヶ月以下を減ずるものなり、又譴責は公然の叱責にして、之を官報に告示するものなり、懲戒處分は、官吏の義務履行を矯正する方法なるを以て、官廳部内に懲戒委員會なるものを設け、之を審議す、而して文官高等懲戒委員會、並に文官普通懲戒委員會との二種あり、後者は各官廳に各一箇を置き、判任官並判任官待遇の懲戒を裁決するものとす、府縣にありては、府縣高等官を以て、懲戒委員に任せらる、

懲戒處分は、其目的官吏の義務を矯正し、官紀を維持するに在るを以て、懲戒處分を行はざるも、尙ほ其目的を達し得ると認むる場合は、義務違反の官吏に對し、必しも之を懲戒處分に附するを要せざるなり、換言せば、懲戒處分を加ふると否とは、全く監督者



の自由に属するものとす、及懲戒處分を受くると雖も、刑事上の責任並民事上の責任を免るゝ能はず、然れども、一般に於て其権限内の職務を執行するに當り、不法行為により、一私人に損害を加へたるときは、其民事上の責任は國庫に歸し、官吏に歸せず、(郵便官吏は例外とす)

備考

○神職懲戒令

明治卅五年二月八日  
勅令第廿九號

神職ニシテ高等官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ハ懲戒令中高等官ニ關スル規定ヲ準用シ判任官ト同一ノ待遇ヲ受クル者ノ懲戒ニハ文官懲戒令中判任官ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ明治三十五年二月廿日ヨリ之ヲ施行ス神官神職懲戒令ハ之ヲ廢止ス

○文官懲戒令

明治卅二年三月廿七日  
勅令第六十三號

第一章 總 則

第一條 親任式ヲ以テ叙任スル官及法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外官吏ハ本令ニ依ルニ非ラザレバ懲戒ヲ受クルコトナシ

第二條 官吏ノ懲戒ヲ受クベキ場合左ノ如シ

- 一、職務上ノ義務ニ違犯シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ
- 二、職務ノ内外ヲ問ハズ官職上ノ威嚴又ハ信用ヲ失フベキ所爲アリタルトキ

第三條 懲戒ハ左ノ如シ

- 一、免官
- 二、減俸
- 三、罷責

第四條 免官ノ處分ヲ受ケタル者ハ其ノ官職ヲ失ヒタル日ヨリ二年間官職ニ就クコトヲ得ズ

免官ノ處分ヲ受ケ其情重キモノハ位記ヲ返上セシム

第五條 減俸ハ一ヶ月以上一年以下年俸月割額若クハ月俸ノ三分ノ一以下ヲ減ズ



第六條 勅任官ノ免官及減俸ハ懲戒委員ノ議決ヲ具シ内閣總理大臣之ヲ奏請シ奏任官ノ免官ハ懲戒委員ノ議決ヲ具シ内閣總理大臣ヲ經テ本屬長官之ヲ奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行フ  
奏任官ノ減俸及判任官ノ免官及減俸ハ懲戒委員會ノ議決ニ依リ本屬長官之ヲ行フ  
罷責ハ本屬長官之ヲ行フ

第七條 懲戒ニ付セラルベキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ對シ懲戒委員會ヲ開クコトヲ得ズ

懲戒委員會ノ議決前懲戒ニ付スベキ者ニ對シ刑事訴追ノ始マリタルトキハ事件ノ判決ヲ終ル迄懲戒委員會ノ開會ヲ停止ス

○官吏服務紀律

明治二十年七月廿九日  
勅令第卅九號

官吏服務紀律

第一條 凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其職務ヲ盡スベシ

第二條 官吏ハ其職務ニ付本屬長官ノ命令ヲ遵守スベシ但其命令ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三條 官吏職務ノ内外ヲ問ハズ廉耻ヲ重シ貪汚ノ所爲アルベカラズ

官吏ハ内外ヲ問ハズ威權ヲ濫用セズ謹慎懇切ナルコトヲ務ムベシ

第四條 官吏ハ己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトキ問ハズ官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ズ其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

裁判所ノ召喚ニ依リ證人又ハ鑑定人ト爲リ職務上ノ秘密ニ就キ訊問ヲ受クルトキハ本屬長官ノ許可ヲ得タル件ニ限り供述スルコトヲ得

第五條 官吏ハ私ニ職務上未發ノ文書ヲ關係人ニ漏示スルコトヲ禁ズ

第六條 官吏ハ本屬長官ノ許可ナクシテ檀ニ職務ヲ離レ及職務上居住ノ地ヲ離ルルコトヲ得ズ

第七條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非ラザレバ營業會社ノ社長又ハ役員トナルコトヲ得ズ



第八條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非ラザレバ其職務ニ關シ慰勞又ハ謝儀又ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ直接ト間接トヲ問ハス總テ他人ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得ズ

官吏外國ノ君主又ハ政府ヨリ授與セントスル所ノ勳章榮賜俸給並贈遺ヲ受クルニハ天皇陛下ノ裁可ヲ要ス

第九條 左ニ掲ゲヨル者ト直接ニ關係ノ職務ニ居ルノ官吏ハ其饗燕ヲ受クルコトヲ得ズ

- 一、官廳ノ工事ヲ受負フ者
- 一、官廳ノ爲替方又ハ出納ヲ引受クル者
- 一、官廳ノ補助金ヲ受クル起業者
- 一、官廳ノ用品ヲ調達スル者
- 一、官廳ト諸般ノ契約ヲ結フ者

第十條 凡ソ官吏タル者ハ職務ノ内外ヲ問ハス所屬官吏ヨリ贈遺ヲ受クルコトヲ得ズ

第十一條 官吏並ニ其家族ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非ラザレバ直接ト間接トヲ問ハズ商業ヲ營ムコトヲ得ズ

第十二條 官吏ハ取引相場會社ノ社員タルコトヲ得ズ及間接ニ相場商業ニ關係スルコトヲ得ズ

第十三條 官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非ラザレバ本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ズ

第十四條 浪費シテ産ヲ破リ其ノ分ニ應ゼザル負債ヲ爲ス者ハ過失ノ一タルベシ

第十五條 官吏ハ私立郵船會社又ハ私立鐵道會社ヨリ無賃乘船無賃乘車切符ヲ受クルコトヲ得ズ

第十六條 凡ソ局長所長其他一部ノ長ハ各所屬官吏ヲ監督シ其過失若シ懲戒處分ヲ行フノ區域ノ内ニアラザル者ハ之ヲ訓告スルコトヲ務ムベシ若シ懲戒處分ヲ要スト認ムルトキハ事狀ヲ具ヘテ之ヲ本屬長官ニ稟告スベシ其情ヲ知り隠蔽シテ稟告セザル者亦過失タルコトヲ免レズ

第十七條 本紀律ハ高等官判任官及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スル者ニ適用ス



神官即ち神宮支應の神官は、純然たる文官なれば、一般文官に對する官吏服務規律を適用し、官國幣社神職は明治二十四年八月内務省訓令第十七號、官國幣社神職奉務規則の下に立つ者なれば、爰に參考の爲に附記せるなり、(尤も三十五年勅令第二十七號、官國幣社職制第十條并十一條を以て、別格官幣社靖國神社の神職に關しては、陸海軍大臣、官幣大社臺灣神社神職に關しては、臺灣總督に於て行ふ旨規定せらる)

**問題** 官國幣社に於て、神職中會計の任にあるもの及府縣社以下に於て社司社掌が、其神社の金穀物作を竊取したる時は、如何なる所罰法あるや、

**答案** 神職は總て官吏の待遇を受くる者なれば、官吏に準じ罰せらるゝものとす、即ち普通刑法第二百八十九條に照し所罰せらるゝものとす、(刑法第二百八十九條官吏自ら監守する處の金穀物作を竊取したる者は輕懲役に所す云々)

**問題** 神社の財産を、會計主任以外の神職に於て竊取したるときは、如何なる處罰法ありや

**答案** 會計の任に當らざる者の金穀物作を竊取したるは、監守盜を以て論ずること能はざれば、普通刑法第二百八十九條に依り處罰することを得ず、依て此際は普通の竊盜罪

を以て處罰せらるゝものとす、

備考

○刑 法

明治十三年七月十七日  
太政官布告第卅六條

第三百六十六條 人ノ所有物を竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ二月以上四年以下の重罰禁に處す

**問題** 神職は、學校教員を兼務することを得るか、

**答案** 小學校が交通不便の地にあるとか、或は學校の經費乏しく、専任の教員を雇入ること能はざるとか、其他種々の理由に基き、已を得ざる場合、神職は、小學校教員と、交互兼務し得るものとす、尤も此場合は、地方長官の許可を受くるを要す、又神職にして、教員免許狀を有せざるものは、正統なる教員たる能はず、

備考

○明治二十八年十月十日内務省訓第七一七號



土地ノ情況ニ依リ已チ得ザル場合ニ於テ神職又ハ寺院住職等ト小學校訓導ト交互兼務セシムルノ必要ナルトキハ自今氏名事由等ヲ具シ其都度伺出ヘキ儀ト心得ヘシ

○明治三十四年十一月二十五日內務省訓第八九三號明治二十八年十月十日內務省訓第七一七號ハ自今廢止す

右内訓す

問題 神宮並官國幣社の神官神職は、葬儀に關係することを得るか、

答案 神宮並官國幣社の神官神職は、葬儀に關係するを得ず、然れども、府縣社以下神職は、葬儀に關係するも差支なし、

備考

明治十五年二月廿八日內務省番外達

今般丁第一號之通相達候ニ付テハ等外出仕モ同様可相心得此旨相達候事

內務省丁第一號明治十五年一月廿四日

自今神官ハ教導職ノ兼補ヲ廢シ葬儀ニ關係セザルモノトス此旨相達候事  
但府縣社以下神官ハ當分從前ノ通

問題 同村内にある二つの神社を合併せんとする際、甲神社に於ける神職并に氏子總代が、乙神社の神職并に信徒總代と同一人なるも別に差支なきか

答案 此の場合には、合併と謂ふ一の法律行為に付き、兩神社の代表者が、同一人なるが故に、民法（明治廿九年四月廿三日）第八百八條に低觸する處しす、即ち同條の規定する處を見るに、何人と雖も同一の法律行為に付き、其相手方の代理人となり、又は當事者雙方の代理人となることを得ずと規定せらる、故に此等合併等、雙方神社の利益相反することに付ては、同一人が雙方の代表者となること能はず、故に此際は、一方神社の神職を變更する必要あり、

左の規則は、官國幣社に對する處務細則なれど、府縣社以下神社に於ても、本規則に準じ、各社適宜に處務細則を取設けなば、社務整理上大に便益あらんとて、左に掲示せり

○官國幣社處務規則 明治三十六年十月廿六日  
內務省令第十一號

官國幣社處務規則左ノ通指定



官國幣社務規則

- 第一條 社務ハ宮司ニ於テ各擔任者ヲ指名シ之ヲ處理セシムヘシ  
社務繁多ナル神社ニ在テハ分課ヲ設クベシ此場合ニ於テ合課ノ關係等處務上必要ナル細則ハ地方長官ノ認可ヲ得テ宮司之ヲ定ム
- 第二條 社務ハ擔任者ニ於テ速ニ處分見込取調ヘ四議ニ付シ宮司ノ決裁ヲ得テ之ヲ施行スルモノトス
- 第三條 職員出勤ノ節ハ出勤簿ニ捺印スベシ疾病又ハ事故アリテ出勤シ難キトキハ其事由ヲ具シ宮司ヘ届出ヘシ  
病氣引籠五日以上ニ達ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添フコトヲ要ス
- 第四條 忌服ヲ受ケタルトキハ列任得過以上ノ職員ニ在テハ地方長官及宮司ヘ其他ニ在テハ宮司ヘ届出ヘシ  
除服出仕ハ列任得過以上ノ職員ニ付テハ地方長官其他ニ付テハ宮司之ヲ命スヘシ職員死亡セルトキ亦第一項ニ同シ
- 第五條 宮司ノ職員及會計主任ノ印鑑ハ本省及地方廳ヘ届出置クベシ
- 第六條 重要ナル印章ハ宮司ニ於テ嚴重保管スベシ
- 第七條 神殿倉庫等ノ鍵ハ宮司ニ於テ封印ヲ施シ置クベシ但シ宮司ニ於テ自ラ保管スルモノハ此限ニ在ラズ
- 第八條 社務所ニハ左ノ簿冊ヲ備フベシ  
祭神記  
由緒記  
官私祭券類  
神社明細圖書

附錄末社明細圖書

不動產臺帳(但資金臺帳ニ掲  
ケル物ヲ除ク)  
附 立木調査ノ類

寶物及貴重書畫什器類目録

證書目録

祭器具明細帳

神社所有物帳

契約書類級

會計簿類級

法規指令類級

社務回議級

社務日記宿直日記類

一社職員録同履歷書級

神符大麻守札等負數(製造)調帳

前項各號ノ一二該當セザルモノト雖モ凡テ後來ノ照査トナリ又ハ參考トナルベキ圖書類ハ適當ニ類別保存スベシ

第九條 必要ニ應ジ前條以外ノ簿冊又ハ補助簿等ヲ調製シ物件ノ所在出納其他各般ノ社務ヲ明瞭ナラシムベシ

第十條 凡テ簿冊ハ目安ヲ付シ索引ニ便ナラシムベシ

第十一條 宿直員ハ可成二名以上ヲ以テ之ニ充ツベシ

宿直員一名ハ必ず主典以上ノ職員名コトヲ要ス

宿直員ハ時々境内ヲ巡視シ取締ニ從事スベシ

本變アルトキハ直チニ之ヲ宮司ニ急報セシメ若シ其指揮ヲ待ツノ暇ナキトキハ臨時ノ處置ヲ行ヒ其旨直チニ宮司ヘ急報スベシ

第十二條 神社ニ風火災盜難等アルトキハ直チニ宮司ヨリ地方長官ヘ報告スベシ



第十三條 官司交替ノ節ハ一社仕來並ニ社務取扱ニ關スル一切ノ事件明細簿ヲ以テ引繼クベシ  
一切ノ簿冊ハ目錄相添ヘテ引繼クベシ

土地建物金品證券諸券其他一切ノ物件ハ目錄相添ヘ簿冊ニ對照シテ引繼クベシ  
引繼ニハ地方廳官吏立會フベシ

第十四條 前條ノ引繼終リタルトキハ新舊官司連署授受ノ證書ヲ作り立會官定之ニ捺印スベシ  
引繼ノ終リハ地方長官ヨリ直チニ内務大臣ヘ報告スベシ若シ事故アルトキハ併テ之ヲ報告スベシ

第十五條 舊任官司死亡シタルトキハ新任官司ヘノ引繼ハ願宜(權宜)ニ於テ之ヲ行フベシ末ダ新任官司ノ  
任命ナキトキ又ハ新任官司着任以前引繼ヲ行フトキハ舊任官司ハ願宜(權宜)ニ對シ引繼ヲ行フベシ

前項ニ依リ引繼ヲ受ケタル願宜(權宜)ハ新任官司着任ヲ待テ更ラニ新任官司ヘ引繼クベシ本條ノ引繼ハ總テ前二條  
ニ準シテ行フモノトス但シ前項ノ場合ニハ地方廳官吏ノ立會ヲ要セス其終リハ(事故アルトキハ事故共)官司願宜  
(權宜)連署地方長官ヘ届出ツベシ

第十六條 本則ニ定ムルモノ、外地方長官ニ於テ官國幣社處務上必要ナル規則ヲ設クベシ

第十七條 明治十三年第五號通達神官事務取扱方、明治十一年三月十四日内務省番外達宿直人員ノ件、明治八年十一月  
七日敎部省甲第十四號達、官國幣社社務受渡成規、其他本則ニ抵觸スル從前ノ制規ハ之ヲ廢止ス但明治十三年第五號  
通達神官事務取扱方第六條但書ノ規定ハ明治三十七年三月三十一日迄其效力ヲ有ス

左に掲ぐるものは、明治三十七八年の日露戰役に際し、一般官吏に賜はりたる勅語、並  
に内務大臣より平和克復の際、神官神職及び神佛道各管長に訓令せられたるものにし  
て參考に供する爲め、摘録することとはなしぬ、

○内閣告示第一號 明治三十七年十月十日

本日午前十一時三十分本大臣ヲ 御前ニ召サセテ左ノ 勅語ヲ賜リタリ開戰以降朕ノ陸  
海軍ハ克ク其忠勇ヲ致シ官僚衆庶其心ヲ一ニシ以テ朕ガ命ヲ遵奉シ著々其歩ヲ進メ今日ニ  
及フ然レトモ前途尙遼遠ナリ堅忍持久益々奉公ノ誠ヲ竭シ以テ終局ノ目的ヲ達スルコトヲ  
努メヨ

○内務省訓令第二十二號 明治三十八年十月十六日

神 官 神 職

日露ノ戰局今ヤ終リテ告ケ爰ニ優握ナル 聖勅ヲ奉拜スルニ至レリ曩ニ露國ト對テ奮テ啓キテ  
ヨリ爾來已ニ二十閱月皇軍切りニ外ニ勝チ民人内ニ業ヲ勵ミ國威更ニ中外ニ揚リタルハ一  
ニ至尊ノ御稜威ニ依ルモノナリト雖トモ亦其間ニ於テ神官神職力克ク神明ニ奉仕シ報公ノ  
誠ヲ竭シタルモノ蓋シ亦與テ力アリト謂フベシ

今ヤ平和克復シ皇國ノ威武海外ニ發揚スルニ當リ神事ニ奉仕スル者ノ任亦更ニ重チ加フル



モノアルヲ覺ニ神官神職タル者深ク 聖旨ノ在ル所ヲ奉體シ恭敬惓誠其職ニ盡瘁シ益々國體ノ精華ヲ發揮スルコトヲ努メラルヘシ

○内務省令訓第二十三號 明治三十八年十月十六日

神佛道各管長

日露ノ戰局終リヲ告ケ爰ニ優渥ナル 聖詔ヲ奉拜スルニ至レリ顧ミレハ交戰二ト閱月連戰連勝遂ニ克ク開戰ノ目的ヲ達シ東洋治安ノ宏圖ヲ確立セラレタルモノ素ヨリ 至尊ノ御稜威ノ然ラシムル處ナリト雖トモ、教宗派管長カ時局ニ處シテ能ク其職責ヲ盡シ部下教師ヲ督勵シ各々其任務ニ從ヒ奉公ノ誠ヲ致サシメタルノ功亦鮮シトセズ今ヤ國家ノ光榮新ニ加ハリ國民ノ責一層ノ重キヲ見ル布教ニ從事スル者宜シク國運ノ趨勢ニ鑑ミ民情ヲ調攝シ風俗ヲ提擻シ以テ 聖旨ニ奉答スル所ナカルヘカラズ特ニ國憲ノ趣旨ヲ服膺シ人ヲシテ信教自由ニ關スル危懼ノ念ヲ絶ダシムル如キハ布教傳導ヲ以テ其任トナス者ノ最モ深ク意ヲ致サザルヘカラザル所トス管長タル者宜シク此意ヲ體シ部下ノ教師ヲ指揮誘掖シ以テ其本分

ヲ完フスルヲ期セシムヘシ

第二章 氏子并信徒に關する部

問題 社寺總代人に付き、記臆する所を列記せよ、

答案 社寺總代人は、氏子若くは檀家中、相應の財産を有し、衆望の歸するもの、三名以上を選擧し、市町村役場へ届出づるを要す、此際届書は、別に書式なしと雖も、神職若くは住職と、現任の總代人と、連署の上届出づ可きものとす、

社寺總代人は、神職若くは住職の、職務執行を援助する義務を有するものなれば、其の社寺の願届等に連署し、常に神職住職を補佐し、事務を助くるものとす、然れども社寺の實務は、神官住職の職責なれば、其の職責に關涉し、社寺の實務を妨ぐるを許さず、

總代人の改選は、滿三年毎に執行するものにして、若し期間中缺員を生ずるときは、缺員者に付き補缺選舉を行ひ、擧げられたるものは、選舉確定の日より、三年間其職にあ







社寺ノ實務ヲ妨グ社寺收入財産ヲ妄リニ他ニ使用スル等ノ所爲アリシムベカラズ  
右訓令ス

**問題** 神社の氏子は、自由に其氏神を變更する等のこと差支なきや、

**答案** 氏神なるものは、一定の地に鎮祭され居れば、從て自然一定の氏子區域なるものを有せり、故に氏子は、各人の信仰により、其氏子を去就する能はず、若し地理的關係仍ち參詣に不便なるとかの理由を以て、全部落、悉く去就する如きは、地方長官に、其旨を出願すべし、此際兩神社の氏子は協議を纏め、雙方の氏子總代並神職は連署を以て出願すべきものなとす、

備考

○明治十五年五月一日内務省乙第廿八號達

各町村鎮座氏神ノ儀ハ其土地ニ就キ從來一定ノ區域有之儀ニ付各自ノ信否ニ任セ擧リニ就スベキモノニ無之候町村分合等ニヨリ不得止場合有之甲社ノ氏子一部落舉テ乙社ノ氏子ト相成節ハ甲乙社神官氏子協議ノ上雙方連署爲届出明細帳引直ノ儀當省へ可出此旨相達候事

但シ雙方協議不整節ハ受理スベカラザル儀ト心得ヘシ

**問題** 神社の管理とは如何なることを意味し、及其管理者は何者なりや、

**答案** 神社の管理とは、神社を維持並保存するのみならず、神社に於ける一切の事務を處理するを云ふ、故に神社の祭祀を行ふべきは勿論、境内地及び建物を管理し、所有財産を保管し、及び會計等一切の社務を執行するものとす、而して管理者は、神社を代表する者にして、神宮にありては神官、爾餘の神社にありては神職が、神社の管理者にして、神社の代表權を有するものとす、

**問題** 氏子(信徒)總代及氏子(信徒)は神社の管理權を有するか否や、

**答案** 神社の管理者は、神官神職にして、氏子總代及び信徒總代は、管理權を有せざるものとす、氏子並信徒も亦然り、神社の管理權が、氏子又は信徒及び總代に附與せられたる法規あるを見ざればなり、只明治十四年七月内務省乙第卅三號達を見るに、總代人は其神社の願届に連署をする旨記載せらるゝのみにして、別に管理權等を與へられたるにあらず、



**問題** 神職役員中は、神社の管理者は何者なりや、及其理由を記載せよ、

**答案** 神社に於て、其管理者たる神職が役員中は、神社は直接に管理者を有せず、此際氏子信徒並總代は、管理権を有するやの誤解を生じ易きも、然らず、此場合は、神社は管理者 有せざるなり、間接の管理者は、監督官廳にして、常に間接に監督の任にある一ものとする、

**問題** 氏子の権利義務は如何なるものを云ふや

**答案** 現行の法文上には、明文を以て定められたるもの少く、主として慣例により定まるもの多し、即ち氏子は、氏神を崇敬せざる可からず、氏神に参拜するは勿論、其神社の維持の援けざる可らず、日常の経費は勿論、臨時の費用に至る迄、之れを支辨せざる可らず、法文の上にて定められたる権理義務は、氏子中より總代人を選擧し、神社の維持保護に盡力せしめ、神職の補助を爲さしむべきものとする、而して氏子が、神社に對する義務を缺くと雖、法文上別に制裁なし、然れども習慣上違ふを許さざるに止る、

**問題** 神職は神社を代表して、法律行為を爲し得ると雖も、神職のみにて、神社の爲め金穀の借入を爲なし、又は金穀借入の爲めに、其附屬の地所其他の財産を抵當とし、債務を起したるときは、神社は其負債につき、辨償の義務ありや否や、

**答案** 神職は其奉任せる神社の代表者なりと雖も、神職のみにて、例へ神社の爲めなりとて金穀の借入をなし、又は金穀を借入るゝ爲め、神社附屬の土地、(境外所有地)建物、什器(寶物、古文書類を除く)の外の物品を云ふ)等を低當となすときは、其貸借關係は、神職の私債と見做し、該神社は其負債に付き、何等辨償の義務なし、即ち其神社の負債とならず、故に神社の爲め、斯る行爲に出でんとする際は、神職は氏子總代と協議の上、其總代人の連署を得て行ふものとする、是れ神社を保護するが爲めなりとす、(官國幣社にありては、氏子總代の連署を要する外、監督官廳の許可を受けざるべからず)

明治十年五月十六日太政官第四十三號布告

神社並寺院ニ於テ其社寺ノ爲メ金穀ヲ借入ル、トキ若クハ金穀ヲ借入ル、爲メ社寺附地所

参考 民法 第九百九十九條  
参考 民法 第九百九十九條  
参考 民法 第九百九十九條



除地外建物什器 寶物古文書 除地外等ヲ低當トナストキハ必ズ氏子檀家ノ協議シ總代二名以上ノ連署ヲ要スベシ若シ此連署ナキトキハ總テ該社寺神官僧侶ノ私債ト看做シ縱令右ノ低當アルモ其效ナキモノト爲スベシ此旨布告候事

著者謂、右に關し近くは明治三十七年十月十日、大審院第二民事部に於て、左の判決例  
 われば、摘録して参考に供す、

(判決ノ要旨) 案ズルニ神社ノ神官寺院ノ僧侶ハ社寺ヲ代表シテ社寺ノ爲メ法律行爲ヲ爲ス權利アルモ社寺ノ財産ハ獨リ神官僧侶ノミヲシテ之ヲ處理セシメズ必ズ氏子總代檀家總代ト協議シテ之ヲ處理セシムルハ古來ノ慣習ナリ明治十年第四十三號布告ハ社寺ノ財産ヲ保護センガ爲メニ發セラレタルモノニシテ其目的ハ神官僧侶ニ於テ社寺ヲ代表シ法律行爲ヲ爲ス結果トシテ漫リニ神社ノ財産ヲ減損スルガ如キ弊ニ陥ルコトヲ慮リ之ヲ豫防スルニ在ルコトハ其文意ニ徴シテ明瞭ナリ故ニ社寺ノ爲メ金穀ヲ借入ル、爲メ其附屬ノ地所等ヲ抵當トシ貸借名義ニ依リ債務ヲ負擔スルトキハ勿論其名義ノ如何ヲ問ハズ苟モ社寺ノ爲メ債務ヲ負擔シ社寺ノ財産ニ影響ヲ及ボス場合ニ於テハ神官僧侶ノミニテ其法律行爲ヲ爲スナサズ氏子總代檀家總代ト協議シ其總代二名以上ノ連署ヲ要スルモノトシ若シ此連署ナキニ於テハ總テ神官僧侶ノ私債ト看做シ社寺ノ負債トセザルコトモモ疑ヲ容レズ而シテ右布告文中ニ金穀借入ノ場合ヲ掲ゲタルハ最モ著シキ場合ヲ例示シタルモノニ過ギズシテ之ヲ金穀借入ノ場合ノミニ限定シタルモノニアラズ

**問題** 氏子並信徒の區別を問ふ

**答案** 氏子は明治十五年内務省乙第廿八號達にある如く、一定の從來慣例の區域により

定まれるものにして、其區域内に住居する者は、信仰の如何に拘らず、其氏神たる神社の氏子なりとす、然れども、信徒は氏子と異なり、其神社の神祇の威靈を信じ、其神祇を崇敬する人々なれば、氏子の如く、一定の區域内に住居するものに限らるべきものにあらず、即ち東京の人間にても、北海道の神社の信徒たることを得るなり、而して神社の維持を援くる點に於ては、氏子と異なるなきも、氏子の如く、強制的義務に服従するものにあらず

**問題** 神職は隨意契約により、神社の所有財産を買受け、又は神社に賣付けを爲し、又は財産の交換を法理上爲し得るものなりや、

**答案** 神職は其奉仕せる、神社の代表者なれば假令如何なる場合と雖も、隨意契約により神社の所有財産を買受け、若くは神社に賣付け、又は財産の交換等を爲すこと能はざるものとす、如何となれば、民法總則篇第百八條により、右等の行爲は禁止せられたる所とす、即ち其條文左の如し、

「何人ト雖モ同一ノ法律行爲ニ付キ其相手方ノ代理人ト爲リ又ハ當事者雙方ノ代理人ト爲



ルコトヲ得ス但債務ノ履行ニ付テハ此限ニ在ラス」との規定あればなり、

### 第三章 神社創立、再興、復舊、移轉、廢合の部

**問題** 社寺創立、再興、復舊とは如何なることを云ふや、

**答案** 神社の創立とは、新に神社を建設することを云ひ、神社の再興とは、嘗て存在せしことありしが、其後廢滅に歸したる神社を、再び建設することを云ふ、又神社の復舊とは、嘗て存在せしことありしが、其後他の神社へ合併したる神社を、再び舊の如く獨立の神社に、分離建設するを云ふ、

**問題** 寺社の創立は容易に許可せらるゝものなりや否や、

**答案** 社寺は現今其數多くして、神社ハ十九萬余 寺院佛堂ハ十萬余 其維持保存困難なるの狀況なり、元來神社は報本反始の聖境なれば、徒らに其數多大に失し、聖境たる體面を保ち難きよりは寧ろ少數にして、體裁保存等完備せるに若かず、故に移民地又は特別の縁故ある地の外は容易に創立許可せられざる規則なり、(明治十九年内務省訓令第一號參考)

**問題** 上問に對する答案中、特別の縁故あるものとは如何なることなりや、

**答案** 特別の縁故とは、單に其地に信徒多きと云ふが如きにあらず、例へば楠公の湊川に於ける、小楠公の四條畷に於ける、本居宣長の伊勢松坂に於けるが如く、其人と其地とは特別の關係あり、離すべからざる密接なる歴史を有するものを云ふ、

**問題** 許可を得ずして、寺社を創立するも差支なきか如何、

**答案** 社寺は、政府の許可を得ずして創立すること能はず、即ち信徒は、地方長官に願書を提出し、其指揮を仰ぐを要す、

#### 備考

○明治五年大藏省第百十八號達

無願ニシテ社寺(地藏堂稻荷ノ類)創立致候儀從前之通り禁制タルベキ事

○明治十九年六月八日内務省訓令第三九七號(社寺佛堂等取扱ニ關スル件)

第一項 條文は後にあれば茲に省略す

**問題** 神社に新に社格を與へ、又は社格ある神社の社格を昇すは、絶対に禁せられ居るや



否や、

**答案** 明治十九年内務省訓第三九七號の第二項を見るに、絶対に非認せられたるにもあらず、即ち特別の縁故あるものは事由を具し伺ひ出づべしとあり、故に由緒なき神社は特別の縁故あるものと認め難きに付、昇格を出願するも、其甲斐なきものと思はる、故に明治七年正月府縣社以下の社格を制定せられしより、神社昇格と云ふこと、一時盛となれるも、是れ神社信仰の餘波なるべきも、注意すべきことなり、

**附言**、無格社とは、社格なき神社にして、村社に列する事能はざる雑社を云ふ、  
**問題** 祖霊社を建設することは、現今の法律上差支なきや、

**答案** 明治十九年内務省訓第三九七號を見るに公認の祖霊社は、建設許可せられざるものとす、然れども個人に於て、自己の宅地内に建設するもの、即ち私邸内の祖霊社を建設するは、差支なきものとす、故に此の祖霊社へは、一般公衆の参拜は禁止せらるゝものにして、恰も私邸内の神社に、公衆の参拜を禁止せらるゝが如し、  
**問題** 祖霊社を説明し、其の一般神社と異なる所を示せ、

**答案** 祖霊社とは、或家の先祖代々の靈、(例へば舊藩主の先祖代々の靈を其藩臣が奉祀せる如きもの)及び神葬祭により葬式を営みし、諸神の靈を合祀せる社、又は個人に於て祖先歴代の靈を祀れる社を云ひ、其の祭神國家に功勞ありしと否とに係はらず、一種の宗教的意味を以て建設せられたるものにして、一般神社と比し、頗る公共的觀念に乏しきものとす、即ち祖霊社は、關係者のみの共同の精神により、創立せられたるものなれば、國家的觀念により創立せられたる、一般神社とは其性質全く反せり、明治十九年訓第三九七號第四項を見るに、祖霊社は、其祭主累代の靈祠にして、一般神社の性質を有せざる云々、とあるを見ても明かなる所とす、

**問題** 遙拜所とは、如何なるものを云ひ、又一般神社と異なる所を擧げよ、

**答案** 遙拜所とは、其の文字の示すが如く、他の隔りたる所に鎮座する神社の祭神を、遙かに拜する場所を云ひ、建物ある遙拜所もあり、又建物なきものもあり、遙拜所は、祭神座をさす、故に神社と異なるは勿論なりとす、

**問題** 紀念碑とは、如何なるものを云ふや、及其神社と異なる所を擧げよ、



**答案** 紀念碑とは、紀念の爲めに建設する碑にして、明治十九年内務省訓第三九七號第五項の示せるが如く、國家に功勞ありし者の、功績を頌揚するが爲め、若くは頌揚すべき事業等を、永久に紀念保存の爲めに建設せるものにして、其目的たるや紀念にありて祭祀のものにわらず、故に紀念碑に向ひ禮拜するが如きは無意味の事に屬す、如何となれば、祭祀を受け給ふ可き祭神在らざればなり、西洋には此の紀念碑なるもの廣く行はるゝと雖も我國の如き神社なるものなし、故に神社は我邦の精華とも謂つべきものとす

**問題** 紀念碑建設に關し法規上知る所を記載せよ、

**答案** 明治十九年六月八日内務省訓第三九七號、社寺佛堂等取扱に關する件中、未項に一官有社寺境内地ニ紀念碑建設セザル事但國家ニ功勞アルモノ及頌揚スベキ事蹟アルモノハ事由ヲ具申シ伺出ヘシ

紀念碑ハ其人在世ノ功蹟ヲ頌揚シ公衆ノ感格ヲ生セシメ行爲ヲ勵マスヲ要トスルモノナルニ建碑出願ノモノ詩歌或ハ尋常ノ履歷ヲ刻シ一家ノ追慕ニ止リ一般公衆ニ影響セザルモノ多シ依テ本條ノ如シ

とあり、是を以て觀れば、官有社寺境内には、普通人の履歷を刻したるもの、若くは只詩歌を刻したる如きものは、建設を許されざる義にして、國家に功勞ありしもの、及び頌揚すべき事蹟ありて、公衆に感覺を生せしむるに足る可きものは、其の事由を具し出願するものに限リ、許可せらるゝ精神なりとす、本來は、官有社寺境内地には、紀念碑建設は、許容せられざる精神なるも、右等公益ありと認むる場合に限り、特に建設を許さるゝなり、而して若し、民有社寺境内地の場合は如何にと云ふに、これ又官有境内地に準じ取扱はるゝものなれば、地方廳の許可は受けざる可からざるものと思考す、

一般に碑表を建設せとすんる者は、所轄警察署の許可を受けざるべからざるは、墓地及埋葬取締規則(明治十七年十月四日 太政官第二十五號布達)第七條に登載さるゝ所とす、故に地方廳に出願するに、豫め所在町村長の手を経由し、所轄警察署に出願し、其許可を得て、順次地方廳に出願すべきものとす、又

碑文は、公安に害のある文字、即ち征露征清等の文字は用ひざるを可とす、又餘り拙なき文章は、成る可く避くるを要す、



備考

○墓地及埋葬取締規則

第七條 凡ソ碑表ヲ建設セントスル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ其許可ヲ得スシテ建設シタルモノハ之ヲ取除クヘシ

但墓地外ニ建設スルモノ亦之ニ準ス

○明治廿八年四月訓第二四〇號

社寺境内民有地使用及管理ノ方法ハ總テ境内官有地ニ準テ取扱フベシ  
とあり又明治廿八年四月社甲第一〇號通牒を見るに左の如し

社寺境内民有地取扱方ノ儀ニ付四月六日當省訓第二四〇號ヲ以テ御通達ニ相成候ニ付テハ從前社寺境内民有地ハ社寺又ハ民有等ノ私有地ト同一ノモノト誤認シ官ノ許可ヲ經スシテ樹木ヲ伐採シ又ハ休息所其他建物等ヲ設置スル爲永久貸附スル向モ有之右ハ甚ク不都合ノ次第ニ付キ爾後該地ハ境内官有地ニ準シ嚴重御取締有之度依命此段申進候也  
附言、編者記す

神社境内は神聖なるものなれば、招魂碑、忠魂碑及び忠死者碑、若くは弔魂碑等、墓碑に紛らはしきものは、無論建設許可せられざるものと思考す、

紀念碑建設を出願する際は、紀念碑建設者は、其の願書に當該社寺の承諾書、若くは連署を要するものなり、即ち神社にありては、神職並に氏子(信徒)總代の連署、寺院にありては、住職並に檀徒總代の連署か、若くは連名の承諾書を附するを要す、又境内の見取圖並に平面圖に、建碑の位置を示し、社寺の祭典執行並に風致上、差支の有無を記載するを要す、

問題 社寺境内に、金屬又は本石等にて、彫刻せる神佛像を建設せんとするときは、如何なる手續によるべきものにして、又如何なる取締法あるや、

答案 社寺境内地へ、斯る形像を建設せんとする際は、境内地の見取圖に、形像の位置を表示せる地圖、并建設地の地種目、形像の物質、製作方法及び歴史上顯著ならざる人物にありては、其人の履歷書を添附し、若し費用を募集するものは、其の募集の方法及支出の方法、形像の管理方法等を記載したるものを附し、地方長官へ出願すべし



備考

此際東京、京都、大坂市にありては、内務大臣に於て許否すると雖も、其餘の地方にありては、地方長官が許否するものとす、又内務大臣に於て、公共の安寧秩序に妨害あると認むる時は、既に建設したる形像と雖、改造、除却、移轉を命ずることを得、又許可を得ずして建設したるものは、地方長官に於て除却を命ずることを得、(明治三十三年五月十八日五月十九日内務省令第十八號、形像取締規則を参照すべし。)

○社寺佛堂等取扱ニ關スル件

明治十九年六月八日  
内務省訓第三九七號

社寺佛堂等ノ創立タル舊幕政ノ際ハ勿論維新後ニアリテモ輕シク認可ヲ與ヘザリシニ近年ニ至リ著シク其數ヲ増加セリ且社格ヲ請フモノ亦比々トシテ絶ヘス依テ左ノ個條ヲ標準トシ一條二條五條ノ但書ニ該ル者ノ外ハ自今經伺ヲ要セス處分スベシ

右命令ス  
一社寺及佛堂並建物アル遙拜所ヲ創立再興舊用セザル事

但シ移民地及特別ノ緣故アル者ハ事由ヲ具シ伺出ヘシ

凡神佛ニ信事スルハ各自ノ自由ニシテ官之ヲ制スヘキ限リニ非スト雖モ新ニ社寺ノ數ヲ増加シ一聚落ニ數社アルガ如キハ古社寺ニ衰頽ヲ與フルノミナラズ元來追遠報本ノ祭場アレハ復多數ヲ必要トセス

一神社新規ノ社格及具格ヲ許サザル事

但シ特別ノ緣故アルモノハ事由ヲ伺出ヘシ

府縣社以下社格ノ義ハ壬申正月神祇省布達ヲ以テ全國ノ神社ヲ調査シ各府縣ノ開申ニ據テ之ヲ定メ爾後連々追許スルモノ其數少カラズ此餘民情一時ノ歸向ニ從ヒ其請願ヲ許ストキハ際限アルベカラズ依テ自今認可セザルモノトス

一祠宇ヲ創設セザル事

明治十四年敎院敎會所設敎所ニテ葬儀ノ執行ヲ禁ゼシニヨリ神葬祭ヲナスモノ、爲メ祠宇ノ制ヲ設ケシト雖モ十七年ニ至リ墓地及埋葬取締規則ヲ發布セシニ依リ敎院等ニ於テ葬儀執行ノ禁ハ自ラ解ケタルヲ以テ今日ニアリテ祠宇建設ノ必要ヲ見ス



一祖靈社ヲ建設セサル事

但人民宅地内ニ建ツルモノハ公認ノ限リニアラズ

祖靈社ハ其祭主累氏ノ靈祠ニシテ一般神社ノ性質ヲ有セザルモノニヨリ譬ヘハ祭主共同シテ一祠ヲ建ツルモ其共同者ノ參拜ニ止マルモノナレハ神社境内外或ハ山野等ニ建設スルハ神社ニ紛ハシキニヨリ自今許可セサルモノトス

一官有社地境内地ニ紀念碑建設セザル事

但國家ニ功勞アル者及頌揚スベキ事蹟アルモノハ事由ヲ具シ伺出ベシ

紀念碑ハ其人在世ノ功績ヲ頌揚シ公衆ノ感格ヲ生セシメ行爲ヲ勵マヌヲ要トスルモノナルニ建碑出願ノモノ詩歌或ハ尋常ノ履歷ヲ刻シ一家ノ追慕ニ止リ一般公衆ニ影響セザルモノ多シ依テ本條ノ如シ

問題 社寺は創立を出願するの手續は如何、

答案 明治十一年内務省乙第五十七號達、社寺取扱概則第一條並に明治十三年内務省乙第五十二號達を見るに、社寺の創立は、神職僧侶と、氏子檀信徒總代連署の上、所在町

村長の奥書を附し、出願すべきものにして、其神社の基木財産、及び境内地の面積、及其地種目並に境内見取圖、及建物の状態廣狹等を明記し、又由緒は、神社にありては尤も貴重なるものなれば、精密に調査したる考證を附し願書に添附すべきものとす、  
問題 社寺の創立、再興、復舊等許可せられたるときは、何年以内に建物を建設すれば可なりや、

答案 明治十五年内務省乙第五十九號達を見るに、創立等許可せられたるときは二ヶ年以内に建設す可きものとす、仍て若し建物巨大にして、工事數年に渉る可きものは、更に其狀を具して伺ひ出で、許可を受く可きを要す、

問題 社寺が焼失したるときは何年以内に建設すべきものなりや、

答案 同上規則に依るに、被災に遇ひ、建物悉皆烏有に歸したるときは、滿五年間に再建せしめて、何れも建設せる月末に、地方長官より内務省に届出づ可き旨記載せらる依て其被災後五ヶ年間、建設せざるものは、一面許可を停め、(社寺の資格を奪ふことなり、)一面社寺明細帳より、其神社名を削除し、其旨地方官廳に届出べきものとす、



附 言

故に社寺が焼失したるときは、成る可く早く建設し、其旨地方廳へ届出づべきものとす  
 又焼失したるときも、同様、地方廳へ届出づべきものとす、此際失火の原因等も、詳細  
 取調へ附記するを要す、

備考

明治十五年十一月内務省乙第五十九號達

各府縣管内神社寺院等創立再興復舊許可ノ分ハ今後滿二年以内ニ建設セシム可シ其建物巨  
 大ニシテ工事數年ニ渉ル可キモノハ更ニ狀ヲ具シ伺ヒ出テ許可ヲ受クルモノトス其他在來  
 ノ社寺ニシテ變災ニ遇ヒ建物悉皆烏有ニ歸スルモノハ滿五年ニ再建セシメ何レモ毎月末取  
 除更ニ届出候義ト可心得此旨相達候事  
 但書省略

問題 廢合並社名改稱に付ては、如何なる方法により出願すべきものなるか、且處分の

手續を問ひ、又若し神社が、式内神社並文明十八年以前の創立に係る神社なるときは如何  
 手續を問ひ、又若し神社が、式内神社並文明十八年以前の創立に係る神社なるときは如何  
**答案** 出願の方法は、殆んど創立出願の手續と同じく、神職並氏子(信徒)總代連  
 署の上、廢合にありては其廢合すべき理由、及び廢合先神社の所在地名並社名、社格  
 等を記載し町村長の奥書を附し出願すべし、(成べくは境内平面圖、見取圖、明細書寫  
 を添付すべし)又社名改稱は、社名を改正すべき理由を詳記し、證據物あらば其寫を添  
 付し、又公簿に其證左あるものは其旨を記載し、前同様の手續により願書を認め、地方  
 廳へ出願すべし、此際地方廳は其神社の創立が、文明十八年以前なるか、若くは式内神  
 社なるときは、内務省神社局長へ照會の上許否するものとす、

問題 神社移轉に付ては、法規上如何なる沿革ありや、

**答案** 神社移轉に付ては、初め明治十一年内務省乙第五十七號達、社寺取扱概則第二  
 條により、地方廳限り處分し得たりしも(文明十八年以前の創立並に式内神社は、内務省  
 社寺局 現今ノ神社へ照會の上、地方廳に於て處分せり)、明治十四年六月に至り、内務省媛  
 社第一六八號訓示を以て、境外へ移轉のものは、本殿拜殿を具備し、土地は神社有なる



か、若くは二人以上の共有地なる場合に限り、移轉の理由あるものは許可し得ること、制限せられたり、而して又明治十九年十月に至り、内務書記官社丙第十二號通牒を以て、境内神社が境外へ移轉する場合は、獨立の神社を増加するとなり、畢竟神社員數に影響すれば、同年六月内務省訓第三九七號訓令により、取扱ふべき旨達せられたり、(即ち此の時より境内神社が他に移轉し、獨立の神社となることを制限せられたり)而して又明治廿四年十一月に至り、内務省訓第一〇一六號を以て、神社の境内地は、容易に其區域を變更すべからざることとなれり、(神社移轉は勿論、此の區域變更中に包含す、)今同規則を左に示すべし、

參照 明治廿六年八月一日内書社甲第四號通牒

社寺ノ境内地ハ民有官地ニ拘ラズ從來査定ノ區域ハ輒ク變更セザル儀ト心得ヘシ

但シ特別ノ事故アリ事實止ムヲ得ザルト認ムルモノハ該事由ヲ具シ本大臣へ稟議スベシ

右訓介ス

即ち特別の事由ありて、事實已むを得ざると認めらるるもの、外は許可せられずして、其際と雖も、地方長官より内務大臣へ經伺の上處分することとなりたり、而して又、官民有地に拘はらず、神社移轉の場合は、移轉先、神社境内地の見取圖を添附すべき旨、明治廿七年中達せられ、又土地收用法により、神社が移轉すべき場合には、其神社の所在地名並に坪數、及び其地種目、並に神社關係者の意見書、並に移轉後の明細書を添附するを要す、

備考

○社寺取扱概則 明治十一年九月九日 内務省乙第五十七號達

第一條 社寺ノ創建ハ(民有地ニ建設スルモノ)神官、住職、氏子、檀徒若クハ信徒トナルベキモノ(寺院ハ本寺、法類トモ)連署戸長奥書ヲ以テ願出永續財産ノ目途且其地所建物社寺ノ體社ハ本殿、拜殿寺ハ本堂、庫裏ヲ備フルモノニ限り免許スルヲ得ヘシ再興、復舊等總テ之ニ準ズ



但シ別紙書式ニ倣ヒ其都度當省へ届出ヘシ

第二條 同上移轉廢合並社寺號改稱ハ前條ノ手續ニ準シ其理由ヲ詳記シ願出ツルモノニ限リ聞届毎月末取纏メ當省へ届出ヘシ尤廢合社寺址地並建物等處分法ノ儀ハ従前ノ通但式内神社並文明十八年以前ノ創立ニ係ル社寺ノ向ハ前以テ當省社寺局へ照會テ經ベシ

第三條 邸内社堂並掛所道場引直及寺號公稱等ハ總テ第一號ノ手續ニ從ヒ願出（永續ノ目途並建物ノ體堂宇ハ方六尺以上）ヲ具フルモノニ限リ聞届別紙書式ニ倣ヒ毎月末取纏メ當省へ可届出事

第四條 前條々ノ外社寺例格ノ改正並社寺ニ關スル條件中例規ナキモノハ其都度當省へ伺出ヘシ

社寺明細書式略ス

問題 明治卅九年八月勅令第二百二十號に依リ、神社合併跡地を、移轉先神社に於て、無代下付を出願する手續を問ふ、

答案 勅令第二百二十號に依る、神社合併跡地の讓與に就ては、地方長官の職權に屬す、故に地方長官に於て保存の必要なきと認むるときは、地方廳に其下附を出願するを待ち下附せらるるものにして、五反歩以下の土地讓與處分は、地方長官限りに於て處分し、五反歩以上なるときは、内務大臣に經伺の上、地方長官に於て處分するものとす、

備考

明治卅九年十月四日内務省訓令第十七號

明治二十四年内務省訓令第十四號第一條中左の通改正ス第十號中第十三條ノ下ニ「明治三十九年八月勅令第二百二十號」ヲ加フ

第十二號中查定ノ下ニ「シ又脱落地を官有地ニ編入」ヲ加フ  
參照

○内務省訓令第十四號（明治二十四年七月二十四日）



第一條 官有土地水面ニ關スル處分ノ内左ニ掲クルモノハ之ヲ委任ス但處分ノ後内務報告例ニ依リ報告スヘシ

十 明治三十三年七月勅令第三百二十五號官有地特別處分規則第三條並同年十一月勅令第二百七十五號官有財産管理規則第十二條及第十三條ニ依リ五段以下ノ官有土地水面ヲ讓與スル事

十一 官民有地ノ境界ヲ査定スル事

### 第四章 明細帳に關する部

問題 神明細帳とは如何なるものを云ふや、

答案 神明細帳とは、政府に備付けある神社臺帳を云ひ、之を人に例ふれば、戸籍簿の如きものなり、故に神明細帳に登錄せられざるものは、公認の神社と云ふ能はず、即ち之を稱して脱漏神社と云ふ、

問題 神明細帳には如何なることが記載され居るか、

答案 第一、祭神名及び由緒、社殿間數、境内坪數並に其地種目、氏子戸數、管轄府縣應迄の距離里數等にして、若し境内神社あるときは、其明細書も本社同様に記載さるゝものなり、尙官國幣社にありては、境内地の地面及建物の地面等をも附記せらるゝものにして、之等明細帳は内務省、府縣廳は勿論、郡役所にも備付られ居るべき筈なり、(明治十二年六月内務省乙第卅一號、同十四年六月局第廿五號通牒参照)

問題 明細帳に脱漏の神社は、如何にすれば明細帳に編入を許可せらるゝものなりや、其手續を問ふ、

答案 明細帳に脱漏せる神社あるときは、其神社の脱漏の事實を確認するに足るべき證據書類を添ふるか、若くは其神社が、政府に於て明細帳調製せられし(明治十二年)以前より、存在のものたることを認め得べき確乎たる證左を記載し、祭神名境内の坪數及び建物間數、信徒若くは氏子員數、將來の維持方法等を列記し、地方長官に出席し又地方長官は内務大臣へ經伺の上許否せらるゝものとす、此際神職並に信徒(氏子)總代理署の上出願するを要す、

參照 中川法學 士著 神社法 令 第三十二 頁



備考

○明治十九年六月十日社寺局第一二〇號通牒

今般社寺創立等ノ儀ニ付當省訓第三九七號訓令ノ趣候ニ付テハ萬一廢絶セル社寺名等を用ヒ明細帳脱漏ノ旨ヲ以テ再興等ヲ謀ル様ノ弊ヲ生ワ候テハ不相濟ニ付一層御注意右等出願ノモ、有之候ハ、篤ト御取糺相成度就テハ即今誤脱等申出居候分モ有之候ハ、早々御取調御上申相成度此段申進候也

○明治二十七年五月二日社寺局社甲第三十七號通牒

自今社寺明細帳ニ脱漏ノ社寺編入方御伺出ノ節ハ其脱漏ノ事實ヲ確認スルニ足ルベキ證據ヲ添ユルカ又ハ右證據ナキモノニ在リテハ明帳細脱漏ノ社寺ト認定セラレタル事由ヲ詳具シ御伺出相成度命ニ依リ此段申進候也

**問題** 明細帳脱漏編入を出願するも、許可せられざる場合には、其神社を如何に處分すれば適當なる方法と思ふや、

**答案** 明細帳脱漏編入を出願するも、許可せられざる神社は、明細帳に登録するに足ら

ざる、微々たる神社なれば、規則上より云へば、公衆の參拜を禁すべきものなれば、(何となれば公認の神社たらざればなり)寧ろ最寄の神社へ合祀するか、若くは非獨立の神社として、他神社の境内に移轉するかを出願すべきものとす、

**問題** 明細帳が、神社の實際の狀況と異なるときは如何にすべきや、

**答案** 社名、祭神名、所在地名、由緒、建物、境内坪數、氏子戸數等、實際と明細帳上と相違するか、若くは異動を生じたるときは、其都度管轄廳に出願し、其指揮を待つべし、其際祭神若くは社名、社格の相違に付ては、關係古記録、其他相違の事實を認むるに足るべき、證據書類を添付するを要す、

備考

○明治二十七年五年十八日社甲第四〇號通牒

社寺及佛堂明細帳中祭神本尊社格社號(官號ニ訂正ス)ノ廉ニ於テ誤謬訂正ヲ要スル場合ハ爾今當初誤謬ニ出テシ手續ヲ詳具シ尙之ニ關スル證左アレハ其證左相添内務大臣へ稟議ノ上御處分相成可然命ニ依リ此段申進候也



追テ本文ノ外同帳中訂正ノ廉ハ従前ノ通貴廳限リ御處分ノコトニ候條爲念此段申添候也

○招魂社に關する部

問題 招魂社の種類を擧げ及其性質を説明せよ、

答案 招魂社は神社の一種にして、官祭招魂社及私祭招魂社の別あり、官祭招魂社は戊辰己巳の際、從軍殉國の戦死者の靈を祀れる神社にして、其所在地の地税を免除せらるゝのみならず、祭祀並修繕等、一切官費支給のものにして、私祭招魂社とは、政府より下附金なく、獨立經營する神社にして、官の許可を得、私に設立したる神社を云ふ、官祭招魂社は、多くの府縣にありと雖も、私祭招魂社のある府縣は其數少し、蓋し官祭招魂社なき府縣に於て、私祭招魂社を設くるを常とす、官祭招魂社の最大なるものは、別格官祭社靖國神社にして、日本全國の殉難者、戦死者の靈を祀る所とす、各地方の招魂社には社格なし、

備考

○明治七年三月十七日内務省乙第廿二號

戊辰己巳、際從軍殉國ノ者戦歿ノ地及其他各所ニ於テ舊藩主或ハ人民共私設致候招魂場ノ義ハ永ク忠死ノ魂魄ヲ御弔慰被爲在候御趣意ヲ以テ自今其所在ノ地税ヲ免シ祭祀並修繕共一切官費支給可致旨被仰出候ニ付此旨相達候事

但招魂場敷地段別地稅ノ有無並従前祭祀修繕費額別紙雜形ニ照準箇所限明細取調實地景況並實測繪圖面共一通ツ、相添來ル五月卅一日限り當省へ可伺出最右場所無之向ハ來ル四月十五日限り其旨可届出事(雜形略ス)

問題 官祭招魂社には如何なる祭神ありや、

答案 元來各地方にある官祭招魂社は、舊藩々に於て、藩臣の戦死又は殉難者、即ち癸丑以來戊辰己巳の戦死者の靈を祭れるものにして、此等祭神は盡く官祭に預れり、而して又西南戦役、日清戦役並日露戦役の戦死者等の如きは、私祭の祭神として、官祭招魂社へ合祀せらるゝものにして、以上種類の祭神よりなれり、之等官祭招魂社へ私祭とし



て祀られたる祭神に對しては、政府より祭祀料等一切下附せられざるものとす、別格官幣社靖國神社は、官祭招魂社の大なるものにして、此に祭祀せらるゝものは、特に勅裁を経て、政府之を決定し、前者後者の祭神、共に官祭祭神として祀らるゝものとす、

問題 私祭招魂社には如何なる祭神ありや、

答案 官祭招魂社なき地方に於て、戦死殉難者を祀る際、私祭招魂社へ、私祭として祀る總ての祭神を云ふ

問題 官祭招魂社へ下附せらるゝ修繕費並祭祀料は何程なりや、

答案 一ヶ年一社定額三十五圓にして、其内十圓は神饌料にして、廿五圓は修繕費とす、但掃除夫等の費用も、此内より支給するものとす、而して官祭招魂社の數は全國にて總數百〇五社とす、

問題 官修墳墓とは如何なるものにして、及其維持方法を問ふ、

答案 官修墳墓とは、官費支給の墳墓にして、官祭招魂社へ、官祭として祀らるゝ資格あるものの墳墓にして、官より指定せられたる墳墓を云ふ、(日本全國に於て官祭墳墓の數は八百九十八ヶ所なりとす)而して官修墳墓一ヶ所に付、修繕費として一ヶ年六圓廿五錢を支給せらるゝものとす、

備考

○明治八年四月廿四日太政官第六十七號達

戊辰己巳ノ際從軍殉難ノ者各所戦歿ノ地等ニ有之墳墓及招魂社ノ經費左ノ通相定候條此旨相達候事

但金額半ヶ年分宛大藏省ヨリ受取毎三ヶ月勘定帳同省へ可差出事

招魂社經費並墳墓修繕費定額

一金三十五圓

一ヶ年一社定額

内

金十圓

祭祀料

但神饌料ハ每一人別ニ二十五錢宛チ給ス

金廿五圓

修繕費

但掃除夫等ノ費用モ此内ヨリ支給スベシ



一金六圓廿五錢

一所墳墓修繕費定額

但一境域中ハ各所ニ埋葬スルモ渾テ一所ト見做ス

○明治卅四年六月十四日社甲第二〇號通牒

官祭招魂社及官修墳墓ハ從來官祭及官修の文字ヲ冠セス單ニ招魂社、墳墓ト稱スルヲ以テ私祭、私修ノ招魂社、墳墓トノ區別無之取締上支障ヲ生ズルノ虞有之候條自今官祭ノ招魂社ニハ官祭ノ二字、官修ノ墳墓ニハ官修ノ二字ヲ冠シ以テ私祭、私修ノ招魂社、墳墓ト明瞭ニ區別セシメラレ度依命此段及通牒候也

### 第五章 祭神、社格、社號、禮祭に關する部

問題 祭神訂正及祭神増加とは如何なる事を謂ひ、又出願の際書類調製法を問ふ、

答案 祭神訂正とは縣廳、内務省等にある神社明細帳に登録され居る祭神名が、神社の古記録等による祭神名と相違する場合に訂正するを云ふ、故に此際願書を調製するには、聖に公認され居る祭神が誤謬にして、他の或る祭神が其神社の祭神たるべきことを證據

物により出願するを云ふ、此際證據物は勿論、確實と認らるべきものにして、疑はしきものは許容せられざるものとす、充分諸種の古書に基き、考證を附するを要とす、

祭神増加とは、神社の現在の祭神に、別に祭神を増加するを云ふ、故に此際も古記録若くは古文書に就き、充分其證を明にし、地方應に出願すべきものとす、此等出願の際世に公にせられたる古文書、古記録を引用するの外は、其文書の寫を添付するを要す、又神職並氏子總代連印の上出願するは當然なり、

問題 官國幣社の祭神の分靈を受くるには如何なる手續に據るべきか、

答案 府縣社以下神社に於て、官國幣社中、或神社の祭神の分靈を受けんとするには、其神社が自己の神社と特別の縁故あるにより、其分靈を受けたることを、其官國幣社の宮司に、文書若しくは口頭を以て申出づべし、依て宮司は、其神社と特別の理由あるや否を審理し、所屬地方長官へ出願し、地方長官に於て、内務大臣へ伺を経て許否するものとす、



○官國幣社祭神分靈ニ關スル件

明治三十六年四月八日  
内務省社甲第四號通牒

官國幣社祭神分靈ノ儀ハ濫リニ授與不相成儀ニ付若シ特別ノ理由ヨリ分靈ヲ授與セントスル場合ハ官司ヨリ貴官ニ出願セシメ貴官ニ於テハ内務大臣へ經伺ノ上處分相成度依命此段及通牒候也

**問題** 帝國の神祇を説明し、及び其種類を擧げよ、

**答案** 帝國の神祇とは、現在の神社に祭祀せられ居る、我邦の神々を云ふ、即ち畏くも皇室の祖宗及び歴代の天皇、皇族の御中にも、殊に著しき御方々を始め奉り、各氏族の祖先に當る方々、及び皇室及び國家に勳功ありし者、即ち忠臣は勿論文、武、農、工、商業等に特別の功勞ありしもの、并に地方治者として特に功績ありしもの（例へば舊藩祖の如し）等其主なるものなり、

**問題** 式社とは如何なるものを云ふや、

**答案** 式社とは即ち式内社のことにして、醍醐天皇の延喜五年より延長五年に亘り、完

成したる延喜式に列れる神社の總稱にして、延喜式神明帳に記載され、其總數二千八百六十一社とす、爾來星霜の經る久しき、廢滅に歸せるものも亦多かるべし、

**問題** 國史現在社とは如何なる神社なりや、

**答案** 國史現在社とは、六國史に見ゆる所の神社の總稱にして、就中京都府官幣大社男山八幡宮、福岡縣香推宮等は著名なるものとす、日本紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄を總稱して六國史と云ふ、

**問題** 皇祖皇宗を祀れる重なる神社の名稱を問ふ、

**答案** 伊勢の皇大神宮を始め奉り、大隅霧島神社、(祭神天鏡石國鏡石天津日高彥火瓊杵尊)、鹿児島神社、(祭神天津日高彥穗々出見尊)、日向の鴉戸神社、(祭神彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊)、淡路の伊弉諾神社、(祭神伊邪那岐命)等其主なるものなり、

**問題** 天皇を祀れる主なる神社の名稱を問ふ、

**答案** 大和國橿原神宮、(祭神神武天皇)、日向國宮崎宮、(祭神同上)、山城國平安神宮、(祭神桓武天皇)、山城國男山八幡宮、(祭神應仁天皇)、越前國氣比神宮、(祭神同上)、大和國



吉野宮、(祭神後醍醐天皇) 山城國白峯宮、(祭神崇徳天皇、淳仁天皇)、長門國赤間宮、  
 (祭神安徳天皇) 攝津國水無瀬宮、(祭神後鳥羽院天皇、土御門院天皇、順徳院天皇) 等  
 其主なるものと記憶す、

問題 親王を祀れる主なる神社の名稱を擧げよ、

答案 相模國鎌倉宮、(祭神護良親王) 遠江國井伊谷宮、(祭神宗良親王) 肥後國八代宮  
 (祭神懷良親王、良成親王) 越前國金崎宮、(祭神尊良親王、恒良親王) 等其主なるものと  
 す、

問題 神社の社格順を示せ、

答案 神宮を第一位とし、爾餘の神社は官幣大社、官幣中社、官幣小社、別格官幣社、  
 國幣中社、國幣小社、府社、縣社、郷社、村社の十種にして、其社格順序も亦斯くの如  
 し、外に招魂社なるものあれども社格を有せず、又村社の次に無格社なるものあり、此  
 は無資格社の意味にして、所謂雜社とす、明治四年五月太政官布告の社格定則を觀る  
 に、國幣中社の上に國幣大社なるものあれど、實際に於て現今一社もなし、

問題 官國幣社の各社格に於ける社數を問ふ、  
 答案 官幣大社は四十四社、官幣中社は廿六社、官幣小社は三社、別格官幣社は廿三社  
 國幣中社は四十九社、國幣小社は廿六社にして、以上總計百七十二社なり、  
 備考

(本統計ハ神宮官國幣社神祇要録ナル書ニ基ク)

問題 府縣社以下神社の社數を、各社格に付き諸氏の記憶せる所を列記せよ、

答案 去る三十九年の内務省第廿四統計報告を見るに、凡そ縣社は五百七十五社、郷社  
 は三千四百八十三社、村社は五萬二千百三十餘社、無格社は十三萬六千二百餘社にして  
 總計十九萬三千餘社なり、官祭招魂社は百〇五社なり、

問題 一神社にして二の社格を有することを得るや、又獨立せざる神社にして社格を有し  
 得るや、

答案 一神社にして二の社格を有すること能はず、何となれば、社格なるものは獨立社  
 に與ふる一種の資格なれば、一神社にして二の社格を有するは、一神社にして二種類の



資格を有することとなり不都合なりとす、此と同様に非獨立社は社格を有せず、即ち非獨立社にして、社格を有し得べきものとせば、矢張一神社にして二資格を有することとなりて不都合なり、

○明治廿四年十二月十六日内務書記官社甲第二三號通牒

神社號改正之義ハ十一年當省乙第五十七號達第二條ノ通御廳限リ處分ノモノニハ候得共神社號ヲ宮號ニ改稱若クハ復稱スル向ハ許可不相成方ニ有之尤モ格別ノ緣故之レアルモノハ事實を具シ内務大臣宛御稟申相成可然爲御注意此段申進候也

問題 右法文の意義を問ふ、

答案 神社號改正は、十一年内務省乙第五十七號達第二條に由り、地方廳に於て處分し得る筈なるも、神社號を宮號に改稱するか、若くは從前に於て宮號を稱したることありと云ふ理由を以て復稱するものは、容易に許可すべからざるものなるにより、普通の理由にては許可せざるも、特別の緣故若くは理由を有するものは、其事由を具し、内務大臣へ伺ひ出づ可き旨を、地方長官に諭されたる者とす、これ宮號を重んぜらるゝによるなり。

問題 神社の由緒とは如何なることを云ふや、

答案 神社の由緒とは、其神社に於ける歴史にして、極めて其神社に取りては大切なものとす、故に各神社に於ては、自己の神社の由緒帳は、極めて大切に保存せざる可らず、又神職の職務として、奉祀せる神社の現在の記録は、常に調製せざるべからず、即ち神社の現歴史は、將來に於ては其神社の重要な由緒となるものなればなり、

問題 由緒不詳とは如何なることを云ふや、

答案 由緒不詳とは、其神社の創立年月並創建人名、其他該社に關する沿革等、凡て不明なるものを云ふ、此の由緒不詳なる神社は、神社の火災等により、舊記録を失ひ、由緒不詳となれるものもあれとも多くは徴々たる無格社なりとす、(明治十二年一月内務省乙第三號達参照)

問題 神佛號混淆とは如何なることを云ひ、又其廢せられたるは明治何年なりや、

答案 寺院佛堂に從來三十番神と稱し、皇祖大神を始め、其他の神祇を配祀し、又曼陀羅天照皇大神及八幡大神等を書き加へ、剩へ死體に著せしむべき經帷子に、神號を記



載するを禁じ、又神社に佛像を配祀するを禁せられたることを云ひ、明治元年十月十八日付太政官達を以て、諸宗に布達せられたり、

備考

○神佛號混淆ヲ廢ス 明治元年十月十八日 太政官達

王政御復古更始維新之折柄神佛混淆之儀御廢止被 仰出候處於其宗ハ從來三十番神ト稱シ皇祖太神ヲ奉始其他之神祇ヲ配祠シ且曼陀羅ト唱候内ハ 天照皇大神八幡大神等之御神號ヲ書加ヘ剩ヘ死體ニ相着セ候經帷子等ニモ神號ヲ相認候事實ニ無謂次第ニ付後禁止被 仰出候間總テ神祇之稱號決テ相混シ不申様屹度相心得宗派末々迄不洩様可相達旨御沙汰候事 但是迄祭來候神像等於其宗派設候分ハ速ニ可致燒却候若又由緒有往古ヨリ在來之分ナ相祭候類ハ夫々取調神祇官ヘ可伺出候事

問題 祭神に菩薩號を禁止せられたるは何年なりや、

答案 官幣大社男 山八幡宮及び宇佐八幡宮等の祭神を、八幡大菩薩と稱せしを、明治

元年太政官達を以て、菩薩號を廢し、八幡大神と稱せしめられたり、然れとも從來の慣例により私に權現號を稱するは禁止せられざりき、

備考

○明治元年四月二十四日太政官達

此度大政御一新ニ付石清水宇佐宮崎等八幡大菩薩大稱號被爲止八幡大神ト奉稱候様被仰出候事

○明治廿年十月十三日内務省訓第七六九號

官國幣社以下神社及佛堂古來ノ慣習ニヨリ權現號等ヲ私稱スルハ自今禁止ニ及ハザル儀ト心得ラルベシ

右訓令ス

問題 神宮の大祭及公式を列記せよ、

答案 神宮（皇大神宮及び豐受大神宮）の大祭は左の如し、

一 神嘗祭

五 新嘗祭



- 公式は左の如し
- 一 元始祭
  - 二 紀元節
  - 三 天長節
  - 四 歳旦
  - 五 風日祈祭
  - 六 遙拜式
  - 七 大稔

問題 官幣社の大祭及公式を列記せよ、

答案 官幣社の大祭は左の如し

- 一 祈年祭
- 二 新嘗祭
- 三 例祭
- 四 臨時奉幣式
- 五 本殿遷座

公式の祭祀は左の如し

- 一 元始祭
- 二 紀元節
- 三 大稔
- 四 遙拜式
- 五 假殿遷座
- 六 神社に特別の由緒ある祭祀

問題 府縣社以下神社の大祭及公式の祭祀を列記せよ、

答案 府縣社以下神社の大祭及び公式の祭祀は、官幣社及び國幣社の大祭及び公式の祭祀に準ずる旨、明治廿七年五月九日訓第三二七號を以て訓令せられたり、官幣社及國幣社の大祭并に公式の祭祀は前問にあれば茲に之を略す、

問題 神輿渡御の際供奉の者帯刀するも差支なきや、

答案 神社祭禮に於て神輿渡御の際、供奉の者古代の装飾に模倣し、神輿に供奉する者慣れるものは、供奉中に限り帯刀差支なき旨、明治九年神宮並官國幣社へ達せられたり、府縣社以下も同様差支なき旨、去る明治十一年三月内務省乙第二十一號を以て府縣へ達せられたり。



但し普通祭服用の者は帯刀相成らざるは勿論のこととす、  
問題 臨時祭執行の手續を向ふ、

答案 臨時に或る事件ありて、毎年恒例以外の祭祀を行はんとするに當りては、官國幣社は地方廳及所轄警察署（又は分署）、府縣鄉村社は所轄警察署（又は分署）へ豫め届け出ざる可らず、

參照

（官國幣社神職奉務規則、府縣鄉村社神職奉務規則）

### 第六章 境内地并建物に關する部

問題 地所名稱區別 明治七年十一月七日 中社寺地を列記せよ、  
大政官布告第百二十號

答案 官有地第一種としては、伊勢神宮、山陵、官國幣社、及び府縣社、並に郷、村、無格社中民有にあらざる社地を云ふ、これは地方税並に地租を賦課せられざるものとす、神宮並に官國幣社地は、悉く官有地なるは當然なりと雖も、府縣社地の又悉く官有地

民有地ニ  
官有地ハ  
三種ナリ

なるは記憶する價值あり、寺院境内は官有地なるものありと雖も、官有地第四種とす、官有地第三種内の公園地に、神社が借地して建設せらるゝものもあり、例へば東京の上野公園地にある府社東照宮、及本郷區湯島梅園町府社、湯島天神社等の如し、（官有地ハ凡）民有地第二種にある神社地は、官有にあらざる郷村社地に限れるものにして無税地なりとす、民有地第一種にある社寺地は、凡て地租を課し、地方税を課せらるゝものなり、故に無格社の境内地は、官有地を除くの外凡て有租地なり、郷社、村社と雖も、信徒の共有地等に存在するものは有租地なりとす、

### 參考

東京市内ニテ公園地内ニアル神社境内地ハ明治卅年ノ頃公園地ヨリ引直シ神社地 官有地トナス旨達セラレタルモ東京市區改正ニ於テ其目的遂行上ニ不都合ナリトテ遂ニ沙汰止ノ姿トナレリ故ニ是等公園地ニアル神社ハ公園地ノ一部ヲ借地シ居ルモノナリトテ聞キ及ベリ

問題 地租條例 明治十七年三月十五日 第四條に、郷村社地は地租を免除する旨記載せらるゝも、

其他の民有地境内にある神社にして、地租を免除せらるゝものありや、



**答案** 民有地境内にある神社は、官有地境内にあらざる郷社、村社、無格社のみなれば、郷社、村社、以外に於て、民有地境内を有する神社は無格社のみなり、而して地租條例第四條に於て、地租の免除は郷社、村社と限定し、無格社に及ばざれば、無格社にして民有地境内にある神社は、無論有租地なりとす、其他郷社、村社と雖も、個人有の土地を借地するものは此限りにあらず、其立法の趣旨を案するに、無格社は社格なき神社の謂なれば、一般に由緒等の乏しさのみならず、其數巨多にして、地租を免除するの特典を與ふるの必要を認めざるが故なるべし、

神宮、官國幣社、並府縣社、社地は明治七年十一月太政官布告第百廿號地所名稱區別により、凡て官有地第一種なれば、地租條例に於て、郷社とのみ謂ひ、府縣社以上に付き別に規定の設けなきなり

附 言

**備考** 著者記、神宮官國幣社及び府縣社と雖も、境外所有地は民有地第一種にして有租地なり

地租條例第四條

公立學校地、鄉村社地、墳墓地、用器水路、溜池、隄塘、井溝、鐵道用地、禁伐林及公衆ノ用ニ供スル道路ニ地租ヲ免ス

**問題** 明治廿八年四月社寺局甲第一〇號通牒左記によれば、民有地なる神社境内地も、總て官有境内地に準じ取扱はるゝ旨記載さるゝも、右は民有免租地のみなるや、若くは民有境内にして納税地たりとも、同一に取扱はるゝものなりや、

**答案** 民有地境内にある神社は、其の境内地が免租地、有租地たるに關はらず、總て官有地境内に準じ取扱はるゝものとす、

備考

明治廿八年四月八日社甲第一〇號通牒ハ紀念碑ノ部ニアレハ茲ニ省略ス

**問題** 府縣社以下神社の境内地制限坪數とは如何、

**答案** 神社境内は無止に廣漠なるを要せず、又之れに反して境内地狭少にして、祭典執行等に際し、差支へる如きも避けざる可らざるにより、大凡一定の制限坪を定め置く必



上地ノ入野  
地ノ入野  
付内林  
有付内林  
法有付内林  
共此野  
二此野  
二此野  
二此野

要ありとす、即ち府縣社は九百坪、郷社は五百六十坪、村社は三百六十八坪と規定せらる、尤も國有林野法による境内地區域變更は此の限りにあらず、

備考

○明治九年二月廿八日内務省伺太政官指令  
伺 在來神社境内外區畫御改定相成既ニ祭祀必要ノ地等相殘シ差闕無之分ハ夫々上地申付候ニ付テハ爾後府縣社以下新建並ニ移轉等願出候節申出次第ノ坪數聞届候テハ在來神社ノ境内ト抵觸致シ前後不都合ニ付豫メ境内坪數制限御治定不相成候テハ差闕候ニ付教部省へ及照會候處別紙ノ通回答有之候ニ付篤ト檢考候處繪圖面上玉垣内ニテ祭祀等差支有之間敷乍併火災豫備ノ爲メ餘地ヲ要シ候儀ニテ玉垣内相應ノ餘地有之候得共周圍人家稠密ノ場所又ハ實地ノ景況ヨリ分裂難致地所等一概右玉垣内制限ヲ以テ確定候テハ差闕候向モ可有之ニ付右等斟酌府縣社ハ玉垣内四百五十坪ノ一倍郷社ハ同斷二百九十坪ノ一倍村社ハ同斷百八十四坪ノ一倍迄ヲ制限ト相定メ置其實地ノ景況ニ應テ取捨致度  
指令 聞届

問題 招魂社敷地の制限坪數は何程なりや、

答案 明治十二年一月二十日内務省議定を以て別格官幣社を別として、府縣にある官幣招魂社の制限坪數は、官國幣社制限坪數三千坪の半數、即ち千五百坪を以て、制限坪數と定められたり、又私祭の招魂社は之に準ずることと思はる、

○國有林野法 明治三十二年三月二十二日 法律第八十五號

第三條 前條ノ國有林野ト雖他ノ官有地ニ編入スルノ必要アルトキハ之カ組換ヲナスコトヲ得  
組換ヲ爲シタル土地ニシテ其使用ヲ廢シタル場合ニ於テ林野ニ復スベキ必要アルモノハ更ニ國有林野ニ編入ス  
社寺上地ニシテ其境内ニ必要ナル風致林野ハ區域ヲ畫シテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得

問題 右法文の解釋を求む、



**答案** 此の法律に於て稱する國有林野とは、國の所有に屬する凡ての森林原野を云ひ、國土保安又は國有林野の經營上、國有として保存の必要ある國有林野は、賣拂、讓與又は交換することを得ずと雖も、他の官有地に編入するの必要あるものは、之れが組換をなすことを得、即ち若し社寺境内地に隣接せる國有林野あり、社寺の祭典執行若しくは風火災害防止上必要なるか、或は社寺の由緒上關係ある土地なるときは、官有地の儘、社寺境内に組換を出願することを得、即ち官有地第三種なる土地を、官有地第一種に組換へる手續を云ふ、

而して組換をなしたる土地にして、社寺が其の使用を廢したる場合に於て、林野となす必要あるものは、更に國有林野に編入せらるゝものとす、

第二項は、社寺の土地林のみに關する規定にして、嘗て社寺に於て上地したる土地が、社寺の風致上、若しくは祭典執行上、若しくは災害防止上、又は歴史上の緣故地或は參詣用地なるときは、必要なる區域を畫して、社寺現境内に編入することを得るものとす、(國

林野法第三條ヲ見ルニ全條第三項ニノミ風致林野トアルガ故ニ上地林以外ノ國有林組換ヘハ風地ノ理由ニテハ之ガ組換ヘハ許可セザルモノト思ハル)

附 言

(編者記) 國有林組換若しくは上地林編入を出願する場合は、前者にありては地方長官宛、後者にありては内務、農商務兩大臣に宛て、能く其の事由を記載し、實測圖、並に平面圖、並に見取圖等を添へ、神職(寺院ニアリ)氏子總代連署の上出願するを要す、社寺の上地とは其社寺の祭典法用に必要する境内を除くの外、明治四辛未年正月五日太政官布告、及明治八年六月二十九日地祖改正事務局乙第四號達を以て一般上地を仰付られたる土地を云ふ、(即ち神社は、維新以前にありては、朱印地、黒印地と稱へて、隨分領地を有したるものもあり、從て境内も極めて廣かりき、然るに維新後大名の領土奉還に引續き、神社も領地を召し上げられ、又境内地も直接祭典に必要な部分を除くの外上地せしめられたり)今其當時の布告を示さん左の如し

參考

○明治四辛未年正月五日太政官布告

諸國社寺由緒ノ有無ニ拘朱印地除地等從前之通り被下置候處各藩版籍奉還ノ末社寺ノ土地人民私有ノ姿ニ相成不



相當ノ事ニ付今度社寺領現在ノ境内ナラズノ外一般上知仰付通テ相當條例制定更ニ庶米ヲ以テ可下賜候事云々

○明治八年六月二十九日地租改正事務局乙第四號達 社寺境内外區劃取調規則

一社寺境内外區劃取調ノ儀ニ付明治七年内務省乙第七十一號達之趣ニ有之候所今般本局被開一般地租改正ニ際シ土地ノ名稱ヲ區別シ其所有ヲ定メ候ニ就テハ右境内外ノ區域判然不致テハ踏般差支候條別紙規則ニ照準至急取調可差出此旨相違候事

社寺境内區劃取調規則

第一條 社寺境内之儀ハ祭典法用ニ必需之場所ヲ區劃シ更ニ新境内ト定其餘悉皆上地之種取調ヘキ事  
但(釋)村社以上民有地ノ社地ハ渾テ本條ニ依リ境内ヲ定メ其他民有ノ社寺ハ從前ノ通心得ヘキ事  
以下省略

問題 社寺境内地は容易に其區域を變更し得るものなりや、

答案 社寺の境内地は、官民有に係らず、現在の境内地より容易に變更するを許されざるものとし、然れども特別の事情あるものは、其旨を記載し出願すべし、其際は境内の見取圖及平面圖を添付するを要す、境内地の縮少は、多く公益事業即ち河川、道路、鐵道工事等の場合には、神社關係者に於て異議なく、又風致祭典上差支なきものは許可せらるゝなるべし、

備考

○社寺境内地區域變更 明治廿四年十一月廿七日 内務省訓第一〇一六號

社寺ノ境内地ハ官民有ニ不拘從來査定ノ區域ハ輕ク變更セザル儀ト心得ヘシ

但シ特別ノ事故アリ事實不得止ト認ムルモノハ該事由ヲ具シ本大臣ヘ稟議スヘシ

右訓令ス

問題 境内地區域變更とは如何なるものを云ひ、又移轉は包含せざるものなりや否や、

答案 境内地區域變更とは、現境内を取擴め又は減縮するを云ふと雖も、國有林野法及び御料林編入により、境内地を増加さるゝものは此の内に包含せず、耕地整理地區に、社寺境内地を編入するも、亦道路敷、用悪水路、鐵道線路敷地等に、境内地の一部を變換し、若くは移轉其他の理由により、現境内地を増減するも總て區域變更として取扱はれ、區域變更に關する法規を適用せらるものとし、又移轉に關しては、式内社並に文明十八年以前のもの、内務省へ照會を経たる後、地方廳に於て處理するものとし、

参照



○明治二十六年八月一日内務社甲第四號通牒

明治二十四年當省訓第一〇一六號ヲ以テ社寺境内地從來査定ノ區域ハ輒ク變更スベカラザル旨訓令相成候處右ハ移轉即チ甲地ヨリ乙地へ轉スルモノ、如キモ該訓令ニ含蓄ノ譯ニ有之候命ニ依リ此段申進候也

**問題** 耕地整理法 明治廿二年三月廿二日法律第八十二號

により、神社境内地は如何なる取扱を受くるものなりや、

**答案** 耕地にして、特別の價値ある土地及び耕地にあらざる土地は、其所有者の同意なき時と雖も、政理の施行に必要なときは、其全部又は一部を整理地域に編入することを得ると雖も、公共團體の共用地、名勝、舊蹟地、社寺境内地等は、關係者に於て同意なきときは編入すること能はざるものとす、

**問題** 土地收用法 明治三十三年三月六日法律第二十九號

により、神社境内地は如何なる取扱を受くるものなりや、

**答案** 元來土地收用とは、政府が公共の利益と爲るべき事業の爲めに、所有者の意思に反して民有の土地を收用又は使用することを謂ふ、故に神社境内地と雖も官有地のものは、土地收用法を適用せられざるものとす、故に民有境内地、即ち鄉村社地及び無格社の境内地を、鐵道線路、河川、道路等の公益事業の爲に徵收する際、神社關係者と折合の付かざる場合に、土地收用法は適用せらるるものとす、故に此際起業者は、起業の目的及起業地の圖面、事業計畫書等を添へ、地方長官を経由して、内務大臣に申請すべし、而して内務大臣は能く調査したる後、内閣に提出し、軍機其他に差支なしと認むるときは、内閣總理大臣に於て事業を認定するものとす、又土地收用の區域内に、官民有に係らず神社境内地あるときは、土地收用法施行令第三條により、其土地に關する調査及地圖を申請書に添付するを要す、此際主務大臣に於て、神社境内地として置く必要なきと認むるときは、其區域内にある神社境内地は徵收せらるるものとす、

備考

○土地收用法施行令 明治三十三年三月廿日 勅令第九十九號

第三條 起業者が内閣ノ認定ヲ受ケントスル場合ニ於テ起業地内ニ左ニ掲ケタル土地アルトキハ其土地ニ關スル調査及圖面ヲ申請書ニ添附スベシ



一、御陵、墓地及御料地

二、國有地

三、現ニ公用ニ供スル土地

四、社寺境内地

五、名所舊蹟及古墳墓

問題 土地收用法に於て、公共の利益となるべき事業とは如何なるものを云ふや、

答案 土地收用法第二條に規定する所を見るに大略左の如し、(一)國防其他軍事に關する事業、(二)官廳等の用地、(三)教育學藝又は慈善事業等、(四)鐵道、線路、道路、水道、河川、用悪水路、火葬場に關する事業等、(五)國府縣郡市町村其他公共團體に於て、公用の目的を以て施設する事業等、其内の重なるものとす、

問題 神社に於て、上地林の特賣を受けんとするときは、其出願手續を問ふ、

答案 神社に於て上地林の特賣を受けんとする際は、願書に特賣を受くべき事由を記載したる書面を添附すべし、特賣を受くる事由とは、其神社の上地林なることの充分なる

證左を列記するを云ふ、又其際願書には將來に於ける林野の保護、施業の方法書を添附すべし、特賣とは、隨意契約により、他の出願者に先ちて農商務省に於て、下調査せる價格以上の價格を以て買求するを云ふ、此際願書は農商務大臣宛に認め、一定の期限内に書留郵便を以て指定の場所に差出すべし、即ち明治三十二年農務令第二十七號第五條、後段に記載せらるる所を觀るに、期間内に揭示したる場所に到着せざる願書は、之を受理せずとあれば、願書は揭示されたる場所に到着する様注意すべし、揭示せらるべき場所は、其林野の屬する大小林区署、林野整理支局、並其出張所、郡市役所及び町村役場にして、特に指定せられたるときは其場所に願書を提出すべし、出願期間は、揭示せられしより三十日以上六十日以内に於て適宜定めらるるものとす、(若し期間揭示なき場合は、六十日間以内に願書を差出せば可なり)下戻の申請又は神社境内編入の出願をなしたるものは、其不許可の處分の日より起算し、三十日以内に於て特賣を出願することを得、即ち其三十日以内と云ふ日限が揭示せられたる期間後に相當すと雖も差支なきものとす、



問題 不要存置國有林野賣捌規則

(明治三十二年八月三日)

農商務省令第二十七號) 中にある特賣及公賣の區別を問ふ、

答案

特賣とは他の出願者に、先ちて、其林野を買求し得ることを云ふ、即隨意契約により、競争者なき場合を云ふ、公賣とは競争入札により買求するを云ふ、即ち入札せる價格の最高者に於て、其權利を占むるものなり、公賣は特賣の出願なき場合、及出願期間内に特賣を出願するものなきとき、及特賣の契約其効力を失ひたる時に於て生ずるものなり、

問題

特賣の許可を受けたるものが、如何なる場合には其契約の効力を失ふや、

答案

特賣の許可を受けたるものが、林野整理支局長の指定したる期間内に、契約保証金を納めざる場合、又は契約保証金を納めたるも、林野支局長の指定したる期間内に、契約を結ばざるときは、特賣の許可は其効力を失ふものとする、前の場合に於ては出願代金の百分の十に當る金額を徴收され、後の場合に於て、契約保証金は還附せられざるものとする、

問題

社寺土地官林委託規則

明治二十四年四月八日 農商務省令第五號

とは如何なる事を云ふや、

答案

社寺土地官林委託規則とは、其神社寺院に於て、曾て土地せる官林の委託を請くるを云ふ、此際願書には、其神社寺院の創立年代、由緒、資格、出願地の字名、區域、反別、樹種別、木數、(竹は三寸回り以上の數量) 及其神社寺院の維持方法、氏子、信徒(寺院ニアリ)の概數等を詳記し、年限を定め、圖面を添へ、神職(寺院ニアリ)及び氏子總代(寺院ニアリ)連署の上、所轄大林區署長に差出すべし、(寺院ハ管長) 土地官林の委託は、大抵の場合十五五年を以て限度とし、委託年限を経過し、尙引續き其の委託を請けんと欲するときは、前同様の手續により、更に出願するを要す、

土地委託官林は、樹實、菌蕈、落枝、落葉、下草、晚筍の類は無代にて收得することを得、又所轄大林區署長の許可を得て、竹木を栽植し、若くは同官林内に建造物を設くることを得、(竹木の栽植をなしたるときは、八十年間委託を請くることを得、(補植に就ても新植の年度より起算し八十年間とす)

栽植したる竹木は、社寺の風致及び水源等、公共の利益に關するものを除き、所轄大林區署長の許可を得て伐採することを得、此場合に於ては、社寺は其伐採したる竹木相當



價格の、二分の一を所轄大林區署に納付すべきものとす、又社寺は、其建築並に修繕用に供せんとするときは、委託官林内在來の竹木にして、風致其他水源涵養、土砂押止等凡て公共の利益に關するものを除き、相當代價を以て、特賣を所轄大林區署長に請求することを得、此際目的以外に使用し、又は轉賣し若しくは讓與すること能はず、若し犯したるときは、其の賣渡代價の二倍を徵集せらるゝものとす、

**問題** 國有土地森林原野下戻法

明治三十二年四月十日 七日法律第九十九號とは如何なることを云ふや、

**答案** 國有土地森林原野下戻法とは、地租改正又は社寺土地處分により、官有に編入せられたる國有の土地森林原野若しくは立木竹は、其處分の當時之れに付き、所有又は分收の事實ありたるものが、此の法律により、内務大臣に下戻の申請をなすことを得るものを云ふ、下戻の申請をなすものは、公簿若しくは公書若しくは其他の事由に依り、所有又は分收の事實、又は木竹及び其賣却代金を分收したる證あるもの、又は私費を以て竹木を植付け、或は田畑宅地に開墾したる證あるものは、其由を願書に認むるを要す、

下戻申請に對し、不許可の處分を受けたる者、其處分に不服あるときは、行政裁判所に

出訴することを得るものとす、

**問題** 神社に於て所有森林を荒廢するとの虞ある時は、如何なる取締法の設定あるや、

**答案** 神社寺院に於て、所有の森林にして荒廢するの虞あるときは、明治三十年四月六日法律第四十六號森林法により、主務大臣に於て營林の方法を指定せらるゝものとす、

若し其命令に背くときは、政府に於て之を行ひ、其費用を徵集せらるゝものとす、

**問題** 保安林編入とは如何なることを云ふや、

**答案** 保安林とは、明治三十年四月法律第四十六號森林法第八條にある如く、社寺、名所又は舊跡の風致に必要な箇所、又風水害、潮害の防備に必要な箇所、航行の目標に必要な箇所等、公益上保存の必要ある箇所は、府縣郡市町村其他直接の利益を有する者より、地方廳に出席し、保安林に編入することを得、此際知事は地方森林會に提出し、其議決に自己の意見を附し、主務大臣に具申し、主務大臣（即ち農商務省ノ主管ナ）に於て可否を決定するものとす、又保安林に編入せられたるものは私に伐採等をなすこと能はざる代りに私有林と雖も、地租及公課を免せらるゝものとす、



**問題** 神社に於て主要なる建物を記載せよ、

**答案** 府縣社以下に於て、普通缺く可からざるものと云ふ可き建物は本殿、拜殿、鳥居、社務所、手水舎、制札にして、尙充分を謂はば神饌所、神庫(若クハ祭器庫)等主要なる建物とす、就中一社殿にして本殿拜殿を區劃するものもあり、官國幣社の建物も、餘り大差なきものと思はる、

**問題** 獨立の神社とは如何なるものを云ふや、

**答案** 獨立の神社とは、境内地、建物、財産、氏子若くは信徒を有し、他の神社の管理を受けざるものを云ふ、即ち攝社若くは境内神社等は、多くは獨立せざる神社なり、然れども往々境内神社若くは攝社中、財産及び建物、氏子若くは信徒等を本社とは別に有するものあり此等は獨立の神社たるべし、要するに神社の獨立と否とは經濟を異にし、神職其他の神社としての要素を別々に有するものを云ふ、境内地は同一なりと雖も、區劃するものは差支なし、

**問題** 特別保護建造物及び國寶とは如何なるものを云ふや、

**答案** 特別保護建造物及び國寶とは、明治三十年六月法律第四十九號古社寺保存法により、社寺の建物及び寶物が、歴史の證據あるか、由緒の特殊なるか、又は製作の優秀なるか、若くは美術の模範となるべきものは、古社寺保存會に諮詢したる後、内務大臣に於て、特別保護建造物又は國寶の資格あるものと定めたるものを云ふ、此場合は、其の建造物及び寶物に對し、國費を以て保存金を下附せらるゝものとす、

**問題** 特別保護建造物及び國寶は、處分し、又は差拂さへを爲すことを得るや、

**答案** 特別保護建造物及び國寶に定められたるものは、之を處分し又は差押へを爲すことを得ざるものとす、如何となれば明治三十六年法律第四十九號(古社寺保存法)に依り禁止せらるゝ處なればなり、

**問題** 特別保護建造物及び國寶の監守人は何者なりや、

**答案** 神社に在ては神職、(官國幣社ニ在テハ宮司、府縣、郷社ニ在テハ司、村社以下ニ在テハ社掌トス)寺院佛堂に在ては住職が監守人にして、内務大臣の監督に屬するものとす、然れども内務大臣の許可を経て、別に監守者を置きたる場合は其者が監守人なりとす、



**問題** 監守者が其監守する所の國寶を竊取し、毀棄し、隠匿し、他の物件と變換し、若くは抵當典物となしたるものは、如何なる制裁法ありや、又其情を知て讓受け、借受け、擔保に取り、寄藏し、若くは其牙保をなしたるものは、如何なる刑罰に處せらるゝや、

**答案** 此場合に於て監守者は、一年以上五年以下の重禁錮に處せられ、後者は六ヶ月以上三年以下の重禁錮に處せられ、又五圓以上四十圓以下の罰金を附加せらるゝ者とす、

附 言

普通竊盜の場合、及び寄藏故買、若くは牙保に就て普通刑法を左に示す可し、

(刑法第三百六十六條)人ノ所有物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪トナシ二ヶ月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

(刑法第四百一條)詐欺取財其他ノ犯罪ニ關シタル物件ナルコトヲ知テ之ヲ受ケ又ハ寄藏故買シ若クハ牙保ヲナシタルモノハ十一日以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス

とあり、故に特別保護建造物並國寶に付ては、普通の場合よりも重刑に處せらるゝを看

るべし、

參 考

○寄藏トハ贖物(贖物トハ犯罪行為ニ因テ占有ヲ取得シタル有體物、即チ窃取、強取、竊取、及遺失物、贖置等ノ行為ニ因テ占有ヲ取得シタル有體物ヲ云フ)ノ寄託ヲ受ケ且之ヲ贖置スルヲ云フ

○故買トハ贖物タルノ情ヲ知テ賣買交換スル如キ總テノ場合ヲ謂フ

○牙保トハ贖物所持者ト通謀シ財産上ノ利益ヲ得ル爲メ他ノ者ニ贖物ノ引渡ヲ爲シ又ハ其引渡ノ媒介ヲ爲スヲ謂フ

**問題** 監守者が怠慢により、國寶を亡失又は毀損したるときは、如何なる刑罰法ありや、

**答案** 此場合は地方裁判所の命令を以て、五十圓以上五百圓以下の罰金に處せらるゝものとす、

備 考

○古社寺保存法 明治三十年六月五日 法律第四十九號

第一條 古社寺ニシテ其ノ建造物及寶物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得

第二條 國費ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及寶物類ハ歴史ノ證徴、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀ニ就キ古社寺保存會ニ諮詢シテ内務大臣之ヲ定ム

第三條 前條ノ建造物及寶物類ノ修理ハ地方長官之ヲ指揮監督ス



第四條 社寺ノ遺造物及寶物類ニシテ特ニ歴史ノ證徴又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存會ニ諮詢シ内務大臣ニ於テ特別保護遺造物又ハ國寶ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得

第五條 特別保護遺造物及國寶ハ之ヲ處分シ又ハ差押フルコトヲ得ス但シ内務大臣ノ許可ヲ得テ國寶ヲ公開ノ展覽場ニ出陳スルハ此ノ限ニ在ラス

第六條 前條ノ物件ハ神職(官國幣社ニ在テハ官司、府縣郷社ニ在テハ社)若ハ住職之ヲ監守シ内務大臣ノ監督ニ屬スルモノトス但シ内務大臣ノ許可ヲ經テ別ニ監守者ヲ置クコトヲ得

第七條 社寺ハ内務大臣ノ命ニ依リ官立又ハ公立ノ博物館ニ國寶ヲ出陳スルノ義務アルモノトス但シ祭典法用ニ必要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八條 前項ニ依リ國寶ヲ出陳シタル社寺ニハ命令ニ定メタル標準ニ從ヒ國庫ヨリ補給金ヲ支給スルモノトス

第九條 神職住職其ノ他ノ監守者ニシテ内務大臣ノ命ニ違背シ國寶ヲ出陳セザルトキハ内務大臣ハ其ノ出陳ヲ強要スルコトヲ得

第十條 社寺ニ下付シタル保存金ハ地方長官之ヲ管理ス

第十一條 社寺ニ下付シタル保存金ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十二條 第十條及第十一條ノ保存金ハ其ノ利子ヲ包含スルモノトス

第十三條 監守者其ノ監守スル所ノ國寶ヲ竊取シ、毀棄シ、隱匿シ若ハ他ノ物件ト變換シ又ハ第五條ノ規定ニ違背シタルトキハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

第十四條 物件ナルヲ知リテ之ヲ讓受ケ、借受ケ、擔保ニ取り、寄藏シ若ハ其ノ牙保ヲ爲シタル者ハ六月以上三年以下ノ禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第十五條 過料ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但シ其ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得過料ハ檢事ノ命令ニ依リテ之ヲ徵收ス其ノ徵收ニ付テハ民事訴訟法第六編ノ規定ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於ケル檢事ノ命令ハ執行文ノ効力ヲ有ス

第十六條 第七條ニ依リ出陳シタル國寶ノ監守者ノ怠慢ニ由リ國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ國庫ハ命令ニ定メタル評價ノ方法ニ從ヒ其ノ損害ヲ賠償スルモノトス但シ其ノ評價額ニ關シテハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第十七條 本法ニ定メタル保存金及補給金トシテ國庫ヨリ支出スヘキ金額ハ一箇年拾五萬圓乃至二十萬圓トス

附 言

特別保護建造物ニ付テハ、左ノ方法ニヨリ、制札ヲ建設ス可キモノトス、參考ノ爲メ掲載スベシ、

○特別保護建造物制札建設

明治卅五年八月十三日 内務省訓令第十五號  
古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物ニ指定セラレタル建造物ニ對シ保護上必要アリト認メタル場合ハ明治六年敎部省第十三號達神制札ニ準シ制札ヲ建設スベシ制札ニハ左記禁止條項ニ準シ該當社寺ノ意見ヲ徵シ保護上必要ト認ムル條項ヲ掲グベシ

- 一、建物ヲ汚濁又ハ毀損スルコト
- 二、製煙ヲ爲スコト



- 一、狼りニ火ヲ用ルコト
- 一、土足又ハ塵物ノ儘上ルコト
- 一、建物ニ樂音スルコト
- 一、建物ニ廣告等ノ類ヲ貼付又ハ打付スルコト

**問題** 神社には如何なる制札を建設す可きものなるや

**答案** 定、一車馬を乗入る事、一魚鳥を採る事、一竹木を伐る事、一土砂を掘取る事、一汚物を運搬する事、右條々境内に令禁者也、年月日、及び所屬官廳名を記載したる制札を、社頭に建設すべきものとす、(右ノ如キ制札ハ本来ハ官國幣社並ニ府縣社ノミナラズ、社以下ノ神社モ之ニ準シタル制札ヲ建設スルモ差支ナシ)

### 第七章 雜則之部

○守札ニ關スル件 明治十五年十月十八日 内務省乙第五十五號

神社寺院ノ守札ト可認モノ及神佛號ヲ記載セル畫像ハ其神社寺院ノ外出版不相成候儀ト可心得此旨相違候事

但從前屆濟ノ分ト雖モ本文ニ低觸シ不都合ト認ムル場合ニ於テハ更ニ申出ヘシ

**問題** 右法文を解釋せよ、

**答案** 神社寺院の守札と認むべきもの及神佛號を記載せる畫像は、其神社寺院の外出版する能はず、故に若し個人に於て、神社寺院より出版すべき、神符守札及び畫像等を出版せんか、本規則により取締を受け發行を禁止せらるゝ者とす、抑も神符守札にして信仰の標的となるべきものは、凡て神社寺院の神符守札中に包含さるゝ者とす、故に個人は信仰の標的となるべき神符守札は、發行すること能はざるものとす、即ち圖書繪畫(明治四年法律第十五號出)と認められ得べきものは此の限にあらす、故に若し天照皇大神の御畫像を個人に於て發賣せんか、美術品と云ふよりも信仰標的に近きと見做さるゝものは、伊勢皇大神宮の守札に類似の廉を以て取締を受けるは余儀なき次第とす、

**参考**

本規則は明治二十四年七月訓令第十二號神職奉務規則に關連あるものなれど該規則は神職進退に關する部に明なれば今茲に掲げず、

**問題** 神符と守札との區別を問ふ、



**答案** 神符は宮號、社號、祭神號等を標記せる、大麻玉串の類と稱せるものにして、遙拜、禮拜等、崇敬の標的となるものにして、守札に一身乃至一家守護の靈符として、信賴の標的となるものを云ふ、但し神符守札の稱は、舊來の慣習によりて各社より發する名稱にして、精密に區別すること難く、或場合には兩者殆んど區別なきことあり、

**問題** 神社に於て布教をなすことを得るか、理由を附して説明せよ、

**答案** 神社に於ては布教をなすこと能はず、神社は帝國の神祇を鎮祭せる靈場にして、報本反始の精神より起りたるものなれば、宗教とは一切關係なきものとす、故に神社に於て布教をなすは、神社本來の性質に反き、神社の尊嚴を穢すに至る、故に神社に於て布教をなすは明治三十一年を以て禁止せられたり、

備考

○神社ニ於テ布教ヲ爲スコトヲ禁ス 明治三十一年二月廿二日 答乙第二四五號通牒

教宗派ニ屬スル教師ニシテ神社ニ於テ布教ヲナス者往々有之哉ニ相聞ヘ候處右ハ神社ヲ以

テ宗教ニ混同スルノ嫌アリ神社ノ管理上甚メ不都合ニ候間以後神社ニ於テ右等ノ所業無之様取締方特ニ注意有之度候命ニ依リ此段申進候也

**問題** 神社附屬の講社とは如何なるものを謂ふや

**答案** 神社の氏子信徒等の數人乃至數千人が團結して、其神社の維持保存を目的とするが爲め、又は其神社の祭典費を寄附するが爲め、或は社殿の造修費を寄附し、又は神社への參詣を目的とするが爲めに、講社を結ぶことあり、是を神社附屬の講社と云ふ、例へば保存講、神樂講、參詣講、祭典會等の如し、講員は講社の規約に依りて、其講へ入、退會し其他講社の組織、管理方法、講員の出捐すへき金錢上の義務、講社の資産關係等總て講則により規定せらるゝものとす、而して多くは其神社の神職が、其講社の主たる役員なりとす、然れとも神社と講社とは、二にして一ならず、神社の財産と講社の財産とは混同すへからず、假令神職と講社役員とは同一人なりと雖も、其資格に於て互に相異なれば、彼此相混雜ならしむるを許さず、

**問題** 神社附屬講社の設立に付、其要件並手續を問ふ、



**答案** 神社附屬講社の設立は、政府の認可を受けざるべからず、神社に於て之を設立せんとするときは、其必要なる事由及講社規則等を記し、地方長官へ出願すべし、(若し官國幣社附屬講社なるときは、地方長官は内務大臣へ經伺の上許否せらるゝものとする) 地方廳は教法部類、即ち神道教會に紛らはしきや否や、又講社の内容等を調査の上、認可せらるるものとす、

備考

○明治十五年十一月七日内務省丁第三號達

一社屬ノ講社ニシテ教法部類ニ非ルモノ新ニ結集候ハ、其方法場所等ヲ詳具シ地方廳ヲ經テ當省へ届出ヘシ此旨相達候事

○明治十五年十一月二十七日内務省乙第六四號達

府縣社以下神社附屬ノ講社ニシテ教法部類ニ非ルモノ、今後新ニ結集スル者ハ地方廳ニ於テ調査認可シ當省へ可届出此旨相達候事

附言

明治十九年九月二十七日内務省令第十六號ヲ以テ地方廳ヨリ内務省へ届出方ニ付テハ廢止セラレタリ

**問題** 神社附屬にあらざる講社とは如何なるものを云ふや、又其取締法を問ふ、

**答案** 神社附屬にあらざる講社とは、有志者相集りて講社を設立し、神社へ參詣し、又神社に金穀等を奉納するを目的とするものにして、其講社の事務も亦有志者之を處辨するものなり、其設立に關しては別に政府の規則なし、

**問題** 講社にして、寄附金募集の願を政府に差出さるべからざるものは、如何なる種類の講社なりや、

**答案** 廣く金穀を集めて神社に寄附するを目的とするもの、例へば神社の或る建物の造修費を得る爲めに講社を組成するが如きものあり、此の如き講社は畢竟金員米穀を醴集する手段たるに過ぎざれば、講社設立と同時に寄附金募集を内務大臣に伺ひ出願せざるべからず、故に若し、此際寄附金募集が許可せられざれば、從て其講社も亦設立する能はざるなり、



**問題** 神社に於て寄附金を募集するも亦政府の許可を受けざるべからざるものなりや、

**答案** 神社が寄附金を募集し、又は負債を募集するとき、及び神社が直接に此等の募集を行はずして、他の者代りて募集する如きも、總て政府の許可を受けざるべからず、又此の場合に於て、神社が寄附金又は負債募集の爲めに講社を設立するも、同じく政府の許可を要し、其講社の總ての責任は、神社に屬するものとする、

附 言

著者記、神社附屬ノモノニアラザル、講社中、往々神社ノ爲メニスルヲ名トシテ、人ヲ瞞着シ、金員ヲ募集シ、神社ヘハ其集メタル金員ノ幾部分ヲ寄附スルニ止メ、大部分ハ自己ノ懐ヲ肥シ、或ハ又神社ヨリ撤下セル神饌品ニアラザル物ヲ、撤下ノ神饌品ト稱シテ、多額ノ初穂料ヲ講員ヨリ貪リ、其他種々ノ奸策ヲ廻ラシ、私慾ヲ專ニスルモノアリ、故ニ此等詐偽的ノ講社取締方法トシテ、明治二十八年十二月二十日内務省令第二十號ヲ發布セラレタリ、(新法令欄参照)

**問題** 神社に於て寄附金募集を出願する際、其願書に認むべき事項を問ふ、

**答案** 第一募集の目的、第二募集の方法、第三募集の金額、第四募集の區域、第五募集の期間、(前各號に掲ぐるもの)、外、負債に付ては利率及び償還の方法)を列記し、又募集の目的が社殿玉垣等の修繕若は建築なるときは、設計見積書并に仕様書を添付し出願すべきものとし、又神社以外のもの即ち講社若くは團體に於て、神社の爲めに寄附金募集を出願する際は、各員の履歴書及び財産目録を添付すべし、而して又神社に於て、寄附金募集の許可を受け、他人(神職以外を云ふ)をして其募集に従事せしめんとするときは、其住所氏名職業年齢を記載したる願書を、神社所在の地方廳へ差出し、知事の認可を受くべし、

**問題** 寄附金の募集區域、他府縣に涉るものも神社所在府縣内の寄附金募集と同じく、地方長官の許可を受くべきものなりや否や、

**答案** 神社所在地以外の府縣に涉る寄附金募集は、地方長官を経由し、内務大臣の許可を受くるを要す、而して此際は神社所在の地方廳を経由し、内務大臣の許可を受くれは、募集區域が他府縣に涉ると雖も、其府縣に願書を提出するの必要なし、



參 照

明治卅一年七月七日内務省令第六號第三條  
明治卅五年五月十六日宗教局通牒宗甲第二號 参考スベシ

**問題** 寄附金募集に於て如何なる取締方法ありや、

**答案** 寄附金募集の許可を受けたる後、願書と違背の行為ありたるときは、二十圓以下の罰金に處せられ、又地方長官に於て募集上不都合ありと認むるときは、臨時検査を施し、又場合により地方長官に於て許可したる寄附金募集なるときは、直ちに指令を取消すを得、又内務大臣に於て許可したる寄附金募集に付ては、地方長官が不都合と認むる際は、意見を上申することを得、又内務大臣は必要により、許可の指令を取消し得るものとす、

**問題** 神社に金穀財産を寄附したる際、如何なるものが、明治十六年三月二十六日太政官達第十七號金銀木盃金圓賜與手續中、第二條（公益の爲めに金穀財産等を寄附したるものに金銀木盃を賜ひ又は褒賞と之を併せ賜ふときは其等差左の如し云々）により行賞せらるゝものなりや、

**答案** 神社並官國幣社、及官祭招魂社の社殿にして、官營に屬する個所（神宮は總て官營個所とす）の造修費及び保存資金に對して、寄附せしものに限る賞與せらるゝ定めなり、即ち神社並官國幣社及び官祭招魂社の官營に屬する個所に、金穀財産を寄附したるものは明治十六年三月太政官達第十七號第二條にある如く、公益の事業を授けたるものとし行賞せらるゝ（此等の神社へ基本財産として土地を寄附したる者も亦本則に依り行賞せらるべし）

備考

○明治三十年三月三十一日愛乙第五〇五五通牒  
官國幣社ノ官營個所ニ對シ金穀財産ヲ寄附シタルモノハ從來賞與相成候處明治二十年度以降ハ保存金ヲ以テ支辨スベキ經費及ビ營繕費ヲ補充スル爲メ金穀財産ヲ寄附シタルモノハ別ニ經伺ヲ要セズ明治十六年太政官達第十七號ニ依リ行賞方御取扱相成可然其他ノモノハ其都度御伺出相成度依命此段及通牒候也

○明治二十年六月十七日内務省訓第五二九號



神宮並官國幣社及官祭招魂社社殿以下官營ニ屬スル箇所造修費等寄附賞與ノ儀明治十六年第十七號公達ニ準據施行候處本年三月内務省訓令第十五號ヲ以テ官國幣社ノ分官費營繕十九年度限り廢止候得共從前官營ニ屬シタル箇所ニ對シ寄附候者ニ限り賞與可相成候條其取扱方ハ總テ從前ノ通タルベシ

右訓令ス

近來神社ノ祭禮ニ際シ永世祭典費ヲ寄附スルトカ、或ハ餘興費ヲ出資スルトカ、或ハ神社ノ維持費ヲ出資ストカノ目的ノ爲メニ、諸處ヨリ何々神社保存若クハ崇敬法社團或ハ財團法人ナルモノ設立セラルト聞ク、故ニ左ニ民法中法人ノ章ヲ掲ケ、又舊例トシテハ二三例題ニツキ示スベシ、

○民法中法人ノ章

明治二十九年四月二十三日  
法律第八十九號

第二章 法人

第一節 法人ノ設立

第卅三條 法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニヨルニ非テサレバ成立スルコトヲ得ズ

第卅四條 祭祀宗教慈善學術技藝其他公益ニ關スル社團又ハ財團ニシテ營利ヲ目的トセル

モノハ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ニ爲スコトヲ得

第三十五條 營利ヲ目的トスル社團ハ商事會社設立ノ條件ニ從ヒ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

前項ノ社團法人ニハ總テ商事會社ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十六條 外國法人ハ國、國ノ行政區畫及商事會社ヲ除ク外其成立ヲ認許セズ但法律又

ハ條約ニヨリテ認許セラレタルモノハ此限ニアラズ

前項ノ規定ニヨリテ認許セラレタル外國法人ハ日本ニ成立スル同種ノモノト同一ノ私權

ヲ有ス但外國人が享有スルコトヲ得ザル權利及法律又ハ條約中ニ特別ノ規定アルモノハ

此限ニアラズ

第卅七條 社團法人ノ設立者ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一、目的

二、名稱

三、事務所



四、資産ニ關スル規定

五、理事ノ任免ニ關スル規定

六、社員タル資格ノ得喪ニ關スル規定

第卅八條 社團法人ノ定款ハ總社員ノ四分ノ三以上ノ同意アルトキニ限り之ヲ變更スルコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニアラズ

定款ノ變更ハ主務官廳ノ認可ヲ受クルニアラザレバ其效力ヲ生セズ

第卅九條 社團法人ノ設立者ハ其設立ノ目的トセル寄附行爲ヲ以テ第卅七條第一號乃至第五號ニ掲ケタル事項ヲ定ムルコトヲ要ス

第四十條 財團法人ノ設立者カ其名稱事務所又ハ理事ノ任免ノ方法ヲ定メズシテ死亡シタルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニヨリ是ヲ定ムル事ヲ要ス

第四十一條 生前所分ヲ以テ寄附行爲ヲ爲ストキハ贈與ニ關スル規定ヲ準用ス遺言ヲ以テ寄附行爲ヲ爲ストキハ遺贈ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十二條 生前處分ヲ以テ寄附行爲ヲ爲シタルトキハ寄附財産ハ法人設立ノ許可アリタルトキヨリ法人ノ財産ヲ組成ス

遺言ヲ以テ寄附行爲ヲ爲シタルトキハ寄附財産ハ遺言カ效力ヲ生ジタル時ヨリ法人ニ歸屬シタルモノト看做ス

第四十三條 法人ハ法令ノ規定ニ從ヒ定款又ハ寄附行爲ニヨリテ定リタル目的ノ範圍内ニ於テ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第四十四條 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

法人ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行爲ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ贊成シタル社員理事及之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帶シテ其賠償ノ責ニ任ス

第四十五條 法人ハ其設立ノ日ヨリ二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲナスコトヲ要ス

法人ノ設立ハ其主タル事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲナスニ非テサレバ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ズ



法人設立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ一週間内ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス  
第四十六條 登記スベキ事項左ノ如シ

- 一、目的
  - 二、名稱
  - 三、事務所
  - 四、設立許可ノ年月日
  - 五、存立時期ヲ定メタルトキハ其時期
  - 六、資産ノ總額
  - 七、出資ノ方法ヲ定メタルトキハ其方法
  - 八、理事ノ氏名住所
- 前項ニ掲ケタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ一週間内ニ其登記ヲナスコトヲ要ス登記前ニアリテハ其變更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 第四十七條 第四十五條第一項及前條ノ規定ニヨリテ登記スベキ事項ニシテ官廳ノ許可ヲ

要スルモノハ其許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第四十八條 法人ガ其事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ一週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ同期間内ニ第四十六條第一項ニ定メタル登記ヲナスコトヲ要ス  
同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタルトキハ其移轉ノミノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

問題 法人とは如何なるものを云ふや、

答案 法人とは、法律にて自然人の團體又は財産の團體に人格を與へ、一定の範圍内に於て、權利義務の主體たることを認許せられたるものを云ふ

問題 法人の種別を擧げ及び之を説明せよ、

答案 法人は之を大別して二と爲す公法人私法人是れなり、  
公法人とは、國家の職務の全部又は一部を行ふ爲めに存在するものを云ふ、一國の行政區劃、即ち府縣郡市町村の如きは最も重なる公法人なり、  
私法人とは、公益又は營利の目的を以て、國家の職務に關係せざる、私の事業を營む爲



めに存在するものを云ふ、又私法人は分つて二と爲す、社團法人財團法人是れなり、

**問題** 民法第三十四條(條文ハ前ニア)を説明せよ、

**答案** 本條文を説明するに當り、先第一に社團又は財團なることより説明せんに、社團とは社員の團體にして、一定せる共同の目的を有するものを云ひ、財團とは無主の財産の集合體を云ふ、而して此等社團又は財團にして、其目的が祭祀なり、宗教なり、慈善事業なり、其他學術及技藝等の公益事業、即ち直接公衆の利益となるものにして、營利を目的とせざるもの、(營利ヲ目的トスル者トハ自)は主務官廳の許可を得て、法人と爲すことを得と云ふが、本條文の意味なり(祭祀、宗教、慈善ニ付テハ内)務省學術技藝ニ付テハ文部省)

**問題** 社團法人中、營利を目的とするものとは如何なるものを云ふや、

**答案** 社團法人中、營利を目的とするものとは會社なり、(鐵道會社、保險會社、石油會社、養蠶會社、等を云ふ、此會社には商社會社と民事會社(組合)との區別あり、商社會社は商業を營むものを云ひ、之に關する事項は商法の規定する所なり、民事會社は商業以外の營利事業を營むものを云ふ、例へば農業、養蠶業等を營む會社組合の如し然れと

も民事會社と雖も、商法の規定により取締らるゝものとする、又設立後と雖も、商社會社に關する規定を準用せらるゝものとする、

**問題** 私益即ち營利を目的とする財團法人なるものありや、

**答案** 私益を目的とするものは、社團法人中にはあれども、私益を目的とする財團法人なるものあることなし、財團法人は總て公益を目的とするものなり、

**問題** 法人設立の要件を問ふ、

**答案** 法人設立の場合に於ては、其設立者に於て定款を作り、之に左の事項を記載することとを要す、

- 一、目的
- 二、名稱
- 三、事務所
- 四、資産に關する規定
- 五、理事の任免に關する規定



六、社員たる資格の得喪に關する規定

(財團法人設立ノ場合ニ於テハ本條項ヲ要セズ蓋シ財團法人ニハ社員ナキヲ以テナリ故ニ寄附行為ヲ以テ第一號乃至五號ニ掲ゲタル事項ヲ定ムルコトヲ要ス)

法人は、無形のものにして且意思なきものなれば、必ず設立者に於て、豫め其成立及び活動の基本と爲るべきものを定め置くにあらざれば、法律上一人として存し且働くこと能はず、故に其設立者即ち發起人は(計團法人ニ於テハ將來社)一の基本約束即ち法人の憲法とも云ふべき定疑を作り、其成立及び活動に重要な事項を、豫め定め置く必要あり、故に

第一に何の爲めに其法人を設立したるかを知らしむるが爲めに、其目的を記載し、  
第二には、吾人各々氏名を有すると等しく、無形人たる法人にも名稱を付することを要す、

第三に、事務所即ち法人の住所を定め置く必要なり、

第四に、後日争を生じ或は世間の疑惑を惹く恐なき爲めに、資産に關する規定、  
第五に、法人は自ら働くこと能はざるが故に、代て働く理事なるもの、任免に關する規定、

定、

第六に、社團法人にありては、社員と爲ることを得へき資格、又は退社、除名等に關する事項を規定するを要す、

以上要件の如何により、法人の消長に大なる關係を有するものにして、其一を缺くときは、法人は成立することを得ざるものとす、又其記載せる事項は、主務官廳の許可又は不許可の標準と爲るものとす、

問題 民法第三十四條により法人を設立する場合に、内務大臣の許可を要するもの、書類認め方に付て、普通の場合と異なる所を記せ、

答案 民法第卅四條により設立する法人中、祭祀、宗教、慈善に關するものは、内務大臣の許可を受く可きものにして、財團法人たると社團法人たるとに拘らず、事務所所在地の地方長官を経由して、内務大臣に申請すべきものにして其願書は一通を要す、又宛名は内務大臣なりとす、故に其指令も内務大臣より地方長官を経由して、設立者は下附せらるゝものとす、



備考

○明治三十二年四月廿八日内務省令第十號

第一條 社團又ハ財團ニシテ民法第卅四條ニヨリ之ヲ法人ト爲スコ付内務大臣ノ許可ヲ要スルモノハ主タル事務所所在地ノ長官ヲ經由シ其ノ申請書ニ通テ差出スベシ其許可ヲ得テ設立シタル法人及ビ民法施行法第十九條ノ法人ニ於テ内務大臣ノ認可スル場合亦同シ

第二條 前條ノ法人ヨリ内務大臣ニ差出スヘキ願届書ハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スベシ

第八章 新法令之部

○神社寺院佛堂境内地使用取締規則 明治三十六年十一月廿日 内務省令第十二號

神社寺院佛堂境内地使用取締規則左ノ通り相定ム

神社寺院佛堂境内地使用取締規則

第一條 神社寺院佛堂境内地左記各號ノ一ニ該當スルモノヲ除クノ外其神社寺院佛堂以外

ノ者ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得ス

- 一、一時間リノ使用
- 二、參詣人休息所等其ノ使用三箇月以内ニ止マルモノ
- 三、公益ノ爲メニスル使用

第二條 前條ノ使用ヲナサントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ神社寺院佛堂ノ承認ヲ得且地方長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ前條第一號ノ場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受クルヲ要セス

- 一、事由
- 一、名稱
- 一、構造形狀、寸尺等ノ概要 但シ必要ニ應ジ圖面ヲ添付スベシ
- 一、文字圖書ヲ記スルモノハ其ノ文字圖書

- 一、期限
- 一、使用料

- 一、坪數、位置 但シ必要ニ應ジ見取圖ヲ添付スベシ



前項各號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦前項ニ同シ

第三條 地方長官前條ノ許可ヲ與ヘントスル場合ニ於テ其事項第一條第三號ノ使用ニシテ三箇月ヲ超過スルモノナルトキハ内務大臣ノ認可ヲ稟請スヘシ

第四條 地方長官ハ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ其使用ヲ禁止シ又ハ其建設物ノ改造撤却其他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

一、制規ノ手續ヲ經サルトキ

一、期限ヲ經過シ又ハ許可ヲ取消シタルトキ

一、神社寺院佛堂ノ爲メ必要ナリト認メタルトキ

第五條 本令ニ依ル許可ハ之ヲ取消スコトヲ得

第六條 本令ハ建物アル遙拜所ノ境内地使用ニ付テモ之ヲ準用ス

第七條 本令ハ明治三十六年十二月一日ヨリ施行ス

問題 右規則中、第一條第一項一時限りの使用、及び第三項公益の爲めにする使用とは如何、

答案

神社境内地は、神聖なる區域なれば、其の神社寺院佛堂に於て使用する以外の使用方に付き、行政上制限を附し、之を三種に限られたるものなり、即ち其第一、一時限りの使用とは、一時境内地の一部を借りて招魂祭を営むとか、一村の集會をなすとか極めて短期の使用を云ふ、公益の爲にする使用とは、境内地の一部に、學校或は病院等の公益事業に使用するを云ふ、(此の外參詣人休憩所等に用ゆる際三箇月以内の使用は許可せらるゝものなり)

斯の如く、種々の制限を附せられたるは、境内地を神聖に保たしめ、神職若くは住職は勿論氏子等に於て、不良の行爲をなすを許さざるなり、茲に一言すべき事は、此等官有境内地の使用管理に關し、民有境内地も是れに準じ取締らるゝものとす、元來民有境内地と雖も、所有者に於て社寺に使用を承諾せる以上は、行政上の取扱に、凡て服従するを承諾せるものと見て可なり、

問題

右規則第四條を解釋せよ、

答案

制規の手續を経ぶるとは、地方長官の許可を受くべきを受けざるとか、或は社



寺の承諾なきを詐りて許可を受けたる場合、若くは初め許可を受けて後ら使用年數或は位置を變更し、若くは建設物を變更する事等を云ふ、此等の場合及び使用期限を経過し、又は許可を取消されたる時、又は社寺佛堂の爲め必要なりと認められたるときは、其の使用を禁止され、又は改造取却其他必要なる措置を命ぜらるゝことあり、是等の場合は拒むこと能はざるは勿論なりとす、

問題 勅令第二百二十號 明治三十九年六月七日とは如何なる勅令なりや、

答案 右勅令には神社、寺院、佛堂が合併したるが爲めに不用に歸したる境内地が官有地にして、官有財産管理上留置く必要あるものを除くの外は、内務大臣に於て之を合併先きの神社、寺院、佛堂に譲與し得る旨記載せられ居れり、

○勅令第二百二十號 明治三十九年六月七日

神社寺院佛堂ノ合併ニ因リ不用ニ歸シタル境内官有地ハ官有財産管理上必要ナルモノヲ除ク外内務大臣ニ於テ之ヲ其ノ合併シタル神社寺院佛堂ニ譲與スルコトヲ得

問題 右勅令を解釋せよ

答案 現今府縣社以下神社の總數、十九萬三千有餘にして、就中村社無格社を合せ其數十八萬九千餘あり、是等神社の内、由緒正しく規模完備し、從て維持方法確立せるものあれども、境内狹少にして建物矮少且由緒もなく、信徒氏子等に乏しく、維持方法確立せざる所謂山野路傍の小祠又多し、又寺院にありては、其數七萬餘、佛堂は三萬七千餘の多數を占む而して是等寺院佛堂中にも荒廢に近きもの亦尠からず、故に是等神社寺院佛堂中、體裁を備へざるものを整理せしめんが爲め、本勅令は發布せられたるものなり、即ち境内地にして官有地なるものは、其神社寺院佛堂を他の神社へ合祠したるとき、官有財産管理上、必要政府ニ於テ保存ノ必要アル場合ヲ云フ、あるものを除くの外、内務大臣に於て、其跡地を合併したる神社佛堂に譲與することを得、と云ふ勅令なりとす、  
官有地ハ凡テ内務大臣ノ管理ニ屬スルモノナレバ、矢張此等讓與權内務大臣ニ於テ行ヒ得ル旨規定セラレタルナリ、

○内務省令第二十二號 明治三十八年十二月廿日



神佛ノ參拜其他ノ代理周旋行爲取締ノ件左ノ通之ヲ定ム

第一條 神佛ノ參拜若ハ神樂祈禱禁厭ノ請求若ハ神符守札其他ノ物品ノ請受ニ關スル代理又ハ周旋を爲ス行爲ニシテ財物ヲ受ケ又ハ受ケントシ因テ公安ヲ害スルノ慮アリト認ムルモノハ廳府縣長官東京府ニ於テハ警視總監ニ於テ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得  
禁止及制限ノ效力ハ全國ニ及フ

第二條 前條ノ禁止又ハ制限ヲ命セラレタル場合ニ於テ其命令ニ違背シタル者及情ヲ知之ヲ幫助シタル者ハ二十五日以下ノ重禁錮又ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

問題 右法令ノ意義を説明せよ、

答案 本令は神佛の代參、或は神樂祈禱禁厭等の代理を依頼され、若は其周旋をなすものにして、詐偽的行爲のある者を取締る規則なりとす、

第一條 神社佛閣より遠國に住居する者が、直接參拜すること能はざるに際し、其代參を依頼され、若は直接參拜するも、凡ての周旋をなすを業とし、其れが爲め報酬を受け又ハ報酬を受けんとして、其の行爲が社會の安寧秩序に害を及ぼす慮ありと認められ

たるときは、地方長官は勝手に其事を禁止し、又は制限を施すことを得、此際其制限又は禁止の効力は、日本全國に普及するものとす、仍ち東京府に於て禁止せられたる者は假令他府縣に於ては其事に付き禁止せられざると雖も、効力を失ふものとす、東京府に於ては警視總監が其權力を有せり、(東京府に於ては東京府知事並警視總監共に地方長官なるが故に殊に規定せられたるなり)

只參拜のみならず、神樂祈禱禁厭等の依頼を受くるものも、同様にして、又神符守札其他の物品を代理を以て受け、又は其等のものを周旋する行爲をなすものも同様に取締らるゝなり、

第二條、第一條により禁止又は制限を命せられたる場合に、其命令を背て其等の行爲をなしたる者、及び命令に背きたる者たることを知て、其者の行爲を援助したる者は、共に廿五日以下の重禁錮か、又は廿五圓以下の罰金を命じて差支なきことを規定せられたるなり、故に此等の刑罰の命令権は、無論地方長官の職權に屬するものとす、

本規則は、例へば神宮其他に於て何々敬神講、何々神樂講等の名稱の許に、不良の行爲



あるものを禁止する目的なるべし、

問題 勅令第九十六號 四月廿日 とは如何なる勅令なりや、

答案 勅令第九十六號は、府縣社以下神社に奉仕するものは、實に忘るゝ可らざる樞要なる勅令なりとす、即ち府縣以下神社へ、神饌幣帛料を供進せらるゝと云ふ勅令なり、府縣社以下神社も、國家の宗主なれば、國家が崇敬の意思を表示せられたるものなり、即ち府縣社は府并に縣の崇敬の祠にして、郷社は郡又は市の崇敬の祠にして、村社は市又は町村の崇敬の祠たること、本勅令により益々明白にせられたるなり、故に府縣社に對しては、府並縣は、府縣費を以て支辨すべく、豫算として府縣會に提出し供進することを得、以下の郷社並村社に對しても、夫々郡又は市又は町村は、郡會又は市會又は町村會の同意を得て、供進することを得るものとす、此場合に若し右等府、縣會、郡會、市會、並町村會に於て否決したるときは、強制施行は爲すこと能はざるものとす、如何となれば、右勅令に供進することを得とありて、是非供進せよと命令せられざればなり、然れども右等供進の神社を指定するは、地方長官の職權なりとす、即ち縣

勅令に、神饌幣帛料を供進することを得べき神社は、地方長官之を指定すとあるを以ても明かなり、又神饌幣帛料の施行期日並其の金額は、内務大臣に於て定めらるゝ旨規定せらるゝ、又第三條を見るに、北海道沖繩縣等の市制並町村制を施行せられざる地方に於ける此等幣饌料は、別に内務省令第廿號を以て規定せらるゝ、

○勅令第九十六號 (明治廿九年四月廿日)

- 第一條 府縣ハ府縣社、郡、又ハ市ハ郷社、市ハ町村ハ村社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得前項ニヨリ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ハ地方長官之ヲ指定ス
- 第二條 神饌幣帛料ノ金額ハ内務大臣之ヲ定ム
- 第三條 北海道沖繩縣其他市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テル府縣社郷社村社ノ神饌幣帛料ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

附 則

本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム

問題 内務省令第十九號 六月二十八日 を説明すべし、



**答案** 内務省令第十九號は、勅令第九十六號(明治三十八年四月第二條)により、府縣社郷社村社に神饌幣帛料を供進すべき金額を定められたり、即ち府社縣社に對しては、一社に付き金參圓の神饌料並金七圓の幣帛料、郷社へは一社に付き金貳圓の神饌料並金五圓の幣帛料、村社一社に對しては、金壹圓の神饌料並金四圓の幣帛料を供進する旨規定せらる。

○内務省令第十八號 (明治三十九年六月二十八日)

明治三十九年四月勅令第九十六號ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○内務省令第十九號 (明治三十九年六月二十八日)

明治三十九年四月勅令第九十六號第二條ニ依リ府縣社郷社村社ニ供進スベキ神饌幣帛料ノ金額左之通定ム

府縣社	二付社	金拾圓	金三圓	幣神
郷社	二付社	金七圓	金二圓	幣神
村社	二付社	金五圓	金壹圓	幣神
			金四圓	幣神
			圓	料

問題 内務省令第二十號(明治三十九年六月廿八日)を説明せよ、

**答案**

本省令は、勅令第九十六號(明治三十九年四月第三條)に依り、北海道、沖繩縣、東京府伊豆七島、長崎縣對馬、島根縣隱岐、鹿兒島縣大島は、市制町村制を施行せざる地方なるが故に、別に本省令を以て規定せらる、即ち北海道にては、縣社へは北海道地方費より、郷社村社へは區制一級二級町村制を施行せざる地方は區町村費より、神饌幣帛料を供進することを得る旨規定せらる、

又東京府の伊豆七島は、従前より府社には府税より郷社村社には島費より、神饌幣帛料を供進し居りしが、將來も供進することを得る旨規定せられたり、(従前より供進し來りたる金額概して一社に付き百圓餘と覺ゆ)

長崎縣對馬、島根縣隱岐、鹿兒島縣大島に於ける縣社へは縣税より、郷社村社へは區町村費より供進することを得る旨規定せられ、而して其神社は北海道にありては北海道長官其他の地方にありては所在府縣知事が指定するものたることは他の地方に同じ、且つ其の神饌幣帛料の金額は、明治三十九年六月内務省令第十九號の如く、府縣社は拾圓、郷社は七圓、村社は五圓と定めらる、又其施行期日は明治四十年一月一日よりなり、



○内務省令第二十號 (明治三十九年六月二十八日)

明治三十九年四月勅令第九十六號第三條ニ依リ北海道及市町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル府縣社郷社村社の神饌幣帛料ニ關スル件左之通定ム

北海道ニ於ケル縣社ニハ北海道地方費ヨリ郷社村社ニハ區又は町村區制一級二級町村制ヲ施行セル地方ハ區町村費ヨリ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得

東京府伊豆七島ニ於ケル府社ニハ府稅ヨリ郷社村社ニハ從前ノ例ニヨリ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得

長崎縣對馬島根縣隱岐及鹿兒島縣大島ニ於ケル縣社ニハ縣稅ヨリ郷社村社ニハ區町村ヨリ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得

神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得ヘキ神社ハ道廳長官府縣知事之ヲ指定ス  
神饌幣帛料ノ金額ハ明治三十九年六月内務省令第十九號ヲ適用ス

本令ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

問題 國幣社例祭の神饌幣帛料は、國庫より供進せらるゝものなるが、其金額を列載せよ

答案 明治三十八年一月迄は、明治七年大藏省乙第三十八號達を以て、國幣中社には幣帛料金拾六圓及び神饌料金四圓、國幣小社には幣帛料金拾貳圓神饌料金參圓供進せられ居りしが、三十八年四月より、左の通り増額せられたり、是れ官幣中、小社例祭幣帛料に等しからしむる様改正せられたるなり、

備考

○國幣社幣帛神饌料増額ノ件 (廿八年一月十九日 内務省令第一號)

國幣社例祭ノ節供進スヘキ幣帛神饌料本年四月一日ヨリ左ノ通り改正ス

國幣中社	金貳拾五圓	金十八圓	神幣帛料
國幣小社	金貳拾圓	金十六圓	神幣帛料
		金四圓	神饌料

○官國幣社以下神社并寺院佛堂境内

官有地木竹管理規則 (明治三十六年三月廿六日 内務省令第二號)



官國幣社以下神社並寺院佛堂境内官有地ノ木竹管理規則左ノ通り定ム

第一條 官國幣社以下神社並ニ寺院佛堂ニ於テ其境内官有地ノ木竹ヲ採取セントスルトキハ本規則ニヨルヘキモノトス

第二條 枯損木竹又ハ障碍木竹ヲ採取セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 官國幣社本殿並其周圍ノ垣、拜殿、幣殿、神饌所、社務所及府縣社以下諸社、

本殿、拜殿並寺院、佛堂ノ本堂、庫裡ノ造修用材ニ必用ナル木竹ハ地方長官ノ許可ヲ得テ之ヲ伐採スルコトヲ得但神社、寺院、佛堂ノ合併又ハ移轉ノ場合ヲ除ク外樹木ニ付テハ左ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ス

一目通五尺以上一丈未満ノ樹木ハ其ノ一割以内

一目通一尺以上五尺未満ノ樹木ハ其ノ二割以内

前項ニ該當セサル建造物ト雖モ古社寺保存法ニヨリ特別保護建造物ニ指定セラレ又ハ同法ニヨリ修理費ノ補助ヲ受ケタル建造物及神社寺院佛堂ニ特別ノ由緒ヲ有スル建造物ノ造修用材ニ對シテハ前項ヲ適用ス

第四條 前條ノ建造物ニシテ災害復舊等ノ爲メ已テ得ザル事由アルトキハ前條ノ制限ニ拘ラズ地方長官ノ許可ヲ得テ之ヲ伐採スルコトヲ得

第五條 林藪ノ經營上必要ナル伐採ヲナサントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 前三條ニ該當スルモノト雖モ神社寺院佛堂ニ由緒アル木竹及風致ニ必要ナル木竹ハ之ヲ伐採スルコトヲ得ズ

第七條 境内地ノ林藪五町歩以上ニ涉ルモノハ特別保護ノ方法ヲ設ケ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ但五町歩以下ノモノト雖モ地方長官ニ於テ必要ト認ムル場合ハ本條ノ規定ニヨラシムルコトヲ得

第八條 境内地ノ林藪ニ於テハ土石、切芝ノ採取又ハ樹根ノ採掘ヲナスコトヲ得ズ但神社寺院佛堂ニ於テ地方長官ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ非ズ

第九條 地方長官ニ於テ境内地ノ林藪荒廢ノ虞アリト認ムルトキ其他境内ノ狀況林藪經營ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ經營ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

第十條 境内地ノ林藪ニ接續スル原野ニ火入ヲナサントスル者ハ三日以前ニ警察官署ニ届



出テ境内ノ林藪ニ對シ防火ノ設備ヲナスベシ警察官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前  
項ノ火入ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十一條 社寺佛堂ノ管理者本規則ニ依リ許可ヲ受クヘキ場合ニ於テ其手續ヲ怠リタルト  
キハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第十條第一項ニ違背シ又ハ同條第二項ノ禁止又ハ制限ニ違背シタルモノハ二十  
五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 本規則ハ建物アル遙拜所ノ境内官有地木竹ノ管理ニ之ヲ準用ス但第三條ニ依ル  
伐採ハ遙拜殿ノ造修用材ニ限ル

第十四條 明治十五年八月二日内務省番外示達社寺境内伐木取締概則ハ之ヲ廢止ス  
第十五條 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

問題 官國幣社以下の神社に於て、境内地が官有なるとき、伐木を採取せんとするには如  
何なる規定ありや、

答案 此の場合、明治三十六年三月二十六日付内務省令第二號を以て、官國幣社以下

神社並寺院佛堂境内官有地木竹管理規則なるものあり、

問題 境内官有地の枯損木竹又は障碍木竹を採取せんとするには如何なる手續に依るべき  
ものなりや、

答案 此の場合、其理由を認め地方長官の許可を受くべきものとす、

問題 神社の造修用材として、境内官有地内にある必要なる木竹は、何々の建物に限り許  
可せらるゝものなりや、

答案 官國幣社にありては、本殿並其周囲の玉垣、拜殿、幣殿、神饌所、社務所に限ら  
る、又府縣社以下郷村無格社に於ては、本殿拜殿に限らる、尤も古社寺保存法により、  
特別保護建造物に指定せられ、又は同法により修理費の補助を受けたる建造物、及其神  
社に特別の由緒を有する建造物の造修用材に對しては前同様に造修用材として修理し得  
る建物に加へらる、

問題 官國幣社以下神社の造修用材として、境内官有地にある樹木を伐採するには、樹木  
に如何なる制限ありや、



**答案** 此場合は、目通り五尺以上一丈未満の樹木は、其の一割以内、目通り一尺以上五尺未満の樹木は、其の二割以内を地方長官の許可を得て、伐採することを得る旨規定せらる、

**問題** 本省令に依り、造修用材として用ゆる樹木は、前問題の答案に於ける制限より、常に超ゆること能はざるものなりや、

**答案** 神社の建物中、修理することを得べき建造物にして災害復舊等の如き已むを得ざる場合は、制限を超へ、地方長官の許可を得て伐採することを得(制限下、目通り五尺以上通一尺以上五尺未満ノ樹木ハ、其二割以内ヲ謂フ)

**問題** 神社の由緒上若くは風致上必要なる木竹、又は林藪の經營上必要なる樹木は伐採することを得るや、

**答案** 由緒若くは風致上必要なる木竹は、如何なる場合と雖も伐採すること能はず、又林藪の經營上伐採するの必要ある樹木は、地方長官の許可を受け伐採することを得、  
**問題** 官有神社境内地の林藪が何町歩以上のものは特別保護の方法を設け、地方長官の

認可を受くる必要ありや、

**答案** 境内地の林藪は、五町歩以上に涉るときは特別保護の方法を設け、地方長官の認可を受けざる可らず、又五町歩以下のものと雖も、可成特別保護の方法を設け、地方長官の認可を受くるを可とす、

**問題** 官有境内地の林藪に於て、土石切芝の採取、又は樹根の採掘をなすことを得るか、

**答案** 右の場合に於て、土石切芝の採取、又は樹根の採掘は、其神社寺院佛堂に於て、地方長官の許可を受けたるもの、外なすこと能はず、

**問題** 官有神社境内地の林藪に接續する原野に、火入をなさんとするものは如何なる手續を経可さか、又此際如何なる制裁法ありや、

**答案** 此場合は、火入をなさんとする三日以前に、所在警察官署に届出で、境内の林藪に對し、防火の設備をなす可し、又此際警察官署に於て必要ありと認むるときは、火入を禁止し又は制限を施すことを得、

**問題** 神社寺院佛堂の管理者が、明治二十六年三月内務省令第二號(官國幣社以下神社並



寺院佛堂境内官有地木竹管理規則)に依り、許可を受くべき場合に於て、其手續を怠たりたるものは、如何なる制裁法ありや、

答案 此場合には、同則第十一條に依り、廿五圓以下の罰金に處せらるゝと云ふ制裁あり、

問題 官有神社境内地の竹藪に接續する原野に、火入をなさんとするものが、警察官署の許可を受けず、又防火の設備をなさないとき、又は警察官署の禁止に背きたるときは、如何なる制裁ありや、

答案 此場合は、廿五圓以下の罰金に處せらるゝものとす、

問題 官有境内地にある遙拜所の木竹は、如何なる法規に依り取締らるゝや、

答案 官有境内地にある遙拜所中建物あるものは、明治三十六年三月内務省令第二號に準じ、境内地の木竹は管理せらるゝものとす、又此際拜殿のみの造修用材に限り、地方長官の許可を得て、目通五尺以上一丈未満の樹木は、其一割以内、目通一尺以上五尺未満の樹木は、其二割を伐採することを得、

○預金取扱規程中改正 明治三十五年一月廿七日 大藏省令第一號

明治二十六年大藏省令第十九號預金取扱規程中左ノ通り改正ス

第三條 「但通帳ハ一人一冊ニ限ル」ノ十一字ヲ追加シ第三號書式ノ預金通帳中拂戻高、主任者印ノ下差引高、ノ一欄ヲ増加ス

第二十四條 但書ヲ「法人タル府縣郡市町村會社等ニアリテハ擔當者ノ記名調印ヲ要セス」ト改ム

第廿五條 中社寺教會々社ノ下へ「府縣郡市町村又ハ其他ノ法人」ノ十三字ヲ追加ス

○登録税法中改正 明治廿八年三月十一日 法律五十七號

登録税法中左之通改正ス

第二條 第一項第三號ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條ニ依リ設立シタル社團又ハ財團法人カ寄附行為ニ因リ所有權ヲ取得シタルトキハ不動産價格千分ノ十



附 記

右兩則ハ神社ニモ關係アレハ列載セリ、

○從來官國幣社會計規則ハ、一纏メニナリシモノ無ク、諸種ノ法規ニ依リ示サレタルヲ、  
〔明治十三年六月二十四日通達〕 去ル三十六年八月ニ至リ、内務省令第九號ヲ以テ一纏メトシ、會  
計規則ヲ制定セラレシカ、本年一月又左ノ如ク改正セラレタリ、

○内務省令第一號 明治四十年一月十六日

官國幣社會計規則左ノ通改正ス

官國幣社會計規則

第一章 收入支出

第一條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

一會計年度所屬ノ出納ニ關スル事務ハ翌年度四月三十日迄ニ終結スヘシ

第二條 收入支出ハ會計主任ニ於テ宮司ノ決裁ヲ經營司ノ職名ヲ以テ執行スルモノトス

第三條 毎年度收入ノ内國庫供進金社入金(用途指定寄附金ヲ除ク)ノ一分五厘以上ハ營業費ニ充ツルモ

ノトス

第四條 用途ヲ指定シタル寄附金ハ其ノ用途以外ニ費消スルコトヲ得ス

第五條 社入金(用途指定寄附金ヲ除ク)一箇月三十圓以上ナルトキハ左ノ割合ニヨリ毎月豫備資金ヲ積  
立ツベシ但シ一箇月三十圓以内ナルトキト雖モ適宜積立ヲ爲スコトヲ得

三十圓以上 百分ノ四

五十圓以上 百分ノ六

百圓以上 百分ノ十二

二百圓以上 百分ノ十三

四百圓以上 百分ノ十五

六百圓以上 百分ノ十七

八百圓以上 百分ノ十九

千圓以上 百分ノ二十二

三千圓以上 百分ノ二十四



五千圓以上

百分ノ二十六

第六條 毎年度收入支出ハ別記様式ニ依リ豫算ヲ調製シ前年度二月末日迄ニ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

豫算ノ追加更正ヲ要スルトキハ其ノ時々認可ヲ受クヘシ

第七條 豫算各項ノ金額ハ地方長官ノ認可ヲ得テ之ヲ流用スルコトヲ得但シ營繕費ハ他ニ流用スルコトヲ得ス

第八條 毎年度收支決算並ニ資金明細書ハ別記様式ニ依リ二通ヲ作り翌年度五月三十一日迄ニ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ハ之ヲ審査シ七月三十一日迄ニ其ノ一通ヲ内務大臣ニ進達スヘシ

第九條 會計帳簿ハ別記様式ニ依リ調製スヘシ

第十條 支拂ハ正當ナル債主若ハ其ノ代理人ノ受取證書アルモノニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第十一條 經費ノ剩餘ハ剩餘蓄積金ニ編入スヘシ

第十二條 社入金中ヨリ寄贈ヲサントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ但シ地方長官ニ於テ其ノ年度社入金豫算二十分ノ一以上ノ寄贈ヲ認可セントスルトキハ内務大臣ニ稟請スヘシ

第十三條 過誤拂ト爲リタル金額ハ其ノ年度内ニ在テハ之ヲ支拂ヒタル經費ニ戻入レ年度經過ノ後ハ剩餘蓄積金ニ編入スヘシ

第十四條 經費取扱ノ爲メ特ニ爲替方ヲ設ケントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二章 各社共通金

第十五條 各社共通金トシテ國庫供進金ヨリ積立ツヘキ額ハ其ノ一分五厘トス

第十六條 各社共通金ヨリ支出スヘキ費途ハ臨時營繕費及宮司赴任旅費トス

第十七條 各社共通金ヨリ支出セル臨時營繕費ハ別途整理スヘシ

前項營繕費ニ殘金ヲ生シタルトキハ之ヲ各社共通金ニ戻入ルヘシ

第三章 資 金

第十八條 資金ノ種別ハ左ノ如シ



一 基本財産

二 豫備資金

第五條ニ依リ積立タル資金及其利子ニシテ臨時營繕費ニ充ツルモノトス  
從前ノ非常豫備金ハ豫備資金ニ編入ス

三 剩餘蓄積金

第十一條ニ依リ蓄積シタル資金及其ノ利子ニシテ經費不足ノ場合ニ於テ其ノ補足ニ充ツルモノトス  
從前ノ經費及營繕費殘蓄積金ハ剩餘蓄積金ニ編入ス

四 各種ノ資金

第十九條 資金ハ各別ニ整理スヘシ

第二十條 用途ノ定マレル各種ノ資金ハ其目的ニ反シテ費消スルコトヲ得ス

第二十一條 基本財産ノ利子ヲ經費ニ充テントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ但シ  
地方長官ニ於テ其ノ年ノ利子三分ノ一以上ノ支出ヲ認可セントスル場合ハ内務大臣ニ稟

請スヘシ

第二十二條 豫備資金、剩餘蓄積金及各種ノ資金ヲ支出セントスルトキハ地方長官ノ認可  
ヲ受クヘシ但シ地方長官ニ於テ豫備資金ノ支出ヲ認可セントスルトキハ内務大臣ニ稟請  
スヘシ

永代神饌料、永代燈油料ノ類ニシテ年々其利子ヲ支出スヘキ目的ニ成レル資金ノ利子支  
出ニ就テハ認可ヲ受クルコトヲ要セス

第二十三條 資金ハ國債證券若ハ地方長官ノ認可シタル種類ノ有價證券ト爲スカ又ハ中央  
金庫、本支金庫、郵便官署、日本銀行ニ預入ルヘシ

特別ノ事情ニ因リ前項ニ依リ難キモノハ基本財産ノ外地方長官ノ認可ヲ得テ他ノ銀行ニ  
預入ルルコトヲ得

第二十四條 有價證券ハ中央金庫、郵便官署、日本銀行又ハ日本興業銀行へ保管ヲ委託ス  
ヘシ

特別ノ事情ニ因リ前項ニ依リ難キモノハ地方長官ノ認可ヲ得テ他ノ銀行ニ保管ヲ委託ス



ルコトヲ得

第二十五條 前二條ニ依ル保管、委託、預入又ハ引出シハ宮司ノ職名ヲ以テシ其ノ引出シニハ地方長官ノ添書又ハ加印ヲ要スルモノトス

第四章 責 任

第二十六條 會計主任ハ禰宜、主典ノ中ヨリ宮司之ヲ定メ地方長官ニ報告スヘシ會計主任疾病其ノ他事故ノ爲メ職務ヲ行フコト能ハサルトキハ宮司ニ於テ他ノ禰宜、主典ヲシテ事務ヲ代理セシメ地方長官ニ報告スヘシ

第二十七條 會計主任及其ノ代理者ハ現金又ハ有價證券ノ保管ニ就キ責任ヲ負フモノトス  
第二十八條 會計主任及其ノ代理者ハ自身ニ事務ヲ執ラサルヲ事由トシテ其ノ責任ヲ免ル、コトヲ得ス但シ代理者ヲ置キタル場合ニハ會計主任ハ其ノ代理者ノ行爲ニ就テハ責任ヲ負ハサルモノトス

第二十九條 地方長官ニ於テ會計主任及其ノ代理者ノ過失又ハ怠慢ニ因リテ損失ヲ生シタ

リト認ムルトキハ之ヲ辨償セシムルコトヲ得

第五章 雜 則

第三十條 現金ヲ受入レタルトキハ鎖鑰アル金櫃ニ保管シ其ノ鎖鑰ハ會計主任ニ於テ監守シ金櫃ニハ宮司又ハ其ノ代理者ト會計主任トノ相封ヲ爲スモノトス  
前項金櫃ハ社務所ニ於テ會計主任之ヲ保護シ會計主任退出後ハ宿直ノ者ニ於テ之ヲ監護スルモノトス

第三十一條 賽錢箱ハ鎖鑰ヲ設ケ會計主任及宮司又ハ其ノ指定セル神職ノ立合ヲ以テ開封セシムヘシ

第三十二條 地方長官ハ社入金ヨリ神職及雇員ニ對シ毎月手當ヲ給スルコトヲ得

第三十三條 撒下ノ神饌、幣帛又ハ供物ハ慣例ニ依リ神職及雇員ニ頒賜スルコトヲ得

第三十四條 古社寺保存法ニ依リ下附セラレタル修理保存費ハ別途整理シ剩餘ヲ生シタルトキハ内務大臣ノ認可ヲ得テ處分スヘシ

第三十五條 本規則中ノ條項ニシテ之ニ依リ難キ事情アル神社ニ就テハ地方長官ニ於テ内



第二項 料 神饌幣帛	第一目 料 神饌幣帛								
	第一目 收入 賽物其他								
第三項 社入金	第一節 神符守札 授與料								
	第二節 賽 錢								
	第三節 神饌及初 穗料								
	第四節 祈禱料								
	第五節 燈油料								
	第六節 社頭繪圖 料								
	第七節 何 々								
第二目 入 境內地收									

務大臣ノ認可ヲ得テ特別ノ規程ヲ設クルコトヲ得

第六章 附 則

第三十六條 本規則ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 第三十七條 明治十年四月内務省乙第四十六號達、同乙第四十七號達、同年六月内務省乙第五十七號達、明治三十六年八月内務省訓令第九號ハ本規則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス  
 (別記)

明治何年度收支豫算

收入					
科	目	何年度 豫算	前年度 豫算	比較増減	備考
第一款 諸 收 入					
第一項 國庫供進	第一目 國庫供進				











合	第一項 豫備金積立	第二款 豫備資金積立				第二項 營繕費
	第一目 豫備資金積立	第四目 各所修繕	第三目 何々修繕	第二目 何々増築	第一目 何々新營	
計						

備考

一本表ノ外必要ニ依リ科目ヲ増設スルコトヲ得

一科目ニ該當ノ事實ナキトキハ其該科目ヲ省キ漸次廢上ケヘシ

合	第六目 境内外地諸費	第五目 旅費	第六節 通信運搬費			
	第一節 備人料	第九節 何々	第八節 雜費	第七節 賄費	第六節 通信運搬費	
計						

第七目 寄贈金

第一節 何々寄贈

第四節 諸稅

第三節 雜費

第二節 苗木購入費



計	拂			計	受					
	何	經 費 ~ 繰 入	何公債證書額面何程買入		何	何公債證書額面何程賣拂	預 金 利 子	公 債 利 子	何公債證書當籤元金	本 年 度 積 金(寄附)
	々			々						

何年度何資金現金明細書

區

分

金

圓

一備考ニ増減ノ事由ヲ記載スヘシ  
 一決算ハ本様式ニ準シ何年度豫算ヲ何年度決算前年度豫算ヲ何年度豫算ト改メ表末ニ備考ヲ設ケ「收支差引  
 殘金何圓」何年度ニ於テ剩餘蓄積ニ編入ス」ト記スヘシ

收 入

一永代神饌料等神社ノ資金トシテ整理スヘキモノ及資金ニ對スル寄附金ノ受人ハ本豫算ニ編入セス別ニ之ヲ整理ス  
 一資金ノ支出ハ各資金別ニ記載スヘシ

支 出

一神慶調度品ノ類ハ祭典費ノ各節ニ豫算スルモノトス  
 一境内外地踏費ニハ境内掃除樹木植付並ニ境外地管理ニ關スル費用ヲ豫算スルモノトス  
 一營繕費中新營、増設ニ關スルモノハ特ニ目ヲ設ケヘシ修繕ニシテ一應百圓以上ノモノ亦同シ



前田	區分	土地段別又ハ建物員數	時價	計	現在				計	拂	
					何々株券	同上	何々國庫債券	同上		何所保管何々公債	何株券賣拂

備考

一有價證券ハ種類及額面ノ異ナル毎ニ區分記載スルモノトス

何年度何資金不動産明細書

計	受				區分	額面種類枚數額面合計	備考	現在	
	何公債買入	高越年度前						何所預金	現金
		何株券	債回國庫	何々公債					

備考

一前年度越高ニハ前年度現在ノ現金及預金ヲ記載スルモノトス

何年度何資金有價證券明細書







備考

一本簿ニハ經費一切ノ收入支出ヲ記載スルモノトス  
 一收入ノ内社入金ハ社入收入簿總括當日ノ計ニ依リ記入シ其ノ他ノ收入及資金ヨリ繰入ルルモノハ直ニ本簿ニ記入スヘシ  
 一經費支拂額ハ經費支出簿社費及營繕費當日ノ支拂高ヲ合セテ記入スルモノトス

何年度社入收入簿	
總括	
年 月 日	金 額
明治四十年四月一日	一五〇〇〇
同 四月二日	一〇〇〇
同 、 、 、	、 、 、
計	、 、 、

通

計

賽物其他收入

年 月 日	摘 要	金 額
明治四十年四月一日	一等守札二十體授與料	一〇〇〇 <small>圓</small>
同 日	神 饌 料	五〇〇
計		一五〇〇
合 計		、 、 、
通 計		、 、 、

備考

一本簿ハ收入第三項社入金ニ屬スル各目毎ニ記載シ尙ホ其總括ヲ記入スヘシ  
 但シ成ルヘシ一冊トシ口別整理スヘシ  
 一各目摘要欄ニハ收入ノ事由ヲ可成詳細ニ記入スヘシ  
 一總括ニハ毎月計及通計ヲ付シ各目ニハ毎日日計ヲ付シ毎月合計及通計ヲ付スヘシ



何年度經費支出簿

社費		豫算	
年 月 日	摘	支出額	豫算殘額
明治四十年四月二日	祭典費外二目支拂	一五〇〇 <small>圓</small>	一四八四 <small>圓</small>
同 三日	廳費、旅費、支拂	三〇〇	一四七二 <small>圓</small>
同 四日	何々	……	……
通計			
節 年 月 日	摘	支出額	豫算殘額
社費、祭典費		三三〇.〇〇	
(神) 同	明治四十年四月二日	神酒一升代何某へ拂	五〇〇 <small>圓</small>
(神) 同	何魚何尾代何某へ拂	六〇〇	一

(器) 同		日	
通計	合計	支出額	豫算殘額
		二〇〇	一
		二二〇〇	三三〇七 <small>圓</small>

備考

- 一本簿ハ各項目毎ニ記載整理スヘキモノトス
- 一項ノ支出ニ就テハ項ニ屬スル各目支拂額ヲ合算一口ニ記入シ毎月計及通計ヲ付スヘシ
- 一目ノ支出ニ就テハ支拂一件毎ニ物品、數量、渡先キ等ヲ記入シ其上欄ニ其當該ノ節ノ符號ヲ記入スヘシ而シテ二件以上ノ支拂アルトキハ日計ヲ付シ毎月合計及通計ヲ付スヘシ
- 一本簿ハ成ルヘク一冊トシ口座ヲ設ケテ區別スヘシ



年月日	摘要	種類	番 號	額 面	保管個所	事 由
四十年四月一日	前年度越高	整理	い六六	百 圓	中央金庫	
同 日	上	整理	い六七	百 圓	同 上	
同 日	×同 上	×整理	×い六八	×五拾圓	×同 上	△四十年五月一日賣却
同 日	同 上	軍事	ろ五五	百 圓	同 上	
△同 日	△計		△四 枚	△三百五拾圓		

何資金有價証券臺帳

×印ハ二條ノ朱抹消  
線、△印ハ朱番ナリ

一 資金ノ支出ハ拂ノ欄ハ經費へ補充ト記シテ一般ノ經費ニ移スヘシ但シ經費ニ組入レ  
 ス單獨ニ支拂フテ便利トスルモノハ直チニ支拂ニ立テ拂ノ欄ニハ其費途及渡先キチ  
 記載スヘシ

一本簿ハ成ルヘク一冊トシ口座ヲ設ケテ區別スヘシ

何年度何資金現金出納簿		年 月 日	摘 要	受	拂	現 金 預 金
同	四十年四月一日	前年度越高		10000		10000
同	六月一日	整理公債證書百圓ニ 對スル利子		5000		5000
同	二日	經費補充トシテ經費 へ繰入ル			5000	10000
計				15000	5000	10000
同	四十年七月一日	何々費何某へ仕拂			3000	97000
同	十日	何々費何某へ仕拂			5000	92000
計				15000	8000	92000
通 計				15000	13000	92000

備考

一 預金ノ預入、拂戻ハ受拂ノ欄ニ記入セス殘ノ欄ニハ實際ノ保管ニ應シ區分記載スヘシ



同	日	買	入	軍	事	五	六	百	圓	何々銀行	金何程ヲ以テ 何某ヨリ買入
同	日	賣	却	整	理	六	八	拾	圓		△金何程ヲ以テ 何某ニ賣却
同	日	計				四	枚	四	百	圓	

備考

一 本帳簿ハ年度毎ニ改製スルヲ要セス  
 一 有價証券ハ一枚毎ニ記載スルモノトス  
 一 當籤償還又ハ賣却シタルトキハ朱書ヲ以テ記載シ且ツ當該證書ノ欄ニ朱線二條ヲ引  
 キテ抹消スルモノトス  
 一 本簿ハ成ルヘク一冊トシ口座ヲ設ケテ區別スヘシ

何資金不動産臺帳

土地ノ部

所 在 地	地 目	段 別	地 價	時 價	摘 要
何縣何郡何村字何々 何番地	田	一段歩	五〇〇〇 <sup>圓</sup>	三〇〇〇 <sup>圓</sup>	明治三十年何月何 日何々ヲ以テ買入

同	同	畑	五畝歩	三〇〇〇	二〇〇〇	何年何月何日何某 ノ寄附
計						何々

備考

一 土地ハ一筆毎ニ記入スルモノトス  
 一 摘要ノ欄ニハ取得ノ事由ヲ記スルモノトス  
 一 異動アル毎ニ計ヲ付スヘシ

建物ノ部

所 在 地	建 物 種 類	構 造	建 坪 數	時 價	摘 要
何縣何郡何村字何々 何番地	住 屋	平 屋	五十坪	二〇〇〇〇〇 <sup>圓</sup>	
同					

備考

一 建物ハ一棟毎ニ記入スルモノトス



内務省令第一號 (明治四十年一月十六日)

道 廳 府 縣

官國幣社各社共通金ヲ以テ營繕費ヲ支辨スル建物ノ種類左ノ如シ

本社 本殿、幣殿、拜殿、祝詞屋、中門、透塀及玉垣木殿周圍ノ假殿必要缺クヘカラサルモノニ限ル鳥居必要缺クヘカラサ

ルモノニ限ル樓門、廻廊、神饌所、社務所

奥宮 本殿、幣殿、拜殿

法 制 史 終

祝 詞 式  
祝 詞 作 文



祝詞

祝詞はノリトと訓み、ノリトゴトの略言にて、宣説言の意義なり。この詞の現今に存するは、延喜式卷の八に、二十餘篇あり。其中に壽詞といふものあり。即ち、ことはぎ祝詞の義なるが、其性質、祝詞と大差なく、同じく祝詞の名の下に攝することを得べしなほ、臺記別記にのせたる中臣壽詞は、延喜式以外のものなり。

この祝詞の出来たる時代に就いては、天兒屋命の天岩戸の前にて、宣り給ひたるが初なりといへども、其詞、今は知るによしなし。賀茂真淵評して云ふ、神賀詞は、舒明天皇の頃のものなるべく、大稜詞は、天智、天武の御代に出で、大殿祭は、持統天皇の御代の末にもや成りぬらんとしへり。本居宣長は、これらは、共に神武の朝にありといへり。但し、真淵も、神賀詞は、遙か昔のものなるを、舒明天皇の頃に補へるならんといひ、宣長も、もろくの祝詞は、上代より傳はれるを天智、天武の御代に改めとのへられたりと見えて、漢文の調も交れりといへり。二説を合せて考ふるに、現今存



する祝詞は、神武の朝よりありたるものを、世々相傳へたるものを、延喜式にのせたるものならん。其中には、二大家の説の如く、御代々々にて補ひられたる所もあらん。

**問題** 新年祭以下諸祭の題意を説明せよ。(但延喜式所載のもの)

**答案** 新年祭、陰曆二月四日の祭事にて、神祇官にて行はる。時令の度に順ひ、年穀の豊熟ならんことを祈る爲め、全國の官幣國幣の諸神を祀るなり。神祇令に、仲春新年祭義解に、欲令歲災不作時令順度一即於三神祇官一祭之故云云新年とあり。此祭の始は、崇神天皇の御宇に、天神地祇に祈りければ、風雨時にしたがひ、百の物みのりぬとあるを見れば、これよりして、此祭は、起りしなるべし。

春日祭、春日とは、大和國添上郡にある地名なり。其春日に齋き祀らせ給ふ神は、四座ありて、武甕槌命、經津主命、天兒屋命、萬幡姫命、の四柱なり。神名式に春日祭神四座と見ゆるは是なり。祭日は、四時祭式に、二月、十一日、上の申の日なりとあり。此祭の始は、貞觀元年十一月なり。この祝詞は、上古の如き文體にあらざれば、後世の作ならんとは、一般の學說なり。

廣瀨大忌祭、廣瀨は、地名にて、大和國廣瀨郡なり。大忌は、大にいむことにて、祭事に穢れを忌むことの甚しき義か、又祭事を猥にせずして、大に慎む義か、いづれにしても、祭の行事より起りし語なるべし。さて、この祭神は、穀物を掌り給ふ神にて、若宇賀賣命と申す。神名式に、廣瀨座、和加宇賀賣神社と見ゆる是なり。此祝詞は、此神に穀物の水害を受けざらんやうに願ふ詞にて、四月と七月とに、使を立てらるなり。古へは、宮中にて祭らせられしが、天武天皇四年より、使を立てらるること、はなりぬ。

而して持統天皇の御宇、毎年四月七月御使を遣はさるるも、日は定らざるが如し。

龍田風神祭、龍田は、地名にて、大和國平群郡にあり。風神は、風を掌る神なり。祭神は、龍田比古、龍田比賣なるべし。神名式に、大和國平群郡龍田座、天御柱、國御柱神社二座、龍田比古、龍田比賣二座と見ゆる是なり。其祭の初は、崇神天皇の九年四月なりとぞ。さて其在所につきては、眞淵翁は、龍田山の東西の麓、立野といふ所に座しぬ。今もこゝを立野村といへり。其立野のもりのみづかさの内に、東に向つてある社二つあり。是れ比古神、比賣神なり。其大社の東に小社あり。こは後に齋られたるにて知



れがたしといはれき。又或説に、今法隆寺の所によろしき社二あり。是を龍田の本宮といひなすは偽なり。こゝは、立野の御旅所なること今もしかり。又この社の裏に、古き崖のあるは、古陵墓の地なること著し。然るをこゝをのみ拜して、立野のもとを知らず、過る人あり。立野は、其法隆寺より南の方へ、今の道二十町ばかりにて、木深く物ふりたる社なり。必ず行きて拜むべしとあり。この二説によりて、社のある所は、立野なることあきらかなり。

平野祭、平野は、地名にて、山城國葛野郡の平野なり。其平野にまします神は、四柱にて、今木、久度、古開、比賣神の四神なり。これ平野の祭神にて、神名式に山城國葛野郡平野座神社四座とある是なり。この祭の始は、延暦年中といひ、弘仁年中といひ、仁壽九年といひ、貞觀元年といひ、或は天安二年ともいひて、明に定めがたし。されども、彼此を考ふれば、天安二年六月、貞觀元年と改元ありつれば、改元の前々月即ち四月に始められしにもあらん。又此祭神を桓武天皇の後裔諸王、諸臣に至るまで、氏神として齋さ給ふよしは、今木の神は、日本武尊にましまして、源氏の氏神なり。久度の神は、

仲哀天皇にましまして、平氏の氏神なり。古開の神は、仁徳天皇にましまして、高階氏の氏神なり、相殿比賣神は、天照大神にましまして、大江氏の氏神なり。されば、氏神として、在京王臣の祭るは勿論、天皇にも祭らせ給ふなり。故に、太政官式に、平野祭、四月、十一月、上の申、參議以上赴集、或皇太子親進奉幣とあり。其儀式の重かりしことを知るべし。

久度、古開、久度は、奈良より平野に遷し奉りし神なり。其神社は、平野郡にあり。祭神は、平氏の氏神にして、仲哀天皇にまします、眞淵翁の言には、平野郡龍田の立野の社の近傍、太和川の河邊に、久度村といふ里ありて、其氏神を齋る社を、この皇神ぞと國人いひたり。されば、久度神社あるより、村名にも、久度を用ひて、それが、其頃まで存せるなるべしといへり。

古開は、いづくにや、古くも今も、考ふべきなし。文徳實錄よりなた、紀どもに、皆久度、古開とついで、神位もひとしきは、同じ所に齋ひ給ふか、さりととも、此祝詞に二所の宮とあれば、本異所はありけん。と祝詞考にいへり。此宮のこと、祭神のこと



につきては、種々の説あれど、とるに足らざれば、こゝに擧げず。六月月次祭、ミナツキノツキナミノマツリと訓み、十二月の祭も、これに准ふ。四時祭式に、月次祭、六月、十二月十一日とあり。神祇令月次祭の義解に、於神祇官、與新年祭一同祭。如庶人宅神祭とあれば、新年祭と等しき祭なるべし。故に、京畿諸國の神たちへ、月毎に幣を奉り、六月と十二月の十一日に、諸國の神主、祝部を神祇官に集めて、頒ち給ふなりとぞ。此祭の始は、大寶以前なるべけれども、何天皇の御宇とも定かならず。大殿祭、オホトノホカヒと訓み、内裏の仁壽殿に於て殿祭を行はせらる、儀式なり。この儀式いと古くよりありて、古語拾遺に云へる如く、神武天皇の御宇の時も、神代のまゝにつたへさしかたを行はせられしならん。其祭日は、四時祭式、に神今食明日平旦とあり。宮内省式に、神今食、新嘗二祭、明旦大殿祭とありければ、其翌朝にまつらせ給ふなり、即ち神今食、新嘗祭は、六月、十二月の十一日なりければ、翌十二日に行はせらる、なり、此祝詞は、大殿のことをことほぎ祝ひていふより殊更、オホトノホカヒと訓むなり。(神今食、カミイマケと訓み、月々新穀を神に奉るより今食殿に於て祭る儀式にして、天皇親らも聞食なり。)さて此儀式は、貞觀儀式に、神祇官以三宮四合一合納玉、一合納切木綿一合納米、一合納酒瓶二居八足案二脚、令神部四人昇之。中臣、忌部、官人、宮主、史生、神部等(著木綿綾襷)左右相分、前行、御巫例案後、至延政門外、置案篋子上、(掃部寮預設之)大舍人、呼門如常。園司、奏云、大殿保賀比能事申賜幸登宮内有官姓名、叫門故爾申。勅曰、令申、園司、傳宣云、姓名乎令申。宮内省進就版、奏云、大殿保賀比供奉幸登、神祇官、姓名候止申。勅曰、喚之、宮内省、稱唯退出、喚神祇官、神祇官稱唯、中臣忌部官人、著木綿綾(忌部之加、木綿釋)立案前、直進仁壽殿、御巫等、入自宣陽門、(中重東西中史之門、候於内裏、隨案共入、至殿東篋子上、御巫等、執篋、中臣忌部御巫等、以次入仁壽殿、(御巫一人、進紫宸殿)散米、一人至承明門散米)忌部、執玉懸殿四角、次御巫等、散米、酒、切木綿、於殿内四角、退出。中臣候仁壽殿南、忌部向異、微聲讀祝詞、訖至浴殿、懸玉四角、次懸圓殿四角、次懸御厨子所四角、御巫等、散米酒一如初、自陰明門退出。次宮主、引神部、至御炊殿、懸木綿、散米酒一如初、内藏寮、賜錄、有差、御巫料、送内

儀式にして、天皇親らも聞食なり。)さて此儀式は、貞觀儀式に、神祇官以三宮四合一合納玉、一合納切木綿一合納米、一合納酒瓶二居八足案二脚、令神部四人昇之。中臣、忌部、官人、宮主、史生、神部等(著木綿綾襷)左右相分、前行、御巫例案後、至延政門外、置案篋子上、(掃部寮預設之)大舍人、呼門如常。園司、奏云、大殿保賀比能事申賜幸登宮内有官姓名、叫門故爾申。勅曰、令申、園司、傳宣云、姓名乎令申。宮内省進就版、奏云、大殿保賀比供奉幸登、神祇官、姓名候止申。勅曰、喚之、宮内省、稱唯退出、喚神祇官、神祇官稱唯、中臣忌部官人、著木綿綾(忌部之加、木綿釋)立案前、直進仁壽殿、御巫等、入自宣陽門、(中重東西中史之門、候於内裏、隨案共入、至殿東篋子上、御巫等、執篋、中臣忌部御巫等、以次入仁壽殿、(御巫一人、進紫宸殿)散米、一人至承明門散米)忌部、執玉懸殿四角、次御巫等、散米、酒、切木綿、於殿内四角、退出。中臣候仁壽殿南、忌部向異、微聲讀祝詞、訖至浴殿、懸玉四角、次懸圓殿四角、次懸御厨子所四角、御巫等、散米酒一如初、自陰明門退出。次宮主、引神部、至御炊殿、懸木綿、散米酒一如初、内藏寮、賜錄、有差、御巫料、送内



侍司令とあるにて、儀式の大凡を知ることを得べし。  
 御門祭、此祭は、宮中四面の御門を祭らるゝなり。祭神は、櫛磐間戸、豊磐間戸二神なり。この祭のこと、古事記、古語拾遺等にあるを見れば、いと古くよりありたるなるべし。さて此祭に預るは、御門巫の職掌にて、忌部は、祝詞、奉幣を爲すなり。四時祭式に、四面祭御門巫、御川水祭、座摩巫、各々行事を爲すと見ゆるにて、明かなり。  
 六月晦大祓、ミナツキツゴモリノオホハラへと訓み、十二月に行ふ大祓も、これに同じ。ツゴモリ、月隠の義にて、月の末をいふ。三十日、三十一日のことなり。此祓といふことには、三あり。一は、穢給ふ御身に着け給ひたるものを抜き棄つるなり。二は、穢れ給ふ御身に、水を滌ぎて穢を清めるなり。三は、悪事あるによりて、贖物を出さしめて、これを拂ふなり。然るを中古より滌身祓をのみ、祓とはいふなり。此祓を、六月、十二月に執行はるゝは、半年、半年の罪穢を祓ひ除かしむるなり。神祇令に、凡六月、十二月晦日、大祓、東西文部、上祓刀、讀祓詞、訖、百官男女、聚集祓所、中臣宣祓詞、卜部爲解除とあり。元明天皇紀に、養老五年七月、始めて、文武百官をして、妻

女姉妹を率ひしめて、六月、十二月晦、大祓の處に會はしむとあるを見れば、一の嚴なる儀式なるを知るべし。其祓に出す物は、天武天皇紀に、五年八月詔曰、曲萬爲解除、用物、則國々國造、輸祓馬一匹、布一常、以外、郡司、各刀一口、鹿皮一張、鏝一口、毎戸麻一條とあり。其より後のことは、延喜式に載れるを以ても知るべし。而して六月、十二月の二度と定りたるは、大寶以後にして、以前は臨時に行はれしものと見ゆ。  
 此祝詞を中臣の祝詞といひ、中臣の祭文といふは、これ中臣家の祝詞に預り、讀み上ぐるなれば、稱へしなり。故に、中臣の祓といはずして、中臣の祓の詞といふべきなり。東文忌寸部、獻三時横刀一時咒、ヤマトノフミノイミキガトモノ、タチナタマツルトキノジュと訓み、西の文部のときもこれに同じ。これ東(大和)の文の忌寸どもの曲の横刀を献る時の祈禱の文といふ意なり。さて、東文忌寸は、應神天皇の御宇、百濟より歸化せし阿直岐が末なり。此阿直岐の子孫、史部になりてより、世々史部を以て世襲とす。初め直の姓を稱へしが、連の姓を賜ひ、遂に忌寸の姓を賜ふに至れり。而して皇城



の東(大和)に住み居る史なるを以て、東文忌寸と稱したるなり。横刀を献るとは、神祇令に、六月、十二月の晦日の大祓に東西の文部、祓刀を上るとあるにて知られたり。さるは、先、天皇の大御身に、御服を奉り、御身の長を量り、御幣を撫でましまし、それより文部の庭に参りて、刀と人形を奉り、咒文を読み申し終つて、祓はあるものなり。西文部、西(河内)の文部のことにて、此は、百濟より歸化せし王仁の末なり。世々史官となりて、皇城の西(河内)に住するを以て、西文部といひたるなり。始め首の姓を稱へしが、連の姓を賜ひ、それより、又忌寸の姓を賜はりたるなり。されば、阿直岐の裔を「やまとのふみび」といひ、王仁の裔を、「かふちのふみび」といふなり。

鎮火祭、ホシヅメノマツリと訓み、宮城の外郭に在りて、卜部氏の火を打ちて祭るにて、火災を防がんがためになす業なり。而して、六月、十二月の晦日の夜に至りて、行ふものなりとぞ。此の如く、火を打つことは、大祓を行はれて、天下の罪穢の清まると同時に、火も鑽り改められし者なるべし。公事根源には、此祭を四角祭といひ、道饗祭を四堺祭といへり。

道饗祭、ミチアヘノマツリと訓み、疫神よけの祭なり。此式は、卜部の人、京城の四角の道にて、鬼魅の他より来るを、京路に入らざらしめん爲に、路上に供物を備へて祭るなり、其名は、衢に御饗を進りて祭るより起りたるなり。此祭は、毎年、大祓の日、晦の申の時に行ふなり。京城四隅とは、京の外郭の外四隅なり。又國に疫病などおこるときは、國の堺にて、祭り、京に疫などあるときは、宮城の四隅にて祭る。是をば後に四角、四堺の祭といふ。令には、常例をのみ舉けたれば、京城四隅の祭の有るなり。其他臨時祭もあり。諸國にても行ふこと諸書にあり。四堺とは、山城の京にては、和泉堺、會坂堺、大枝堺、山崎堺なりと朝野群載にあり。大和の京にては、奈良、立田、大阪、吉野、宇智、宇多などの道のはてともに十處ありと見えたり。此祭の祭神は、八衢比古、八衢比賣、久那斗の神是なり。

大嘗祭、オホニヘノマツリと訓み、新嘗と書くべきに、大嘗と書きたるは、古は、本年收穫したる新穀を天皇も聞食し臣下にも饗するを以て、大嘗とも、新嘗ともいひたるなり。然るに、制度の整ひたる後、一世に、一度行はるゝを大嘗といひ、毎年行はるゝを



新嘗といふなり。神祇志料に、天武天皇の元年、大嘗といふ事見えて、其後四年、五年なるをば、共に新嘗といひ、持統、文武相繼て、大嘗を行ふ。こは、大嘗、新嘗を分ち云ふことの始なること明けし。且年中行事秘抄に、國家大嘗會、天武天皇御世より起るといふは、新嘗、大嘗の分れたる始めのことなり。大嘗祭(一世一度の祭)の時は五畿七道の諸社に十一月卯日幣を班給ふこと式に見ゆ。新嘗祭の時に祭るは、四時祭式にありて、奠幣案上神三百四座(並大社)一百九十八所とあるにて、祭神のことを知るべし。

此祭にて、大嘗、新嘗ともに、新穀を天皇の聞食を主とするものにて、神々に幣帛を奉り給ふは、天皇の大嘗を聞食んとするによりて奉り給ふなり。故に、神々へは、御初を供へ奉るに過ぎざるなり。

鎮御魂齋戸祭、ミタマタイハヒドノニシヅムルマツリと訓み、中宮、東宮の齋戸祭も此に准ふなり。

齋戸は、神祇官の齋院のことにて、八柱神たちを齋祭る處なり。而して鎮魂をなす爲

に、八柱神を齋祭るなり。貞觀儀式に云、鎮魂祭、神八坐、神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳神、事代主、大直日神一坐、大刀一口、弓一張、云々(以上進物)とあり。右中寅日申時、五位以上、及諸司、官人、宮内省に參集、内侍御服を持て内より出で、大膳造酒司、八代物を供給ひ、次猿女を集らす。大臣式部を召して、諸司をまゐらせ、治部を召して、歌女を集らせ、大藏に、鬘木綿を給はせ、神祇伯、御琴ひき、笛吹を召して、合さしめ、歌者始奏、神部堂上にて手を打事を催す。御巫猿女、舞終りて、神祇五位一人、侍從二人、宮内丞一人、内舍人二人、大舍人二人、次を以て進み、庭に舞ふ。並官、宮内省を喚で、酒食を賜ふ三度の後、拍手して退く。是より前、棚の上に槽を伏せ、案上に御衣を置き、かの琴笛をかなつる時、御巫、右の棚のもとにて舞ひ、中臣絲を結ぶ。御巫其宇氣を棒にて、突鳴らす間に、内侍御衣の篋を開けて振動かす。かくして、其御魂結の糸を御かまどの神鍋に入れて封する事など、江家次第抄に委し。此祭のおこれる事は、古事記に、天照大御神、天岩門にかくれます時に、天受賣命、日影を盤にかけ、眞拆を楯として、小竹葉を手舄に結て、天岩屋戸に汗氣伏て



踏みとゆるこし、神懸をなし云々とある事をうつしてなす行事なり。然れば天皇の御魂の岩戸かくれし給はぬ爲の祭なること知るべし。

中宮、皇后及皇太后の御居所を申す。皇后陛下のことなり。然れども、ある時代には、中宮、皇后、並びましたることあり。されどこの中宮とは皇后のことを指せり。○春宮、皇太子の御居所を申すことにて、皇太子殿下のことを指せるなり。

さて十一月中寅日、宮内省にて、鎮魂祭を行ひ給ひて、御魂緒を結び、御魂宮に收め、十二月に至て、そを右の齋戸に鎮奉り、去歳の舊に易ふ。此を鎮御魂齋戸祭とはいふなり。さて鎮魂祭に、御魂を殖したるを、御魂匣に收て、齋戸に鎮祭る事はしも、右の八神は、天皇を始奉り、天下人類の身體を守護給ふ神に座す故に、其神等の齋戸を御魂の御座所と爲たまふ事なりといふ。

伊勢大神宮、此は、天照大御神の宮を伊勢に鎮めましますを以て、伊勢の大神宮と申し奉るなり。大御神、初め崇神天皇六年に、倭の笠縫邑に齋ひ奉りたるを、垂仁天皇二十五年に、伊勢國度會郡五十鈴川上に齋き奉りしことなり。(附言、此等詳しく知らんとせば、延暦儀式帳及倭姫命世記を一覽すべし。)

二月祈年、六月、十二月月次祭、

此等の祠詞は、伊勢の大御神の宮にむかひて、御使中臣の宣申すなり。神宮の例、年中三節祭と云つて、殊に重んずるは、六月、十二月の月次祭と、九月神嘗祭と合せて、三節なり。又祈年祭詞は、既に上に出でたる如く、天社國社とあり、朝廷にては、等しきを、又これに此詞あるは、諸社のは、神主祝部を召上せらるゝを、神宮には御使を以て、奉らせ給ふが爲に、この詞は作られたるなり。さすれば、神宮は、諸社と異なることなれば、殊更丁寧に、大御神の宮に向ひて、御使中臣の申詞なること著し。

豊受宮、

此のとうらげ大神は、五穀を始めて生みませる祖神にして、上下の人の生榮ゆるも、此大神の賜物なれば、日の大御神に並びまして尊く、諸人の崇み奉るも宜なることなり。こは前と同じく、中臣の宣る詞なり。

四月神衣祭、ウツキカムミンマツリと訓み、九月(ナガツキ)の祭もこれに同じ。



此祭は、神衣を大神宮に奉る祭にして、もと、赤引結即ち鬘糸にて、參河の神戸より献りて、伊勢の多氣郡の服部等、服部郷に在りて、之を織るなり。又麻績等は同郡麻績村に在りて麻織戸の麻を以て織るなり、式に、服部戸二十二烟、麻織戸二十二烟と云へり此和妙、荒妙、右二氏の者、始祭月一日より織りなし、十四日に至りて祭に供ふ。其數、大神宮、和妙二十四疋、荒妙八十疋とあり。豊受宮の事式になし。されば、此祭は、大神宮のみにて、豊受宮にはなきことなるべし。此祭の起りは、遠く神代にありて、皇大神の高天原にましまし、とき、桑葉を天香山にとり、養ふ所の鬘の糸を以て織り製るとあるぞ初めなるべき。

九月神嘗祭 (ナカツキノカムナメノマツリ)

神嘗祭は、伊勢の神宮に於て、今年の新穀をもてなせる御酒御饌を供ふるなり。即ち神宮の新しきものを聞食すより神嘗と稱へしなり。神祇令に神嘗祭のことありて、天武天皇以前にも、この祭を行はれたること明なり。宮中に、御同床にましませしときは別に神嘗新嘗と分ちなかるべきを、神宮を他に遷させ給ひて後、二儀式となりたり。よ

つて神嘗祭と申して、本年の新穀を奉りしこと、御世々々の恒例とぞなりにける。故に公事根源には、續日本紀の元正天皇、養老五年九月十一日、天皇内安殿に出御あり。使をして、幣帛を神宮に奉らるゝといふ文を引きて、幣を奉る始めと記しあり、之によつて按ずるに、此祭は、垂仁天皇の御宇より起りて、文武天皇の御宇元正天皇の御宇に式典の法を立てられしなり。然らば、神祭に奉る御酒御饌の祭事は、古くよりありたるが、使を遣されて、幣帛のことありしは、神宮を他に遷され給ひしとき、起りたるなるべし。而して後、式典定まるより、いと嚴なる式となり、其祭の月に入るときは、一日より十一日に至る間、致齋をなして、十二日の朝解齋す。よりて、一日より僧尼、重輕服等の人は參らず。但し行幸のなきときは、眞實御身の潔齋は、十日よりなり。即ち御當日、八省院に行幸せしにして、發遣の式を行はせられ、もし八省院に、さはりあるときは、神祇官廳にて行はせらるゝなり。又其使は、太政官に於て、預め五位以上の王四人を卜定して、其中、卜に合へるもの一人をさしつかはさる。使定まりたるときは、即日出發し、十六日度會の神嘗祭あり、十七日に大神宮の神嘗を行はせらるゝなり。爾



後、多少の變遷はありたれども、かたの如く行はせられたり。  
 齋内親王、イツキノヒメミコと訓み、皇御孫命の御手代として、天照大御神を齋奉らせ給ふ由による稱なり。其始は、皇大神と、皇御孫命と同じ大殿、同じ御座に座まして、神物、官物未だ區別あらざる間、皇女等の其祭祀を主りまし、故を以て、崇神天皇の大御世よりこなた、皇女をして齋奉る常典とはなりぬ。  
 この齋宮となるべき者は、齋宮式に、凡天皇即位者、定伊勢大神宮齋宮齋王、仍簡内親王、未嫁者卜之。とあるにて、齋宮の資格はよくしられたり。而して齋王に簡はれてより、公事神事のあることは、式に委し。齋王あらたに、立給ふ時は、九月の初に間に、齋宮に下り著まして、この神嘗祭に、初て仕奉り給へり。さて、齋王に立給ひて初め野宮に坐すこと三年、其三年に當る八月の末に、京を立まして、九月のはじめに、伊勢に至り給へること諸書に見ゆ。  
 遷奉 大神宮祝詞、オホミカミノミヤウツシマツルノリトと訓み、豊受宮も亦同じとあり。

此詞は、大神宮を二十一年毎に、御造營あり、舊殿より新殿にわたせしのあるときこの詞なり。考に、凡大宮二十年一度、造替正殿、寶殿、及外幣殿、皆採新材、構造自外諸院、新舊通用、自舊宮神寶遷收新殿云々とあり。くはしくは、大神宮式にあり。ついで見るべし。  
 遷却 崇神祭、マタリガミナウツシヤラフマツリと訓み、祟る神を遷し却く祭にして此祭の起は、道饗祭なれど、その祟る神のみ祭るは此祝詞なり。さて道饗祭は、障神を齋ひて、鬼魅の外より來るを、路上に饗しとめて、其内をして、安からしむる祭なるを、此祭は、或は霹靂、或は疫癘等の時に當りて、その荒び健ぶ神靈を外に遷し出さしめて、其内にある所の妖氣を攘ひ逐ふことなり。此即ち四時祭と、臨時祭と相分る、所以なり。  
 遣唐使 時奉幣、モロコシニツカヒナツカハストギミテグヲナタマツルと訓み唐國に使を遣はさる時に、住吉の社に幣を奉る祝詞なり。さて臨時祭式に、開船居時、神祇官、差使向社祭之とあるは、唐に使するものに、船出するとき、官使を差



して住吉社に向て、海上安全を祈り祭るなり。(船居は、湊に船をとりめ置所をいふ。)

出雲國造神賀詞、  
國造は、クニノミヤツコと訓みて、國々にある御臣の義にて、出雲の國造は、穗日命の後なり。大名持命の避り給ひし時、後の祭をば、穗日命なさんものと契りたるより、其後裔は、出雲の國造として、大社に奉仕するなり。出雲國造の神賀詞を奏すことは、出雲の臣の氏人の國造に任せられ、それにつぎて、神賀詞を奏すなり。祝詞講義に、天皇本紀に、天種子命、奏天神壽詞、即神世古事類是也と見えたるは、中臣壽詞の事なるが、かく臣連の家々に、傳へたる神世古事の有様を朝廷に参り、聞上ぐる詞を余基登といふなり。さるは、皇御孫命の天降坐て、初國知看す始に當り、今仕奉る臣連の祖々は、何れも其事に功しく仕奉り、勳功ある神にますが故に、其勳功を發呈すことは、子孫の務にして、子孫の人々の其餘慶によりて、滋蔓居るのみならず、其先祖の勳功によつて、天津日嗣の終古無究に定り坐る御事なれば、上下に通じて、甚めでたき神世の古事なる故に余基登といふ號は出來りしなりとあるによりて、知るべく、先祖の勳功をいひはやすものは、余基登にて、入朝して、天皇に申し奏る詞を神賀詞とはいふなり。

中臣壽詞、

此詞は、前の出雲の國造神賀詞と同じくして、神代より語り傳へたるものなるべし。そは、高天原より皇孫の天降りましまし、時、中臣の遠祖、天兒屋命の御供仕へ奉りてより以來、相傳へて天神の壽詞を申し、かば、其裔中臣の氏人の天皇の即位あらせらるゝときは、壽詞を奏すこと、はなりぬ。されば、此題名とてもなかりしものならんを、中臣氏の奏する壽詞なれば、後に、中臣壽詞とは、名づけたるものならん。

此詞を天神の壽詞ともいふことは、皇祖天神の大御命を受傳へ奏す由なること、云も更なるが、同じ神語の中にも、皇御孫命の天津日嗣の高御座に即せ給ふ初より、天地と日月と共に、照しまして、齋庭の瑞穂を聞食ん事に、皇神の御中、皇御孫命の御中、執持て、茂檜の如く、本末傾けず。中とりもちて中臣の仕奉る事を言壽申述るが故に、殊に壽詞とは云へるにて、知るべし。此詞を奏したることは、持統天皇四年正月朔、天



皇即位の時、中臣大島朝臣、天皇壽詞を奏すとあるを以て、即位の時には、此詞を奏すること明なり。

問題 祈年祭(トシコヒノマツリ)

集侍神主祝部等、諸聞食登宣。(神主祝部等共稱唯、餘宣准此)高天原爾神留坐、皇陸神漏伎命、神漏彌命以、天社國社止稱辭竟奉、皇神等能前爾白久。今年二月爾御年初將賜登爲而、皇御孫命能宇豆能幣帛乎、朝日能豐逆登爾稱辭竟久登宣。

右意義を解釋せよ。

答案 集侍云々聞食宣、神祇官の齋庭に、参り集れる神主、祝部の人達、皆聞き給へと告ぐとの意なり。神主は、神に仕へまつる人、祝部は、神社の雑務を執る人をいふ。宣るとは、述る意にて、言ひ聞かすとか、告ぐとかの意なり。○神主祝部稱唯、これは祝詞の一段訖ることに、お(唯)と答辭を申すことなり。この宣といふときに限らず、餘の所も、こゝに准じて、唯と稱ふとの意なり。○高天原爾神留坐、高天原に神あつりますといふ義。高は添字、あま(天)をまといふは、あを省きたるなり。原は、廣きところをいふ。留ツマリとは、あつまりのあを略きたるなり。坐は、有り、居りの意にて、敬語なり。さて、高天原とは、古來說あれど、神のいす所をいふに過ぎざるなり。○皇陸神漏伎命、神漏彌命以、統べ知ります君の睦み給ふ皇祖の男神、女神の命以てとの意なり。皇陸は、統べ知ります君の睦人の意にて、皇祖をいふ。漏伎は親愛の語にて、伎は、男神の稱、彌は女神の稱なり。命は、敬語にて、現今にて、殿とか、閣下とかいふに同じ。この神漏伎、神漏美は、帝の御祖先のことにて、高皇産靈神と、天照大御神とを指したるなり。○天社國社登稱辭竟奉、皇祖の神達の命を以て、天つ神、國の神の徳を擧げ、美言を盡して稱ふる辭を竟へましたとの意なり。天社國社、天神、國神のことにて、廣くさしたるなり。稱辭、神の徳を擧げ盡して、美め言ふことなり。竟、極め盡す、果す、遂ぐ、濟す、成す、等の意あるものなり。奉、敬語なり。○皇神等能前爾白久、統べ知ります神たちの御前に申し上げるといふ意。白さく、白すの延語なり。○今年二月爾、ささらさ、衣更着の義にて、餘寒未だ去らざるよりいふなり。○御年初將賜登爲而、本年二月四日に、稻作の豐饒ならんことを祈るによりてとの意なり。初は、稻

をいふ。留ツマリとは、あつまりのあを略きたるなり。坐は、有り、居りの意にて、敬語なり。さて、高天原とは、古來說あれど、神のいす所をいふに過ぎざるなり。○皇陸神漏伎命、神漏彌命以、統べ知ります君の睦み給ふ皇祖の男神、女神の命以てとの意なり。皇陸は、統べ知ります君の睦人の意にて、皇祖をいふ。漏伎は親愛の語にて、伎は、男神の稱、彌は女神の稱なり。命は、敬語にて、現今にて、殿とか、閣下とかいふに同じ。この神漏伎、神漏美は、帝の御祖先のことにて、高皇産靈神と、天照大御神とを指したるなり。○天社國社登稱辭竟奉、皇祖の神達の命を以て、天つ神、國の神の徳を擧げ、美言を盡して稱ふる辭を竟へましたとの意なり。天社國社、天神、國神のことにて、廣くさしたるなり。稱辭、神の徳を擧げ盡して、美め言ふことなり。竟、極め盡す、果す、遂ぐ、濟す、成す、等の意あるものなり。奉、敬語なり。○皇神等能前爾白久、統べ知ります神たちの御前に申し上げるといふ意。白さく、白すの延語なり。○今年二月爾、ささらさ、衣更着の義にて、餘寒未だ去らざるよりいふなり。○御年初將賜登爲而、本年二月四日に、稻作の豐饒ならんことを祈るによりてとの意なり。初は、稻